

令和 5 年度

# 事業の概要

国民健康保険・国民年金

—令和 4 年度の事業実績—

大 垣 市

# 目 次

## 国民健康保険

事業の沿革	1
事務機構	
組織と事務分掌	6
職員配置	6
運営協議会	
構成及び委員氏名	7
協議会開催状況	8
被保険者	
被保険者数	16
世帯数	16
被保険者の資格得喪状況	18
保険給付	
給付の内容	19
給付の状況	20
療養の給付の件数・費用額の割合	21
療養諸费率表	22
高額療養費の支給状況	22
高額介護合算療養費の支給状況	22
出産育児一時金・葬祭費の給付状況	23
傷病手当金の支給状況	23
人間ドックの助成状況	23
第三者行為等による事故の発見とその処理状況	24
不当利得の発見とその処理状況	24
保険料	
賦課方法	25
保険料率の推移	26
賦課状況	27
調定額1世帯・1人当たりの額	29
軽減額の推移	29
軽減の状況	30
収納状況	31
保険財政	
令和4年度決算	33
決算状況	36
決算額被保険者1人当たりの額	37
決算額1世帯当たりの額	38
令和5年度予算状況	39
令和4年度国民健康保険加入者の所得階層状況	41

国民健康保険上石津診療所

事業の概要	42
施設の概要	42
事業実績	42
令和4年度決算	43
決算状況	44

参考資料

国民健康保険事業状況報告書（事業年報） A表	45
B表（1）	46
B表（2）	48
B表（3）	49
B表（4）	50
C表（1）	51
C表（2）	52
C表（3）	53

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）

E表（1）	54
E表（2）	55
E表（3）	56
F表（1）	57
F表（2）	58

付 録

大垣市国民健康保険条例	59
大垣市国民健康保険条例施行規則	77
大垣市国民健康保険運営協議会規則	82
大垣市国民健康保険診療所設置条例	83
大垣市国民健康保険診療所設置条例施行規則	84

国 民 年 金

国民年金事業の沿革	85
年金財政等	
国民年金事務費予算	93
国民年金事務費決算	94
被保険者数	
被保険者数の状況	95
保 険 料	
収 納 状 況	96
保険料免除者状況	97
国民年金受給権者給付状況	
旧 制 度	98
基 礎 年 金	100

# 国民健康保険

## 事 業 の 沿 革

昭和32年	6月	民生商工部保健課に国民健康保険を設置し、事業の準備を開始
昭和33年	2月	基礎調査
昭和35年	4月	民生商工部・保健課・国民健康保険係を昇格し、国民健康保険課を創設 庶務・保健・納付の3係を設置
	7月	準備委員会を設置し、委員長を互選 被保険者代表 10名 医療担当 " 9名 公 益 " 8名
	8月	第2回準備委員会を開催
	9月	大垣市国民健康保険 条例可決 保険料制で、昭和36年1月1日発足を決定、全市域に亘り、自治会単位で 説明会を開催
	10月	被保険者台帳作成
	11月	被保険者証作成
	12月	大垣市国民健康保険条例施行規則 公布 大垣市国民健康保険運営協議会規則 公布 大垣市国民健康保険料納付組合に関する規則 公布 国民健康保険委員 343名委嘱 説明会を開催し納付組合の結成を図る 国保運営協議会委員を委嘱 被保険者代表 4名 医療担当 " 4名 公 益 " 4名 第1回国民健康保険運営協議会を開催
昭和36年	1月	国民健康保険事業発足 世帯主 6割 世帯員 5割 給付期間 転帰まで 給付範囲 往診・入院の給食・寝具・歯科ほてつ 助産費1,000円 葬祭費2,000円 保険料最高限度額を30,000円に決定
	4月	給付制限撤廃
	10月	世帯主の結核、精神病7割給付実施
昭和38年	4月	管外医療費の支払を国保連合会に委託払とする
	10月	世帯主7割給付実施
昭和39年	2月	部課設置規則改正に伴い、国民健康保険課内に保健係・年金係を併設
昭和42年	1月	世帯員7割給付実施

	4月	保険年金課に改め、国民健康保険係・国民年金係・保健係の3係となる 永住許可のある韓国人の国保加入を認める
	9月	不破郡赤坂町吸収合併
昭和43年	3月	第1回国保健康家庭を市長表彰
昭和44年	3月	第2回国保健康家庭を市長表彰
昭和45年	3月	第3回国保健康家庭を市長表彰
	7月	国保条例一部改正
昭和46年	3月	第4回国保健康家庭を市長表彰
	4月	国保条例の一部を改正し、朝鮮人の国保加入を認める
昭和47年	3月	第5回国保健康家庭を市長表彰
昭和48年	3月	第6回国保健康家庭を市長表彰
	4月	医療費の支払を国保連合会に全面委託払とする
	5月	機構改革にともない、民生商工部から民生部となる
昭和49年	1月	高額療養費支給制度を実施 自己負担額 30,000円
	3月	第7回国保健康家庭を市長表彰
	12月	第8回国保健康家庭を市長表彰
昭和50年	4月	賦課割合の応能割50%を70%に、応益割50%を30%に改正 保険料の軽減世帯に対し更に800円、500円の上積により弱者救済をはかる
昭和51年	3月	第9回国保健康優良家庭を市長表彰
	4月	督促手数料1通50円に引き上げ
	10月	第10回国保健康優良家庭表彰（10年連続表彰1世帯）
	11月	9.12災害の被災者保険料減免
昭和52年	4月	全外国人の国保加入を認める 擬制世帯主の賦課廃止
	11月	第11回国保健康優良家庭表彰 第1回国保委員、納付組合長研修会
昭和53年	12月	第12回国保健康優良家庭表彰 第2回国保委員、納付組合長研修会
昭和54年	11月	第13回国保健康優良家庭表彰 第3回国保委員、納付組合長研修会
昭和55年	10月	第14回国保健康優良家庭表彰 第4回国保委員、納付組合長研修会
昭和56年	10月	第15回国保健康優良家庭表彰 第5回国保委員、納付組合長研修会
昭和57年	10月	第16回国保健康優良家庭表彰 第6回国保委員、納付組合長研修会
昭和58年	2月	老人保健法施行
	10月	第17回国保健康優良家庭表彰 第7回国保委員、納付組合長研修会
昭和59年	10月	退職者医療制度施行

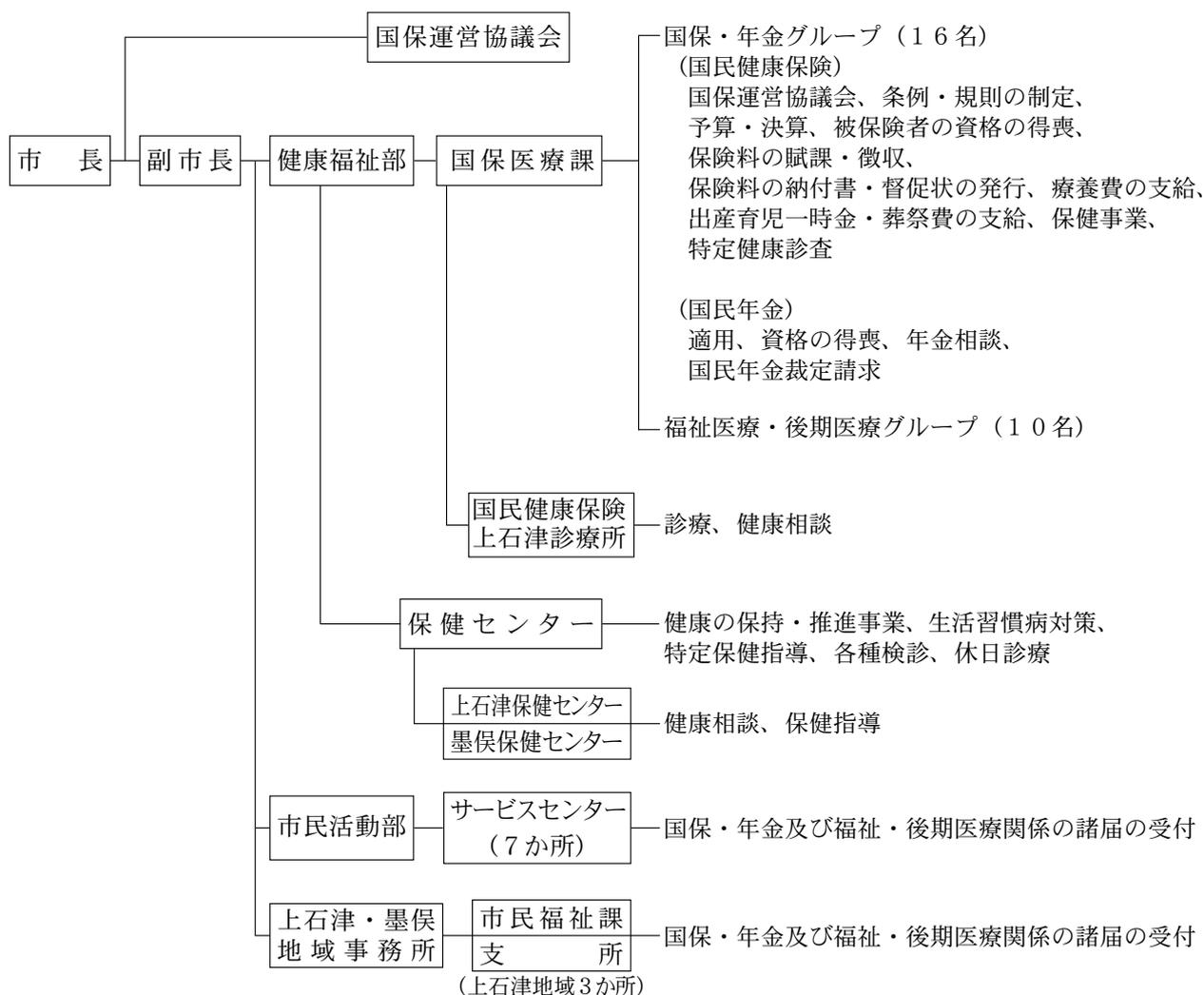
		第18回国保健康優良家庭表彰
		第8回国保委員、納付組合長研修会
昭和60年	10月	第19回国保健康優良家庭表彰
		第9回国保委員、納付組合長研修会
	2月	嘱託徴収員制度実施
昭和61年	4月	所得割額を「市民税方式」から「旧ただし書方式」に改正
	10月	国保健康優良家庭表彰
昭和62年	1月	老人保健法改正
	4月	口座振替制度実施
		国保運営協議会委員（被用者保険代表を委嘱）
	10月	国保健康優良家庭表彰
昭和63年	4月	督促手数料1通100円に引き上げ
	10月	国保健康優良家庭表彰
平成元年	10月	国保健康優良家庭表彰
平成2年	10月	国保健康優良家庭表彰
平成3年	10月	国保健康優良家庭表彰
平成4年	10月	国保健康優良家庭表彰
平成5年	3月	国民健康保険基金設置
	10月	国保健康優良家庭表彰
平成6年	4月	大垣市国民健康保険健康診査料助成要綱施行
		大垣市国民健康保険総合健康指導事業（コンピュータ検診）取扱い要綱施行
	10月	国保健康優良家庭表彰
		入院時食事療養費制度の創設
平成7年	4月	住所地特例の創設
		賦課割合の応能割70%を65%に、応益割30%を35%に改正
	10月	国保健康優良家庭表彰
	11月	健康づくり推進事業イベント開催
平成8年	11月	国保健康優良家庭表彰
平成9年	3月	健康づくり推進事業イベント開催（市民の健康広場）
	3月	大垣市国民健康保険料納付組合に関する規則の廃止
		国民健康保険委員制度の廃止
	9月	外来診療分の薬剤の一部負担の導入
	10月	健康づくり推進事業イベント開催（市民の健康広場）
平成10年	4月	機構改革にともない、民生部から福祉部となる
	10月	健康づくり推進事業イベント開催（市民の健康広場）
平成11年	10月	健康づくり推進事業イベント開催（市民の健康広場）
平成12年	4月	介護保険制度施行
	10月	健康づくり推進事業イベント開催（市民の健康広場）
平成13年	1月	海外療養費制度の創設
	10月	国民健康保険出産費資金貸付制度の施行

平成14年	7月	健康づくり推進事業イベント開催（大垣市転ばぬ教室）
	10月	健康づくり推進事業イベント開催（市民の健康広場）
平成15年	3月	西濃圏域合併協議会第1回保険年金分科会の開催
	10月	健康づくり推進事業イベント開催（市民の健康広場）
平成16年	10月	健康づくり推進事業イベント開催（市民の健康広場）
平成17年	8月	国民健康保険料の平準化についてホームページに掲載（意見を募る）
	10月	健康づくり推進事業イベント開催（市民の健康広場）
平成18年	2月	市民公開講座
	3月	養老郡上石津町、安八郡墨俣町編入合併
	4月	賦課割合の平準化の実施（応能割65%を54%に、応益割35%を46%に改正）
平成18年	10月	健康づくり推進事業イベント開催（市民の健康広場）
		出産育児一時金を35万円に引き上げ
		70歳以上の現役並み所得者の自己負担割合を3割に変更
平成19年	4月	70歳未満者に対し、高額療養費の限度額適用認定制度の創設
	10月	健康づくり推進事業イベント開催（市民の健康広場）
平成20年	4月	後期高齢者医療制度の発足
		義務教育就学前被保険者の自己負担割合を2割に変更
		特定健康診査の開始
		70歳以上一般者に対し自己負担割合を2割に変更。 （ただし平成26年3月31日までは1割）
		高額介護合算制度の創設
	10月	健康づくり推進事業イベント開催（市民の健康広場）
平成21年	1月	出産育児一時金について、産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産した場合、38万円に引き上げ （出産育児一時金35万円＋産科医療補償制度3万円）
	10月	出産育児一時金42万円に引き上げ （出産育児一時金39万円＋産科医療補償制度3万円）
		出産育児一時金直接支払制度開始
		健康づくり推進事業イベント開催（市民の健康広場）
		国民健康保険料の納付方法に特別徴収制度導入
平成22年	4月	非自発的失業者の国民健康保険料の軽減措置開始
	10月	健康づくり推進事業イベント開催（市民の健康広場）
平成23年	10月	健康づくり推進事業イベント開催（市民の健康広場）
平成24年	4月	高額療養費の外来現物給付化の開始
	10月	健康づくり推進事業イベント開催（市民の健康広場）
平成25年	4月	国民健康保険証を世帯から個人（カード化）とする 後期高齢者医療制度の創設に伴う低所得世帯軽減の判定の特例を恒久措置とする 特定継続世帯の国民健康保険料の軽減措置開始 市の組織改正によるグループ制度の開始

	7月	外国人住民に係る住民基本台帳制度開始
	10月	健康づくり推進事業イベント開催（市民の健康広場）
平成26年	4月	70歳以上一般者に対し昭和19年4月1日以前生まれの人は、特例措置により自己負担割合を1割に据え置き、昭和19年4月2日以降生まれの人は2割に変更
	10月	健康づくり推進事業イベント開催（市民の健康広場）
平成27年	1月	出産育児一時金42万円に据え置き （出産育児一時金40万4,000円＋産科医療補償制度1万6,000円）
	10月	健康づくり推進事業イベント開催（市民の健康広場）
平成28年	10月	健康づくり推進事業イベント開催（市民の健康広場）
平成29年	10月	健康づくり推進事業イベント開催（市民の健康広場）
平成30年	4月	国民健康保険制度の県単位化
	10月	健康づくり推進事業イベント開催（市民の健康広場）
令和元年	10月	健康づくり推進事業イベント開催（市民の健康広場）
令和2年	4月	機構改革により健康福祉部国保医療課となる
	10月	健康づくり推進事業イベント開催（健康パネル展）
令和3年	11月	健康づくり推進事業イベント開催（減塩啓発事業）
令和4年	1月	出産育児一時金42万円に据え置き （出産育児一時金40万8,000円＋産科医療補償制度1万2,000円）
	2月	健康づくり推進事業イベント開催（健康パネル展）
	8月	健康づくり推進事業イベント開催（ヘルシーおおがきフェア）
令和5年	4月	出産育児一時金50万円に引き上げ （出産育児一時金48万8,000円＋産科医療保障制度1万2,000円）
	5月	健康づくり推進事業イベント開催（ヘルシーおおがきフェア）

# 事 務 機 構

## 組織と事務分掌



## 職 員 配 置

国 保 医 療 課	国 保 ・ 年 金 グ ル ー プ		
	男	女	計
課 長	1	0	1
主 幹	2	1	3
主 査	1	4	5
主 任	2	0	2
主 事	2	3	5
主 事 補	1	0	1
計	9	8	17

# 大垣市国民健康保険運営協議会委員名簿

## 構成及び委員氏名

令和5年7月1日現在

区 分	氏 名	公 職
被 保 険 者 代 表	堀 和 英	大垣市連合自治会連絡協議会 副会長
	伊 藤 きぬ子	大垣市女性連合会 墨俣町婦人会副会長
	春日井 忠	西美濃農業協同組合 理事
	北 村 千栄子	大垣市食生活改善協議会 副会長
保 険 医 又 は 薬 剤 師 代 表	沼 口 諭	大垣市医師会 会長
	加 藤 悟 司	大垣市医師会 副会長
	馬 淵 直 樹	大垣歯科医師会 会長
	松 本 正 平	大垣薬剤師会 会長
公 益 代 表	金 森 勤	大垣市社会福祉協議会 会長
	本 多 岳 明	大垣保護区保護司会 会長
	河 合 清 彦	大垣市民生児童委員協議会 副会長
	河 野 芳 功	岐阜県西濃保健所 所長
被用者保険等 保 険 者 代 表	井 花 繁	全国健康保険協会岐阜支部 企画総務部長

## 協議会開催状況

昭和35年	7月20日	国民健康保険事業準備委員会
	8月18日	国民健康保険事業発足を決定
昭和36年	1月1日	国民健康保険事業発足
	9月26日	①昭和36年度国民健康保険料率について ②世帯主の結核性疾患及び精神障害について給付割合の引き上げについて ③療養給付費等についての状況 ④病類別状況について
昭和37年	3月7日	①大垣市国保条例の一部改正について ②管外分医療費の県連合会委託払について
	8月7日	①昭和37年度保険料率について ②昭和36年度国保事業状況について
	12月20日	全委員任期満了に伴い再委嘱する ①助産費の引き上げについて ②昭和37年度上半期分国保事業状況について ③国保制度体質改善運動について
昭和38年	8月9日	①昭和37年度国保事業の決算状況について ②昭和38年度保険料率について
	12月10日	①国保料の減額問題について
昭和39年	7月9日	①昭和38年度国保事業の決算について ②昭和39年度国保保険料率について
	12月20日	全委員任期満了に伴い再委嘱する
昭和40年	1月22日	①国保財政について
	7月23日	①昭和39年度国保事業の決算について ②昭和40年度国保保険料率について
昭和41年	6月25日	①昭和40年度国保事業の決算について ②昭和41年度国保保険料率について
	12月20日	全委員任期満了に伴い再委嘱する
	12月21日	①世帯員の7割給付の実施について ②保険料賦課限度額を50,000円改正について ③韓国人の国保加入について
昭和42年	8月10日	①昭和41年度国保事業の決算について ②昭和42年度国保保険料率について
昭和43年	8月6日	①昭和42年度国保事業の決算について ②昭和43年度国保保険料率について
	12月20日	全委員任期満了に伴い新しい委員を委嘱する
昭和45年	1月23日	①昭和44年度国保保険料率について ②助産費10,000円引上げについて ③昭和43年度国保事業の決算状況について
	2月26日	①昭和45年度国保保険料率について
	7月20日	①昭和45年度国保保険料率について ②昭和44年度国保事業の決算見込について
	12月20日	全委員任期満了に伴い再委嘱する
昭和46年	2月24日	①昭和45年度国保事業の運営状況について

		②昭和 46 年度保険料率及び限度額の引上げについて
昭和 47 年	2 月 22 日	①昭和 46 年度国保事業の運営状況について
		②昭和 47 年度保険料率について
		③保険料の賦課限度額について
	1 2 月 20 日	全委員任期満了に伴い新しい委員を委嘱する
昭和 48 年	2 月 14 日	①昭和 47 年度国保事業の運営状況について
		②昭和 48 年度保険料率について
昭和 49 年	2 月 26 日	①昭和 48 年度国保事業の運営状況について
		②昭和 49 年度保険料率について
		③助産費給付額の引上げについて
	5 月 21 日	①昭和 48 年度国保事業の運営状況について
		②昭和 49 年度保険料率について
		③助産費給付額の引上げについて
	1 2 月 20 日	全委員任期満了に伴い新しい委員を委嘱する
昭和 50 年	2 月 24 日	①昭和 49 年度国保事業の運営状況について
		②賦課割合の改正について
		③昭和 50 年度国民健康保険料率及び賦課限度額の引き上げについて
		④葬祭費の引上げについて
		⑤低所得者の保険料減額について
	1 2 月 23 日	①昭和 50 年度国保事業会計の決算見込について
		②昭和 51 年度国保事業会計の収支について
昭和 51 年	1 月 20 日	①昭和 50 年度国保事業の運営状況について
		②昭和 51 年度保険料率及び限度額の改定について
		③高額療養費及び助産費の改定について
	1 2 月 20 日	全委員任期満了に伴い再委嘱する
昭和 52 年	2 月 9 日	①昭和 50 年度国保事業会計の決算について
		②昭和 51 年度国保事業の運営状況について
		③昭和 52 年度国保事業会計の予算案について
		④大垣市国民健康保険条例の一部改正について
	2 月 23 日	①昭和 52 年度国民健康保険料率及び限度額について
		②助産費の改定について
		③高額療養費自己負担限度額の改定について
	8 月 10 日	①昭和 51 年度国保事業会計の決算見込について
		②大垣市国保料納付組合に関する規則の一部改正について
		③助産費給付額の引上げについて
昭和 53 年	2 月 16 日	①昭和 52 年度国保事業会計の決算見込について
		②昭和 53 年度国保事業会計の予算案について
		③昭和 53 年度保険料率について
		④葬祭費及び賦課限度額の改定について
	1 1 月 13 日	①昭和 52 年度国保事業会計の決算見込について
		②県下 13 市国民健康保険運営協議会連合会の幹事会及び総会の開催 について
		③国保健康優良家庭表彰及び国保委員・納付組合長研修会について
	1 2 月 20 日	全委員任期満了に伴い新しい委員を委嘱する
昭和 54 年	2 月 13 日	①昭和 53 年度国保事業会計の決算見込について

		②昭和 54 年度国保事業会計の予算案及び保険料率について ③賦課限度額の改定について
	8 月 8 日	①昭和 53 年度国保事業会計の決算見込について ②助産費給付額の引上げについて
昭和 55 年	2 月 13 日	①昭和 54 年度国保事業会計の決算見込について ②昭和 55 年度国保事業会計の予算案及び保険料率について ③賦課限度額の改定について
	8 月 26 日	①昭和 54 年度国保事業会計の決算見込について ②国保健康優良家庭表彰及び国保委員・納付組合長研修会について
	1 2 月 20 日	全委員任期満了に伴い新しい委員を委嘱する
昭和 56 年	2 月 3 日	①昭和 55 年度国保事業会計の決算見込について ②昭和 56 年度国保事業会計の予算案及び保険料率について ③賦課限度額の改定について
	8 月 27 日	①昭和 55 年度国民健康保険事業会計の決算見込について ②医療費通知について ③大垣市国民健康保険条例の一部改正について ④診療報酬明細書の共同処理について ⑤国保健康優良家庭表彰及び国保委員・納付組合長研修会について
昭和 57 年	2 月 12 日	①昭和 57 年度国民健康保険事業の予算案について ②大垣市国民健康保険条例の一部改正について
	6 月 1 日	①大垣市国民健康保険条例の一部改正について
	1 2 月 20 日	全委員任期満了に伴い新しい委員を委嘱する
昭和 58 年	2 月 17 日	①昭和 57 年度国民健康保険事業会計の決算見込について ②昭和 58 年度国民健康保険事業会計の予算について ③昭和 58 年度国民健康保険料率について ④大垣市国民健康保険条例の一部改正について
	6 月 2 日	①大垣市国民健康保険条例の一部改正について ②大垣市国民健康保険条例施行規則の一部改正について
昭和 59 年	2 月 28 日	①昭和 58 年度国民健康保険事業会計の決算見込について ②昭和 59 年度国民健康保険事業会計の予算について
	6 月 7 日	①大垣市国民健康保険条例の一部改正について ②昭和 59 年度国民健康保険料率について
	9 月 11 日	①大垣市国民健康保険条例の一部改正について ②昭和 59 年度国民健康保険事業会計の補正予算について
	1 2 月 20 日	全委員任期満了に伴い再委嘱する
昭和 60 年	2 月 28 日	①昭和 59 年度国民健康保険事業会計の決算見込について ②昭和 60 年度国民健康保険事業会計の予算について
	5 月 28 日	①大垣市国民健康保険条例の一部改正について ②昭和 60 年度国民健康保険料率について
昭和 61 年	2 月 24 日	①昭和 60 年度国民健康保険事業会計の決算見込について ②昭和 61 年度国民健康保険事業会計の予算について ③大垣市国民健康保険条例の一部改正について
	6 月 2 日	①大垣市国民健康保険条例の一部改正について ②昭和 61 年度国民健康保険料率について
	1 2 月 20 日	全委員任期満了に伴い新しい委員を委嘱する

昭和62年	2月16日	①昭和61年度国民健康保険事業会計の決算見込について ②昭和62年度国民健康保険事業会計の予算について
	4月1日	新しい委員として被用者保険等保険者代表の委員を委嘱する
	6月3日	①大垣市国民健康保険条例の一部改正について ②昭和62年度国民健康保険料率について
昭和63年	2月15日	①昭和62年度国民健康保険事業会計の決算見込について ②昭和63年度国民健康保険事業会計の予算について
	5月9日	①大垣市国民健康保険条例の一部改正について ②昭和63年度国民健康保険料率について
	12月20日	委員任期満了に伴い新しい委員を委嘱する
平成元年	2月13日	①大垣市国民健康保険条例の一部改正について ②昭和63年度国民健康保険事業会計の決算見込について ③平成元年度国民健康保険事業会計の予算について
	5月23日	①大垣市国民健康保険条例の一部改正について ②平成元年度国民健康保険料率について
	2月13日	①大垣市国民健康保険条例の一部改正について ②平成元年度国民健康保険事業会計の決算見込について ③平成2年度国民健康保険事業会計の予算について
平成2年	6月5日	①平成2年度国民健康保険料率について
	12月20日	全委員任期満了に伴い新しい委員を委嘱する
	2月14日	①大垣市国民健康保険条例の一部改正について ②大垣市国民健康保険条例施行規則の一部改正について ③平成2年度国民健康保険事業会計の決算見込について ④平成3年度国民健康保険事業会計の予算について
平成3年	6月4日	①大垣市国民健康保険条例の一部改正について ②平成3年度国民健康保険料率について
	2月10日	①大垣市国民健康保険条例の一部改正について ②平成3年度大垣市国民健康保険事業会計の決算見込について ③平成4年度大垣市国民健康保険事業会計の予算について
	6月1日	①大垣市国民健康保険条例の一部改正について ②平成4年度大垣市国民健康保険料率について
平成4年	12月20日	委員任期満了に伴い新しい委員を委嘱する
	2月15日	①大垣市国民健康保険条例の一部改正について ②大垣市基金条例の一部改正について ③平成4年度補正予算について ④大垣市国民健康保険料納付組合に関する規則の改正について ⑤平成4年度国民健康保険事業会計の決算見込について ⑥平成5年度国民健康保険事業会計の予算について
	6月1日	①大垣市国民健康保険条例の一部改正について ②平成5年度大垣市国民健康保険料率について
平成5年	1月21日	①平成5年度補正予算について ②大垣市国民健康保険料納付組合に関する規則の改正について ③平成5年度国民健康保険事業会計の決算見込について ④平成6年度国民健康保険事業会計の予算について
	5月31日	①大垣市国民健康保険条例の一部改正について

		②平成6年度大垣市国民健康保険料率について
		③平成6年度大垣市国民健康保険事業会計補正予算について
	1 2月20日	委員任期満了に伴い新しい委員を委嘱する
平成 7年	2月 3日	①大垣市国民健康保険条例の一部改正について
		②大垣市国民健康保険料納付組合に関する規則の改正について
		③平成6年度大垣市国民健康保険事業会計の決算見込について
		④平成7年度大垣市国民健康保険事業会計の予算について
	5月30日	①大垣市国民健康保険条例の一部改正について
		②平成7年度大垣市国民健康保険料率について
平成 8年	2月 1日	①大垣市国民健康保険料納付組合に関する規則の改正について
		②平成7年度大垣市国民健康保険事業会計の決算見込について
		③平成8年度大垣市国民健康保険事業会計の予算について
	5月31日	①大垣市国民健康保険条例の一部改正について
		②平成8年度大垣市国民健康保険料率について
	1 2月20日	委員任期満了に伴い新しい委員を委嘱する
平成 9年	2月14日	①大垣市国民健康保険条例施行規則の一部改正について
		②大垣市国民健康保険料納付組合に関する規則の廃止について
		③平成8年度大垣市国民健康保険事業会計の決算見込について
		④平成9年度大垣市国民健康保険事業会計の予算について
	5月29日	①大垣市国民健康保険条例の一部改正について
		②平成9年度大垣市国民健康保険料率について
平成10年	2月10日	①平成9年度大垣市国民健康保険事業会計の決算見込について
		②平成10年度大垣市国民健康保険事業会計の予算について
	6月 2日	①大垣市国民健康保険条例の一部改正について
		②平成10年度大垣市国民健康保険料率について
	1 2月20日	委員任期満了に伴い新しい委員を委嘱する
平成11年	2月16日	①平成10年度大垣市国民健康保険事業会計の決算見込について
		②平成11年度大垣市国民健康保険事業会計の予算について
	5月31日	①大垣市国民健康保険条例の改正について
		②平成11年度大垣市国民健康保険料率について
平成12年	2月21日	①大垣市国民健康保険条例の一部改正について
		②平成11年度大垣市国民健康保険事業会計の決算見込について
		③平成12年度大垣市国民健康保険事業会計の予算について
	5月31日	①大垣市国民健康保険条例の一部改正について
		②平成12年度大垣市国民健康保険料率について
	1 2月20日	委員任期満了に伴い新しい委員を委嘱する
平成13年	2月26日	①大垣市基金条例の一部改正について
		②平成12年度国民健康保険事業会計の決算見込について
		③平成13年度国民健康保険事業会計の予算について
	5月31日	①大垣市国民健康保険条例の一部改正について
		②平成13年度大垣市国民健康保険料率について
平成14年	2月 6日	①平成13年度国民健康保険事業会計の決算見込について
		②平成14年度国民健康保険事業会計の予算について
	5月30日	①平成14年度大垣市国民健康保険料率について
	1 2月20日	委員任期満了に伴い新しい委員を委嘱する

平成15年	2月10日	①平成14年度国民健康保険事業会計の決算見込について ②平成15年度国民健康保険事業会計の予算について ③大垣市国民健康保険条例の一部改正について
	5月30日	①平成15年度大垣市国民健康保険料率について
平成16年	2月18日	①平成15年度大垣市国民健康保険事業会計の決算見込について ②平成16年度大垣市国民健康保険事業会計の予算について ③大垣市国民健康保険条例の一部改正について
	5月28日	①平成16年度大垣市国民健康保険料について
平成17年	2月25日	①平成16年度大垣市国民健康保険事業会計の決算見込について ②平成17年度大垣市国民健康保険事業会計予算について ③大垣市国民健康保険条例の一部改正について
	5月30日	①平成17年度大垣市国民健康保険料率について ②大垣市国民健康保険条例の一部改正について
	9月6日	①大垣市国民健康保険の保険料率について
平成18年	2月13日	①平成17年度大垣市国民健康保険事業会計の決算見込について ②平成18年度大垣市国民健康保険事業計画及び会計予算について ③大垣市国民健康保険条例の一部改正について
	5月30日	①平成18年度大垣市国民健康保険料率について ②大垣市国民健康保険条例の一部改正について
平成19年	2月23日	①平成18年度大垣市国民健康保険事業会計の決算見込について ②平成19年度大垣市国民健康保険事業計画及び会計予算について ③大垣市国民健康保険条例の一部改正について
	5月29日	①平成19年度大垣市国民健康保険料率について
平成20年	2月22日	①平成19年度大垣市国民健康保険事業会計及び平成19年度大垣市国民健康保険直営診療施設事業会計の決算見込みについて ②平成20年度大垣市国民健康保険事業計画・平成20年度大垣市国民健康保険直営診療施設事業計画及び会計予算について ③大垣市国民健康保険条例の一部改正について
	5月29日	①平成20年度大垣市国民健康保険料率について
平成21年	2月20日	①平成20年度大垣市国民健康保険事業会計及び平成20年度大垣市国民健康保険直営診療施設事業会計の決算見込みについて ②平成21年度大垣市国民健康保険事業計画・平成21年度大垣市国民健康保険直営診療施設事業計画及び会計予算について ③大垣市国民健康保険条例の一部改正について
	5月27日	①平成21年度大垣市国民健康保険料率について
平成22年	2月24日	①平成21年度大垣市国民健康保険事業会計及び平成21年度大垣市国民健康保険直営診療施設事業会計の決算見込みについて ②平成22年度大垣市国民健康保険事業計画・平成22年度大垣市国民健康保険直営診療施設事業計画及び会計予算について ③大垣市国民健康保険条例の一部改正について
	5月26日	①平成22年度大垣市国民健康保険料率について
平成23年	2月22日	①平成22年度大垣市国民健康保険事業会計及び平成22年度大垣市国民健康保険直営診療施設事業会計の決算見込みについて ②平成23年度大垣市国民健康保険事業計画・平成23年度大垣市国民健康保険直営診療施設事業計画及び会計予算について

		③大垣市国民健康保険条例の一部改正について
	5月27日	①平成23年度大垣市国民健康保険料率について
平成24年	2月21日	①平成23年度大垣市国民健康保険事業会計及び平成23年度大垣市国民健康保険直営診療施設事業会計の決算見込みについて
		②平成24年度大垣市国民健康保険事業計画・平成24年度大垣市国民健康保険直営診療施設事業計画及び会計予算について
		③大垣市国民健康保険条例の一部改正について
	5月25日	①平成24年度大垣市国民健康保険料率について
平成25年	2月22日	①平成24年度大垣市国民健康保険事業会計及び平成24年度大垣市国民健康保険直営診療施設事業会計の決算見込みについて
		②平成25年度大垣市国民健康保険事業計画について
		③平成25年度大垣市国民健康保険事業会計及び平成25年度大垣市国民健康保険直営診療施設事業会計予算について
		④第2期大垣市特定健康診査等実施計画について
	5月22日	①平成25年度大垣市国民健康保険料率について
平成26年	2月17日	①平成25年度大垣市国民健康保険事業会計及び平成25年度大垣市国民健康保険直営診療施設事業会計の決算見込みについて
		②平成26年度大垣市国民健康保険事業計画（案）について
		③平成26年度大垣市国民健康保険事業会計及び平成26年度大垣市国民健康保険直営診療施設事業会計予算（案）について
		④大垣市国民健康保険条例の一部改正（案）について
	5月19日	①平成26年度大垣市国民健康保険料率（案）について
平成27年	2月19日	①平成26年度大垣市国民健康保健事業会計及び平成26年度大垣市国民健康保険直営診療施設事業会計の決算見込みについて
		②平成27年度大垣市国民健康保険事業計画（案）について
		③平成27年度大垣市国民健康保険事業会計及び平成27年度大垣市国民健康保険直営診療施設事業会計予算（案）について
		④大垣市国民健康保険条例の一部改正（案）について
	5月20日	①平成27年度大垣市国民健康保険料率（案）について
平成28年	2月15日	①平成27年度大垣市国民健康保健事業会計及び平成27年度大垣市国民健康保険直営診療施設事業会計の決算見込みについて
		②平成28年度大垣市国民健康保険事業計画（案）について
		③平成28年度大垣市国民健康保険事業会計及び平成28年度大垣市国民健康保険直営診療施設事業会計予算（案）について
		④大垣市国民健康保険条例の一部改正（案）について
	5月25日	①平成28年度大垣市国民健康保険料率（案）について
平成29年	2月17日	①平成29年度大垣市国民健康保険事業計画（案）について
		②平成29年度大垣市国民健康保険事業会計及び平成29年度大垣市国民健康保険直営診療施設事業会計予算（案）について
		③大垣市国民健康保険条例の一部改正（案）について
	5月19日	①平成28年度大垣市国民健康保険事業会計及び平成28年度大垣市国民健康保険直営診療施設事業会計の決算見込みについて
		②平成29年度大垣市国民健康保険料率（案）について
平成30年	2月22日	①平成30年度大垣市国民健康保険事業計画（案）について
		②平成30年度大垣市国民健康保険事業会計及び平成30年度大垣市国民健康保険直営診療施設事業会計予算（案）について

	5月18日	③大垣市国民健康保険条例の一部改正（案）について ①平成29年度大垣市国民健康保険事業会計及び平成29年度大垣市国民健康保険直営診療施設事業会計の決算見込みについて ②平成30年度大垣市国民健康保険料率（案）について
平成31年	2月18日	①平成31年度大垣市国民健康保険事業計画（案）について ②平成31年度大垣市国民健康保険事業会計及び平成31年度大垣市国民健康保険直営診療施設事業会計予算（案）について ③大垣市国民健康保険条例の一部改正（案）について
令和元年	5月24日	①平成30年度大垣市国民健康保険事業会計及び平成30年度大垣市国民健康保険直営診療施設事業会計の決算見込みについて ②令和元年度大垣市国民健康保険料率（案）について
令和2年	2月17日	①令和2年度大垣市国民健康保険事業計画（案）について ②令和2年度大垣市国民健康保険事業会計及び令和2年度大垣市国民健康保険直営診療施設事業会計予算（案）について ③大垣市国民健康保険条例の一部改正（案）について
	5月20日	①令和元年度大垣市国民健康保険事業会計及び令和元年度大垣市国民健康保険直営診療施設事業会計の決算見込みについて ②令和2年度大垣市国民健康保険料率（案）について
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面評決による開催	令和3年 2月15日	①令和3年度大垣市国民健康保険事業計画（案）について ②令和3年度大垣市国民健康保険事業会計及び令和3年度大垣市国民健康保険直営診療施設事業会計の予算（案）について ③大垣市国民健康保険条例の一部改正（案）について
	5月17日	①令和2年度大垣市国民健康保険事業会計及び令和2年度大垣市国民健康保険直営診療施設事業会計の決算見込みについて ②令和3年度大垣市国民健康保険料率（案）について
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面評決による開催	令和4年 2月16日	①令和4年度大垣市国民健康保険事業計画（案）について ②令和4年度大垣市国民健康保険事業会計及び令和4年度大垣市国民健康保険直営診療施設事業会計の予算（案）について ③大垣市国民健康保険条例の一部改正（案）について
	5月23日	①令和3年度大垣市国民健康保険事業会計及び令和3年度大垣市国民健康保険直営診療施設事業会計の決算見込みについて ②令和4年度大垣市国民健康保険料率（案）について
令和5年	2月13日	①令和5年度大垣市国民健康保険事業計画（案）について ②令和5年度大垣市国民健康保険事業会計及び令和5年度大垣市国民健康保険直営診療施設事業会計の予算（案）について ③大垣市国民健康保険条例の一部改正（案）について
	5月22日	①令和4年度大垣市国民健康保険事業会計の決算見込みについて ②令和4年度大垣市国民健康保険直営診療施設事業会計の決算見込みについて ③令和5年度大垣市国民健康保険料率（案）について

# 被 保 険 者

## 年度末の加入状況

区分 年度	全 人 口		国保加入世帯		被 保 険 者		
	世帯数(世帯)	人 口(人)	総 数(世帯)	加入率(%)	総 数 (人)	加入率(%)	内介護2号(人)
H29	65,550	161,628	20,498	31.27	33,676	20.84	10,580
H30	66,205	161,308	19,930	30.10	32,248	19.99	9,983
R 1	67,090	161,123	19,453	29.00	31,216	19.37	9,652
R 2	67,809	160,485	19,436	28.66	30,817	19.20	9,496
R 3	68,230	159,359	19,036	27.90	29,843	18.73	9,259
R 4	69,008	158,676	18,563	26.90	28,488	17.95	8,908

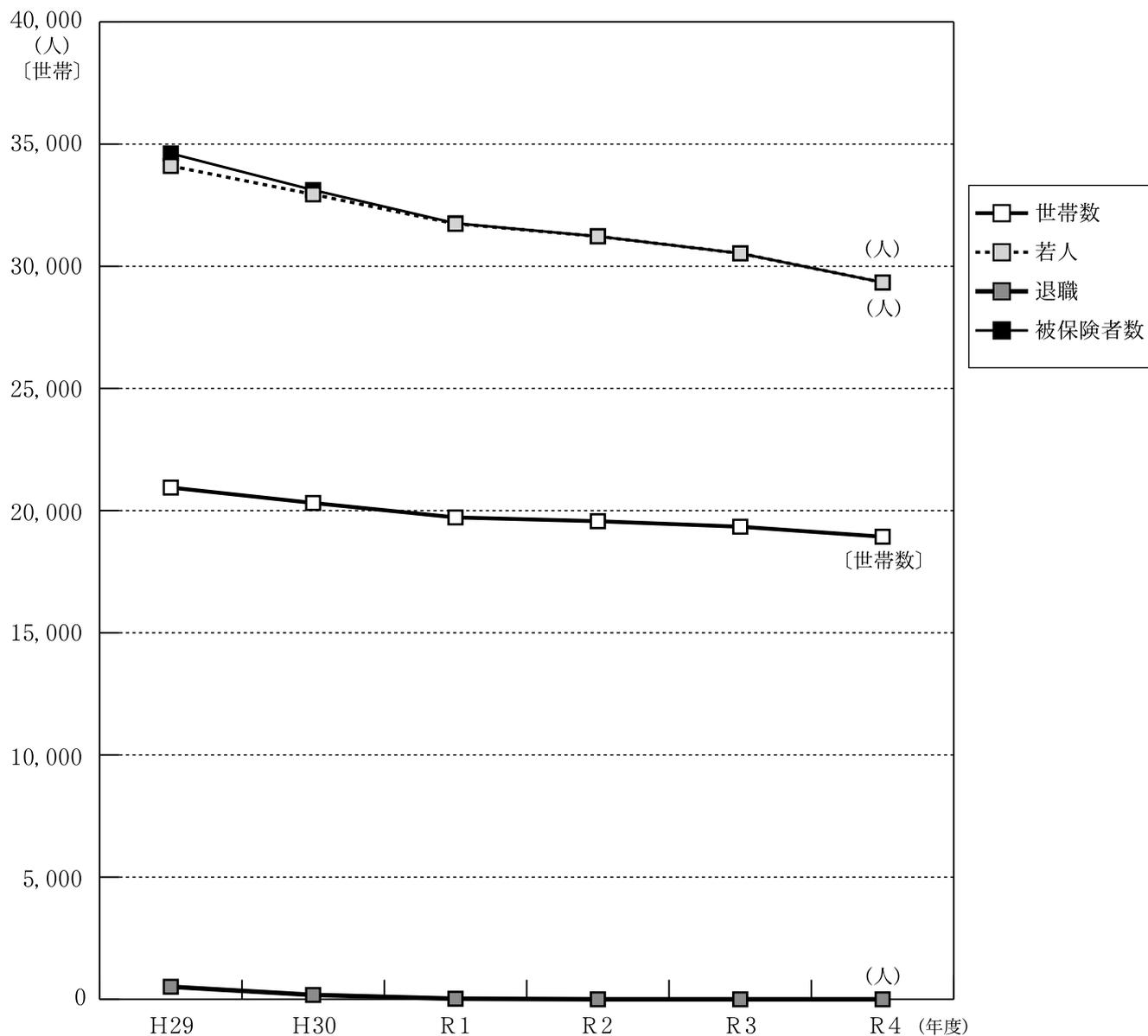
## 年間平均による世帯の状況

区分 年度	全世帯数 (世帯)	国 保 加 入 世 帯					合 計 (世帯)	加 入 率 (%)
		一 般 (世帯)	退 職			小 計(世帯)		
			単 独(世帯)	混 合(世帯)	混 合(世帯)			
H29	65,290	20,529	257	158	415	20,944	32.08	
H30	65,813	20,159	91	63	154	20,313	30.86	
R 1	66,607	19,700	8	14	22	19,722	29.61	
R 2	67,282	19,567	0	0	0	19,567	29.08	
R 3	67,965	19,342	0	0	0	19,342	28.46	
R 4	68,745	18,933	0	0	0	18,933	27.54	

## 年間平均による被保険者の状況

区分 年度	全人口 (人)	一 般 被 保 険 者						小 計 (人)	被保険者(人) 被扶養者(人)
		若 人 (人)	(再 掲)			老 人 (人)			
			未就学児 (人)	70歳以上一般 (人)	一定以上所得者 (人)				
H29	161,966	34,105	993	6,742	451	0	34,105	417 95	
H30	161,546	32,943	885	7,030	480	0	32,943	154 24	
R 1	161,320	31,737	822	7,281	499	0	31,737	22 1	
R 2	160,881	31,225	799	7,657	545	0	31,225	0 0	
R 3	160,079	30,528	722	8,077	560	0	30,528	0 0	
R 4	159,313	29,339	673	7,815	550	0	29,339	0 0	

### 国保世帯と被保険者の状況



退職被保険者 (再掲)				合計 (人)	加入率 (%)	介護保険第2号被保険者		
未就学児 (人)	70歳以上一般 (人)	一定以上所得者 (人)	小計 (人)			一般 (人)	退職 (人)	合計 (人)
—	—	—	512	34,617	21.37	10,430	464	10,894
1	—	—	178	33,121	20.50	10,200	155	10,355
—	—	—	23	31,760	19.69	9,841	19	9,860
—	—	—	0	31,225	19.41	9,687	0	9,687
—	—	—	0	30,528	19.07	9,467	0	9,467
—	—	—	0	29,339	18.42	9,127	0	9,127

## 被保険者の資格得喪状況

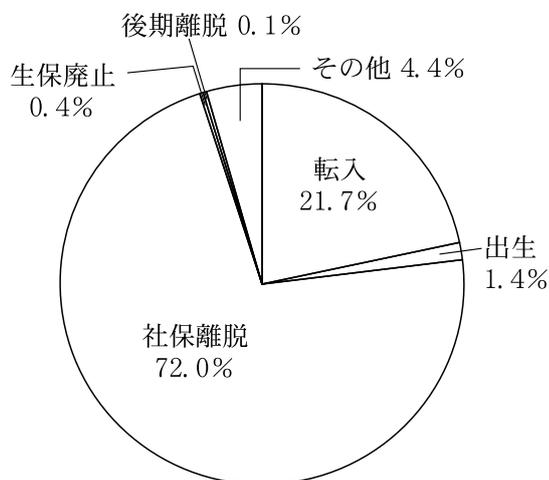
### 取得(増加)

区分 年度	総 計		転 入	出 生	社保離脱	生保廃止	後期離脱	その 他
	世 帯	人 員						
H30	3,311世帯	5,457人	1,182人	116人	3,935人	9人	6人	209人
R 1	3,419	5,715	1,268	117	4,110	22	2	196
R 2	3,373	5,401	1,027	99	4,035	36	2	202
R 3	3,284	5,466	929	77	4,220	17	7	216
R 4	3,788	5,870	1,273	83	4,225	22	4	263

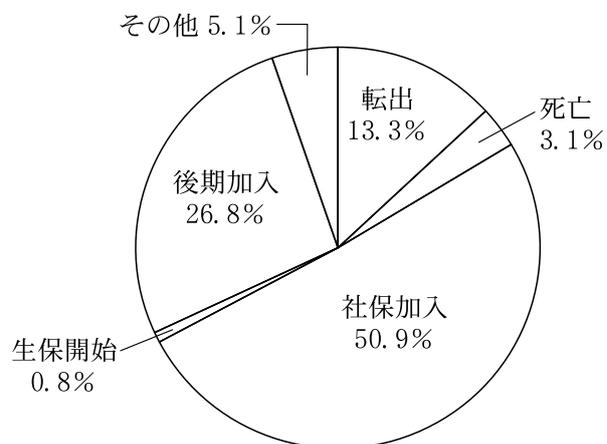
### 喪失(減少)

区分 年度	総 計		転 出	死 亡	社保加入	生保開始	後期加入	その他
	世 帯	人 員						
H30	3,878世帯	6,885人	928人	237人	3,637人	35人	1,615人	433人
R 1	3,896	6,747	1,026	187	3,519	35	1,517	463
R 2	3,389	5,800	804	219	3,154	51	1,134	438
R 3	3,684	6,440	886	206	3,367	70	1,533	378
R 4	4,261	7,225	962	222	3,676	58	1,935	392

資格取得構成



資格喪失構成



# 保 險 給 付

給付の内容 (令和5年4月1日現在)

療養の給付	区分	義務教育就学前	義務教育就学後から70歳未満	70歳以上(70歳に達する日の属する月の翌月以降)				
	割合	8割	7割	8割	現役並み 7割			
出産育児一時金		1件 488,000円 (産科医療保障制度の対象分娩の場合は 500,000円)						
葬祭費		1件 50,000円						
(自己負担限度額) 高額療養費	○70歳未満							
		所得区分	1か月の自己負担限度額(3回目まで)		多数該当(4回目から)			
		旧ただし書所得 901万円超	252,600円+(医療費-842,000円)×1%		140,100円			
		600万円超~901万円以下	167,400円+(医療費-558,000円)×1%		93,000円			
		210万円超~600万円以下	80,100円+(医療費-267,000円)×1%		44,400円			
		210万円以下	57,600円					
		住民税非課税世帯	35,400円		24,600円			
	○70歳以上							
		所得区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯単位)				
				3回目まで	4回目から			
	現役並み 所得者	課税所得690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円				
		課税所得380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円				
		課税所得145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円				
		一 般	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円	44,400円			
		低所得Ⅱ	24,600円					
	低所得Ⅰ	8,000円	15,000円					
高額介護 合算療養費	○70歳未満		○70歳以上					
		所得区分	限度額	所得区分	限度額			
		旧ただし書所得901万円超	212万円	現役並み 所得者	課税所得690万円以上	212万円		
		600万円超~901万円以下	141万円		課税所得380万円以上	141万円		
		210万円超~600万円以下	67万円		課税所得145万円以上	67万円		
		210万円以下	60万円	一 般	56万円			
		住民税非課税世帯	34万円	低所得Ⅱ	31万円			
				低所得Ⅰ	19万円			
	入院時 食事療養費 生活療養費	○入院時食事療養費				○入院時生活療養費		
		所得区分	食事代			所得区分	食 費	居住費
住民税課税世帯		460円			住民税課税世帯	460円	370円	
住民税非課税世帯		過去12か月の入院日数	90日までの入院	210円	住民税非課税世帯	210円		
		低所得Ⅱ	90日を超える入院	160円		低所得Ⅱ		
低所得Ⅰ		100円			低所得Ⅰ	130円		

**(備考)**

**現役並み所得者**

同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人。ただし、70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入合計が二人以上で520万円未満、一人で383万円未満の場合は2割負担となります。(平成27年1月以降、新たに70歳になる人がいる世帯の旧ただし書所得(総所得金額から基礎控除額43万円を控除した額)の合計が210万円以下の世帯も2割負担と認定されます。)  
また、同一世帯に後期高齢者医療保険制度に移行する人がいて現役並み所得者となった高齢者単身世帯の場合、住民税課税所得が145万円以上かつ収入383万円以上で後期高齢者医療制度に移行した旧国保被保険者も含めた収入合計520万円未満の人は、「一般」の区分と同様となり、2割負担となります。

**低所得Ⅱ**

同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の人(低所得者Ⅰ以外の人)。

**低所得Ⅰ**

同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人。

**旧ただし書所得**

総所得金額等から基礎控除額43万円を差し引いた額。

**課税所得145万円未満**

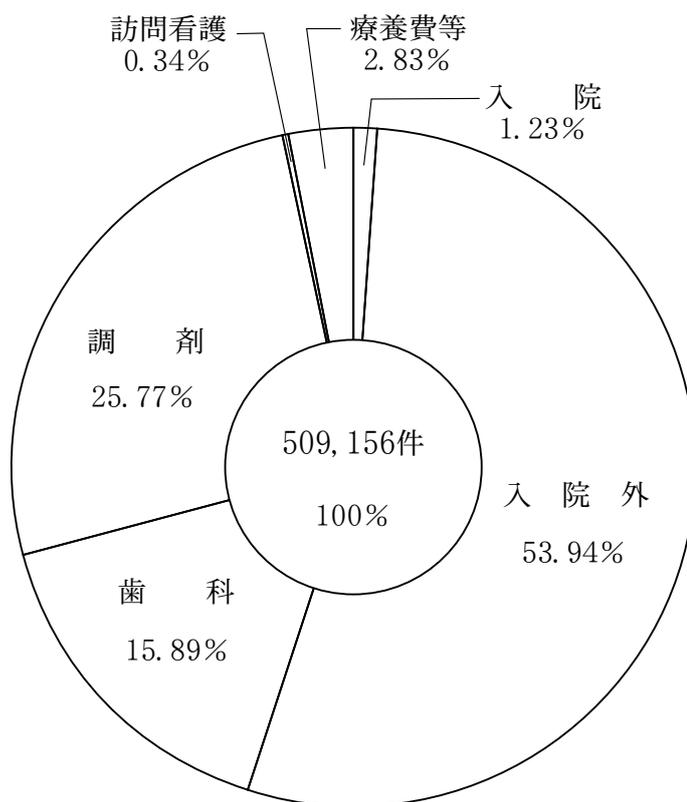
旧ただし書所得の合計額が210万円以下の場合も含む。

給付の状況（一般被保険者）

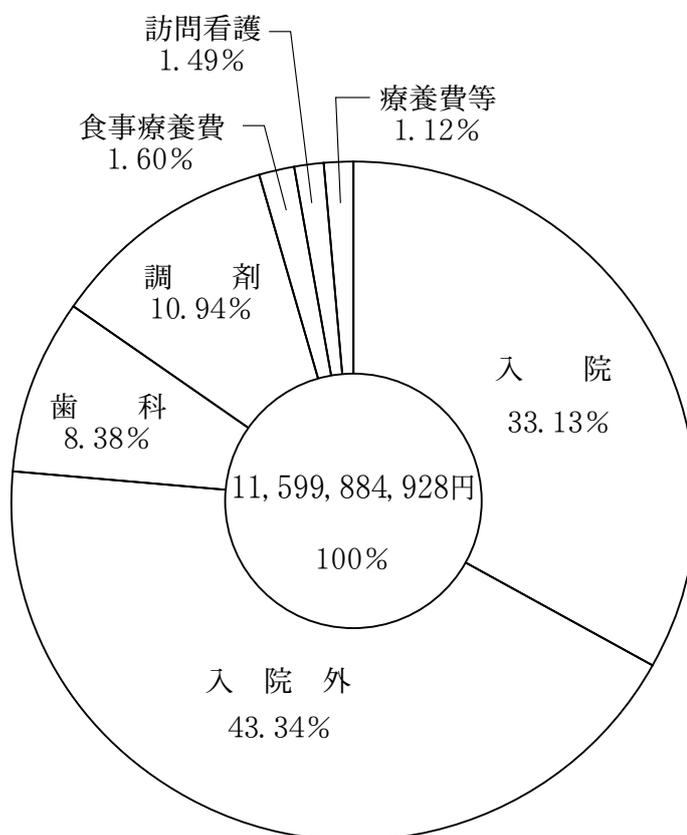
区	分	年度	件数(件)	費用額(円)	保険者負担額(円)	受診率(%)	1件当たり費用額(円)					
療	療	院	入	30	7,478	4,225,876,628		22.70	565,108			
				R1	6,947	3,878,432,962		21.89	558,289			
				R2	6,615	3,779,038,778		21.18	571,283			
				R3	6,853	4,310,483,223		22.45	628,992			
				R4	6,251	3,843,201,544		21.31	614,814			
	療	外	入	30	303,810	5,433,521,198		922.23	17,885			
				R1	295,406	5,380,295,931		930.79	18,213			
				R2	270,285	4,991,009,819		865.60	18,466			
				R3	280,363	5,159,130,578		918.38	18,402			
				R4	274,624	5,025,957,773		936.04	18,301			
養	費	科	歯	30	86,974	951,642,610		264.01	10,942			
				R1	87,030	954,529,858		274.22	10,968			
				R2	78,637	936,021,140		251.84	11,903			
				R3	82,798	1,000,240,250		271.22	12,080			
				R4	80,907	972,244,960		275.77	12,017			
	の	調	剤	30	131,946	1,304,886,480		400.53	9,890			
				R1	131,157	1,320,381,250		413.26	10,067			
				R2	124,663	1,283,579,054		399.24	10,296			
				R3	129,247	1,297,710,104		423.37	10,041			
				R4	131,234	1,269,418,758		447.30	9,673			
給	食	事	療	養	30	(7,045)	224,261,517			31,833		
					R1	(6,591)	205,986,821			31,253		
					R2	(6,250)	202,357,251			32,377		
					R3	(6,502)	202,868,480			31,201		
					R4	(5,908)	185,709,709			31,434		
諸	付	訪	問	看	護	30	866	73,925,310		2.63	85,364	
						R1	781	69,513,210		2.46	89,005	
						R2	970	101,227,460		3.11	104,358	
						R3	1,190	126,213,670		3.90	106,062	
						R4	1,711	173,338,150		5.83	101,308	
	療	養	の	給	付	計	30	531,074	12,214,113,743	8,937,408,094	1,612.10	22,999
							R1	521,321	11,809,140,032	8,643,204,786	1,642.63	22,652
							R2	481,170	11,293,233,502	8,283,078,319	1,540.98	23,470
							R3	500,451	12,096,646,305	8,909,316,834	1,639.32	24,171
							R4	494,727	11,469,870,894	8,433,300,054	1,686.24	23,184
費	療	養	費	等	30	18,934	160,864,447	118,985,324	57.48	8,496		
					R1	18,041	158,585,206	116,902,541	56.85	8,790		
					R2	15,226	139,552,686	104,130,752	48.76	9,165		
					R3	14,926	131,637,656	97,884,229	48.89	8,819		
					R4	14,429	130,014,034	96,192,852	49.18	9,011		
	療	養	諸	費	計	30	550,008	12,374,978,190	9,056,393,418	1,669.57	22,500	
						R1	539,362	11,967,725,238	8,760,107,327	1,699.47	22,189	
						R2	496,396	11,432,786,188	8,387,209,071	1,589.74	23,032	
						R3	515,377	12,228,283,961	9,007,201,063	1,688.21	23,727	
						R4	509,156	11,599,884,928	8,529,492,906	1,735.42	22,783	

療養諸費の件数・費用額の割合（一般被保険者）

件 数



費用額



## 療養諸費率表

年度	区分	被保険者数 (A) (人)	療 養 諸 費		1 人 当 た り		1 件 当 た り		
			件 数 (B) (件)	費 用 額 (C) (千円)	保 険 者 負 担 額 (D) (千円)	費 用 額 (C)×1000/(A) (円)	保 険 者 負 担 額 (D)×1000/(A) (円)	費 用 額 (C)×1000/(B) (円)	保 険 者 負 担 額 (D)×1000/(B) (円)
H30	一般	32,943	550,008	12,374,978	9,056,394	375,648	274,911	22,500	16,466
	退職	178	3,082	84,604	58,891	475,303	330,848	27,451	19,108
	合計	33,121	553,090	12,459,582	9,115,285	376,184	275,212	22,527	16,481
R 1	一般	31,737	539,362	11,967,725	8,760,107	377,091	276,022	22,189	16,242
	退職	23	426	4,762	3,337	207,043	145,087	11,178	7,833
	合計	31,760	539,788	11,972,487	8,763,444	376,967	275,927	22,180	16,235
R 2	一般	31,225	496,396	11,432,786	8,387,209	366,142	268,606	23,032	16,896
	退職	0	4	30	21	—	—	7,500	5,250
	合計	31,225	496,400	11,432,816	8,387,230	366,143	268,606	23,031	16,896
R 3	一般	30,528	515,377	12,228,284	9,007,201	400,560	295,047	23,727	17,477
	退職	0	0	-1	-1	—	—	—	—
	合計	30,528	515,377	12,228,283	9,007,200	400,560	295,047	23,727	17,477
R 4	一般	29,339	509,156	11,599,886	8,529,494	395,374	290,722	22,783	16,752

## 高額療養費の支給状況

年度	区分	件 数 (件)	支 給 額 (円)	1 件 当 た り 支 給 額 (円/件)
H30	一般	23,584	1,277,685,569	54,176
	退職	80	15,800,645	197,508
	合計	23,664	1,293,486,214	54,661
R 1	一般	23,120	1,242,514,081	53,742
	退職	6	446,892	74,482
	合計	23,126	1,242,960,973	53,747
R 2	一般	22,174	1,217,663,888	54,914
R 3	一般	23,651	1,317,638,613	55,712
R 4	一般	22,776	1,239,307,478	54,413

## 高額介護合算療養費の支給状況

年度	区分	件 数 (件)	支 給 額 (円)	1 件 当 た り 支 給 額 (円/件)
H30	一般	43	1,928,097	44,839
	退職	0	0	—
	合計	43	1,928,097	44,839
R 1	一般	56	1,785,789	31,889
	退職	1	8,779	8,779
	合計	57	1,794,568	31,484
R 2	一般	66	2,113,539	32,023
R 3	一般	63	2,030,752	32,234
R 4	一般	61	1,981,411	32,482

## 出産育児一時金・葬祭費の給付状況

区分 年度	出産育児一時金		葬 祭 費		合 計	
	件 数 (件)	金 額 (円)	件 数 (件)	金 額 (円)	件 数 (件)	金 額 (円)
H30	108	45,242,070	227	11,350,000	335	56,592,070
R 1	105	43,969,880	170	8,500,000	275	52,469,880
R 2	103	42,874,120	193	9,650,000	296	52,524,120
R 3	69	28,792,860	190	9,500,000	259	38,292,860
R 4	80	33,524,450	197	9,850,000	277	43,374,450

### 【出産育児一時金の1件当たりの金額】

平成27年1月～ 404,000円（産科医療補償制度に加入している分娩機関の出産の場合は16,000円加算）

令和 4年1月～ 408,000円（産科医療補償制度に加入している分娩機関の出産の場合は12,000円加算）

令和 5年4月～ 488,000円（産科医療補償制度に加入している分娩機関の出産の場合は12,000円加算）

## 傷病手当金の支給状況

区分 年度	件 数 (件)	支 給 額 (円)	1件当たり支給額 (円/件)
R 2	1	14,184	14,184
R 3	22	870,701	39,577
R 4	101	2,199,127	21,774

※新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金

## 人間ドックの助成状況

区分 年度	件 数 (件)	助 成 額 (円)	1件当たり助成額 (円/件)
H30	523	9,288,469	17,760
R 1	546	9,739,691	17,838
R 2	410	7,342,268	17,908
R 3	469	8,524,538	18,176
R 4	436	7,955,699	18,247

### 【人間ドック助成要件等】

- ①満年齢30～70歳未満の方
- ②人間ドック健診料が20,000円以上
- ③納期到来分の保険料完納世帯の方

### 【助成額】

健診料の半額で限度額は20,000円

### 第三者行為等による事故の発見とその処理状況

〔当該事例の補足〕 レセプトによる抽出、国保連合会からの連絡等によるほか医療機関に協力を求め、被保険者よりの届出が適正に行われるよう努めている。

(単位：円)

区分 年度	一般被保険者		退職被保険者		合計	
	件数	賠償金	件数	賠償金	件数	賠償金
H30	46	14,361,525	0	0	46	14,361,525
R 1	35	20,596,690	0	0	35	20,596,690
R 2	33	13,852,063	0	0	33	13,852,063
R 3	31	15,769,717	0	0	31	15,769,717
R 4	22	14,279,563	0	0	22	14,279,563

### 不当利得の発見とその処理状況

〔当該事例の補足〕 国保連合会からの資格確認表及び総覧点検リストより照合点検し、保険給付を受けた者に対して給付した価格を納付させている。

(単位：円)

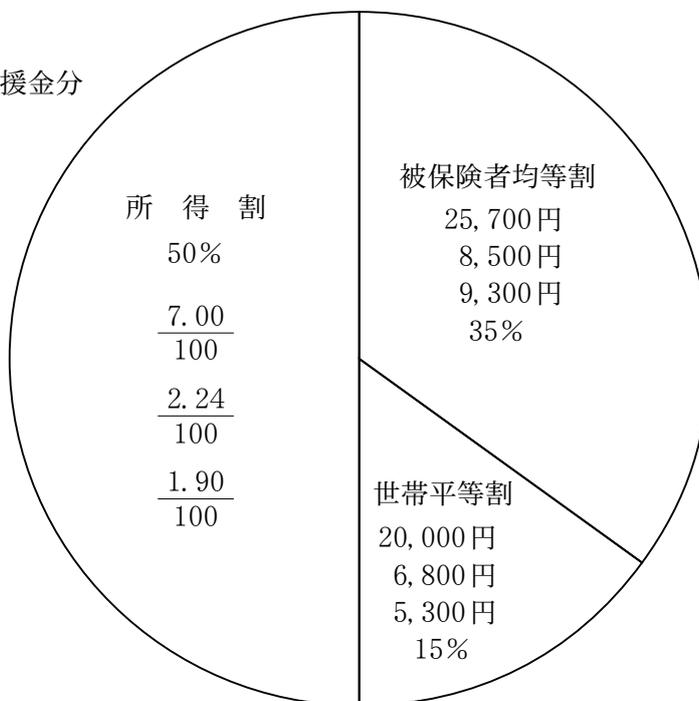
区分 年度	一般被保険者		退職被保険者		合計	
	件数	徴収金	件数	徴収金	件数	徴収金
H30	215	3,292,159	0	0	215	3,292,159
R 1	120	1,380,931	0	0	120	1,380,931
R 2	323	3,303,815	0	0	323	3,303,815
R 3	155	2,138,334	0	0	155	2,138,334
R 4	55	1,227,183	0	0	55	1,227,183

# 保 険 料

## 賦 課 方 法 (令和5年度)

- (1) 賦 課 期 日 4月1日
- (2) 納 付 回 数 年10回(仮算3、本算7)
- (3) 納 期 限 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 1. 2月の末日
- (4) 賦課割合など

※上段 医療給付費分  
 中段 後期高齢者支援金分  
 下段 介護納付金分



## (5) 賦 課 基 準

所 得 割 …… 前年中の基礎控除後の総所得金額等

## (6) 保 険 料 の 軽 減

7割軽減	総所得金額等が、43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円以下の世帯	均等割	17,990円	平等割	14,000円
			5,950円		4,760円
			6,510円		3,710円
5割軽減	総所得金額等が、43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円+29万円×(被保険者数)以下の世帯	均等割	12,850円	平等割	10,000円
			4,250円		3,400円
			4,650円		2,650円
2割軽減	総所得金額等が、43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円+53.5万円×(被保険者数)以下の世帯	均等割	5,140円	平等割	4,000円
			1,700円		1,360円
			1,860円		1,060円

※上段 医療給付費分  
 中段 後期高齢者支援金分  
 下段 介護納付金分

## 保険料率の推移

年 度	所 得 割		資 産 割		均 等 割		平 等 割		限 度 額
	料 率	割 合	料 率	割 合	金 額	割 合	金 額	割 合	
H13 14	6.20/100	51%	29.00/100	14%	19,500	22%	24,500	13%	30,000
	0.90/100	〃	4.50/100	〃	3,800	〃	3,000	〃	70,000
15	6.60/100	〃	29.00/100	〃	20,000	〃	24,500	〃	530,000
	1.00/100	〃	4.50/100	〃	4,000	〃	3,000	〃	80,000
16	6.60/100	〃	29.00/100	〃	20,000	〃	24,500	〃	530,000
	1.15/100	〃	4.50/100	〃	4,500	〃	3,000	〃	80,000
17	6.60/100	〃	29.00/100	〃	20,000	〃	24,500	〃	530,000
	1.25/100	〃	5.00/100	〃	5,000	〃	3,300	〃	80,000
18	6.60/100	45%	19.80/100	9%	25,200	30%	25,300	16%	530,000
	1.10/100	〃	4.80/100	〃	6,300	〃	4,300	〃	90,000
19	6.50/100	〃	19.50/100	〃	25,200	〃	25,300	〃	560,000
	1.16/100	〃	4.95/100	〃	6,700	〃	4,600	〃	90,000
20	4.60/100	〃	18.28/100	〃	20,000	〃	20,800	〃	470,000
	1.43/100	〃	5.45/100	〃	6,100	〃	6,000	〃	120,000
	1.22/100	〃	5.05/100	〃	7,100	〃	5,000	〃	90,000
21	6.00/100	〃	18.60/100	〃	23,500	〃	24,400	〃	470,000
	1.80/100	〃	5.50/100	〃	6,700	〃	7,000	〃	120,000
	1.35/100	〃	5.00/100	〃	7,000	〃	4,900	〃	100,000
22	6.50/100	〃	19.00/100	〃	24,500	〃	26,400	〃	500,000
	2.00/100	〃	5.50/100	〃	6,700	〃	7,000	〃	130,000
	1.65/100	〃	5.00/100	〃	7,400	〃	4,900	〃	100,000
23 ㄱ	7.40/100	〃	23.00/100	〃	26,500	〃	27,800	〃	510,000
	2.24/100	〃	6.10/100	〃	7,700	〃	7,800	〃	140,000
25	1.90/100	〃	6.40/100	〃	8,500	〃	6,000	〃	120,000
	7.40/100	〃	23.00/100	〃	26,500	〃	27,800	〃	510,000
26	2.24/100	〃	6.10/100	〃	7,700	〃	7,800	〃	160,000
	1.90/100	〃	6.40/100	〃	8,500	〃	6,000	〃	140,000
	7.15/100	〃	20.00/100	〃	24,500	〃	25,000	〃	520,000
27	2.24/100	〃	6.10/100	〃	7,700	〃	7,800	〃	170,000
	1.90/100	〃	6.40/100	〃	8,500	〃	6,000	〃	160,000
	7.15/100	〃	20.00/100	〃	24,500	〃	25,000	〃	540,000
28 ㄱ	2.24/100	〃	6.10/100	〃	7,700	〃	7,800	〃	190,000
	1.90/100	〃	6.40/100	〃	8,500	〃	6,000	〃	160,000
29	7.15/100	46%	13.80/100	7%	24,700	31%	20,700	〃	580,000
	2.24/100	〃	4.20/100	〃	8,000	〃	6,800	〃	190,000
	1.90/100	〃	5.50/100	〃	8,800	〃	5,300	〃	160,000
R 1	7.15/100	〃	13.80/100	〃	24,700	〃	20,700	〃	610,000
	2.24/100	〃	4.20/100	〃	8,000	〃	6,800	〃	190,000
	1.90/100	〃	5.50/100	〃	8,800	〃	5,300	〃	160,000
2 ㄱ	7.00/100	48%	6.00/100	3%	24,700	33%	20,000	〃	630,000
	2.24/100	〃	1.80/100	〃	8,000	〃	6,800	〃	190,000
3	1.90/100	〃	2.30/100	〃	8,800	〃	5,300	〃	170,000
	7.00/100	50%	—	—	25,700	35%	20,000	15%	650,000
4	2.24/100	〃	—	—	8,500	〃	6,800	〃	200,000
	1.90/100	〃	—	—	9,300	〃	5,300	〃	170,000
	7.00/100	〃	—	—	25,700	〃	20,000	〃	650,000
5	2.24/100	〃	—	—	8,500	〃	6,800	〃	220,000
	1.90/100	〃	—	—	9,300	〃	5,300	〃	170,000

(注) 昭和61年度より所得割「旧ただし書方式」に変更  
 平成12年度より上段 医療給付費分、下段 介護納付金分、平成20年度より中段 後期高齢者支援金分

保険料賦課状況（一般被保険者）

区分 年度	所得割		資産割		均等割		平等割		算出額 千円	減免等 による額 千円	保険料 軽減額 千円	賦課限度を 超える額 千円	増減額 千円	調定額 千円	賦課 限度額 千円
	料率	金額 千円	料率	金額 千円	額 円	金額 千円	額 円	金額 千円							
H30	7.15/100	1,521,525	13.80/100	182,289	24,700	828,191	20,700	402,259	2,934,264	2,965	339,489	215,141	△ 38,198	2,338,471	580
	2.24/100	476,674	4.20/100	55,475	8,000	268,240	6,800	132,142	932,531	935	110,490	63,949	△ 12,933	744,224	190
	1.90/100	166,094	5.50/100	20,008	8,800	91,564	5,300	46,349	324,015	103	35,777	24,263	△ 6,644	257,228	160
R 1	7.15/100	1,525,744	13.80/100	177,803	24,700	798,008	20,700	392,435	2,893,990	2,800	331,229	238,896	△ 31,155	2,289,910	610
	2.24/100	477,995	4.20/100	54,110	8,000	258,464	6,800	128,915	919,484	886	107,806	75,434	△ 10,609	724,749	190
	1.90/100	162,330	5.50/100	18,731	8,800	87,930	5,300	44,599	313,590	311	34,996	24,411	△ 3,818	250,054	160
R 2	7.00/100	1,487,626	6.00/100	76,319	24,700	776,099	20,000	371,233	2,711,277	35,494	322,487	217,374	△ 4,880	2,131,042	630
	2.24/100	476,040	1.80/100	22,891	8,000	251,368	6,800	126,219	876,518	11,413	106,211	73,682	△ 2,211	683,001	190
	1.90/100	166,482	2.30/100	7,527	8,800	85,967	5,300	43,905	303,881	6,011	34,688	26,315	△ 1,949	234,918	170
R 3	7.00/100	1,408,681	6.00/100	73,953	24,700	765,478	20,000	371,489	2,619,601	12,217	328,748	182,256	△ 14,605	2,081,775	630
	2.24/100	450,778	1.80/100	22,181	8,000	247,928	6,800	126,306	847,193	3,935	108,276	62,089	△ 5,368	667,525	190
	1.90/100	158,277	2.30/100	7,204	8,800	84,630	5,300	43,471	293,582	1,705	35,447	23,921	△ 2,934	229,575	170
R 4	7.00/100	1,419,384	—	—	25,700	773,956	20,000	365,079	2,558,419	7,980	335,958	168,486	△ 52,844	1,993,151	650
	2.24/100	454,203	—	—	8,500	255,978	6,800	124,127	834,308	2,608	112,135	56,447	△ 18,027	645,091	200
	1.90/100	153,763	—	—	9,300	86,862	5,300	42,278	282,903	933	36,393	19,144	△ 6,093	220,340	170

保険料賦課状況（退職被保険者）

区分 年度	所得割		資産割		均等割		平等割		算出額 千円	減免等 による額 千円	保険料 軽減額 千円	賦課限度を 超える額 千円	増減額 千円	調定額 千円	賦課 限度額 千円
	料率	金額 千円	料率	金額 千円	額 円	金額 千円	額 円	金額 千円							
H30	7.15/100	8,788	13.80/100	1,955	24,700	6,941	20,700	2,981	20,665	0	3,005	332	△ 8,029	9,299	580
	2.24/100	2,753	4.20/100	595	8,000	2,248	6,800	979	6,575	0	978	93	△ 2,551	2,953	190
	1.90/100	2,336	5.50/100	779	8,800	2,367	5,300	1,118	6,600	0	994	82	△ 2,881	2,643	160
R 1	7.15/100	1,082	13.80/100	99	24,700	988	20,700	290	2,459	0	380	0	△ 1,008	1,071	610
	2.24/100	339	4.20/100	30	8,000	320	6,800	95	784	0	124	0	△ 320	340	190
	1.90/100	287	5.50/100	40	8,800	352	5,300	175	854	0	152	0	△ 395	307	160

保険料賦課状況（合計）

区分 年度	所得割		資産割		均等割		平等割		算出額 千円	減免等 による額 千円	保険料 軽減額 千円	賦課 限度を 超える額 千円	増減額 千円	調定額 千円	賦課 限度額 千円
	料率	金額 千円	料率	金額 千円	額 円	金額 千円	額 円	金額 千円							
H30	7.15/100	1,530,313	13.80/100	184,244	24,700	835,132	20,700	405,240	2,954,929	2,965	342,494	215,473	△ 46,227	2,347,770	580
	2.24/100	479,427	4.20/100	56,070	8,000	270,488	6,800	133,121	939,106	935	111,468	64,042	△ 15,484	747,177	190
	1.90/100	168,430	5.50/100	20,787	8,800	93,931	5,300	47,467	330,615	103	36,771	24,345	△ 9,525	259,871	160
R 1	7.15/100	1,526,826	13.80/100	177,902	24,700	798,996	20,700	392,725	2,896,449	2,800	331,609	238,896	△ 32,163	2,290,981	610
	2.24/100	478,334	4.20/100	54,140	8,000	258,784	6,800	129,010	920,268	886	107,930	75,434	△ 10,929	725,089	190
	1.90/100	162,617	5.50/100	18,771	8,800	88,282	5,300	44,774	314,444	311	35,148	24,411	△ 4,213	250,361	160
R 2	7.00/100	1,487,626	6.00/100	76,319	24,700	776,099	20,000	371,233	2,711,277	35,494	322,487	217,374	△ 4,880	2,131,042	630
	2.24/100	476,040	1.80/100	22,891	8,000	251,368	6,800	126,219	876,518	11,413	106,211	73,682	△ 2,211	683,001	190
	1.90/100	166,482	2.30/100	7,527	8,800	85,967	5,300	43,905	303,881	6,011	34,688	26,315	△ 1,949	234,918	170
R 3	7.00/100	1,408,681	6.00/100	73,953	24,700	765,478	20,000	371,489	2,619,601	12,217	328,748	182,256	△ 14,605	2,081,775	630
	2.24/100	450,778	1.80/100	22,181	8,000	247,928	6,800	126,306	847,193	3,935	108,276	62,089	△ 5,368	667,525	190
	1.90/100	158,277	2.30/100	7,204	8,800	84,630	5,300	43,471	293,582	1,705	35,447	23,921	△ 2,934	229,575	170
R 4	7.00/100	1,419,384	—	—	25,700	773,956	20,000	365,079	2,558,419	7,980	335,958	168,486	△ 52,844	1,993,151	650
	2.24/100	454,203	—	—	8,500	255,978	6,800	124,127	834,308	2,608	112,135	56,447	△ 18,027	645,091	200
	1.90/100	153,763	—	—	9,300	86,862	5,300	42,278	282,903	933	36,393	19,144	△ 6,093	220,340	170

(注) 上段：医療給付費分、中段：後期高齢者支援金分、下段：介護納付金分

保険料調定額被保険者1世帯・1人当たりの額（現年度分）

（単位：円）

年 度	1世帯当たり調定額			1人当たり調定額		
	一 般	退 職	合 計	一 般	退 職	合 計
H30	165,163	163,682	165,156	101,385	83,680	101,290
R 1	165,604	214,779	165,624	102,868	74,706	102,847
R 2	155,822	0	155,822	97,645	0	97,645
R 3	154,011	0	154,011	97,578	0	97,578
R 4	150,984	0	150,984	97,433	0	97,433

保険料軽減額の推移

年 度	7 / 10			5 / 10			2 / 10		
		均 等 割	平 等 割		均 等 割	平 等 割		均 等 割	平 等 割
H23 ～ H26	医	18,550	19,460	医	13,250	13,900	医	5,300	5,560
	支	5,390	5,460	支	3,850	3,900	支	1,540	1,560
	介	5,950	4,200	介	4,250	3,000	介	1,700	1,200
H27 ～ H29	医	17,150	17,500	医	12,250	12,500	医	4,900	5,000
	支	5,390	5,460	支	3,850	3,900	支	1,540	1,560
	介	5,950	4,200	介	4,250	3,000	介	1,700	1,200
H30 ～ R 1	医	17,290	14,490	医	12,350	10,350	医	4,940	4,140
	支	5,600	4,760	支	4,000	3,400	支	1,600	1,360
	介	6,160	3,710	介	4,400	2,650	介	1,760	1,060
R 2 ～ R 3	医	17,290	14,000	医	12,350	10,000	医	4,940	4,000
	支	5,600	4,760	支	4,000	3,400	支	1,600	1,360
	介	6,160	3,710	介	4,400	2,650	介	1,760	1,060
R 4  (※)	医	17,990	14,000	医	12,850	10,000	医	5,140	4,000
	支	5,950	4,760	支	4,250	3,400	支	1,700	1,360
	介	6,510	3,710	介	4,650	2,650	介	1,860	1,060

※ 7/10は、総所得金額が43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円以下の世帯

5/10は、総所得金額が43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円+(28万5千円×被保険者数)以下の世帯

2/10は、総所得金額が43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円+(52万円×被保険者数)以下の世帯

## 保険料軽減の状況

年 度	区 分		軽 減 対 象								軽 減 額 千円
			7 / 10		5 / 10		2 / 10		計		
			世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数	
H 30	一般	医	5,415	7,385	3,185	5,797	2,519	4,626	11,119	17,806	337,631
		支	5,415	7,385	3,185	5,797	2,519	4,626	11,119	17,806	109,885
		介	2,210	2,420	1,195	1,431	916	1,115	4,321	4,966	35,503
	退職	医	46	61	29	63	12	33	87	157	3,005
		支	46	61	29	63	12	33	87	157	978
		介	52	57	42	58	26	32	120	147	994
	合計	医	5,461	7,446	3,214	5,860	2,531	4,659	11,206	17,965	340,636
		支	5,461	7,446	3,214	5,860	2,531	4,659	11,206	17,965	110,863
		介	2,262	2,477	1,237	1,489	942	1,147	4,441	5,113	36,497
R 1	一般	医	5,319	7,184	3,171	5,619	2,431	4,434	10,921	17,237	329,063
		支	5,319	7,184	3,171	5,619	2,431	4,434	10,921	17,237	107,101
		介	2,214	2,388	1,130	1,348	872	1,074	4,216	4,810	34,664
	退職	医	6	8	1	10	2	4	9	22	380
		支	6	8	1	10	2	4	9	22	124
		介	7	8	8	10	4	4	19	22	152
	合計	医	5,325	7,192	3,172	5,629	2,433	4,438	10,930	17,259	329,443
		支	5,325	7,192	3,172	5,629	2,433	4,438	10,930	17,259	107,225
		介	2,221	2,396	1,138	1,358	876	1,078	4,235	4,832	34,816
R 2	一般	医	5,186	6,840	3,311	5,901	2,384	4,353	10,881	17,094	321,459
		支	5,186	6,840	3,311	5,901	2,384	4,353	10,881	17,094	105,870
		介	2,167	2,330	1,170	1,396	872	1,073	4,209	4,799	34,448
R 3	一般	医	5,391	7,215	3,242	5,755	2,315	4,097	10,948	17,067	326,985
		支	5,391	7,215	3,242	5,755	2,315	4,097	10,948	17,067	107,693
		介	2,283	2,468	1,106	1,311	837	1,010	4,226	4,789	35,037
R 4	一般	医	5,408	7,177	3,119	5,418	2,233	4,032	10,760	16,627	329,096
		支	5,408	7,177	3,119	5,418	2,233	4,032	10,760	16,627	109,860
		介	2,306	2,483	1,060	1,264	824	996	4,190	4,743	36,132

保険料収納状況（現年度分）

年度	区 分		調 定 額 (円)	収 納 額 (円)	収 入 未 済 額 (円)	収 納 率 (%)
H30	一 般	医	2,338,471,053	2,146,984,951	191,486,102	91.81
		支	744,224,467	682,610,759	61,613,708	91.72
		介	257,227,696	227,718,625	29,509,071	88.53
	退 職	医	9,298,947	8,538,903	760,044	91.83
		支	2,952,533	2,710,809	241,724	91.81
		介	2,643,604	2,449,890	193,714	92.67
	合 計		3,354,818,300	3,071,013,937	283,804,363	91.54
R 1	一 般	医	2,289,910,156	2,096,432,664	193,477,492	91.55
		支	724,748,881	662,821,926	61,926,955	91.46
		介	250,053,935	221,116,962	28,936,973	88.43
	退 職	医	1,071,344	1,046,176	25,168	97.65
		支	339,819	331,790	8,029	97.64
		介	307,065	302,365	4,700	98.47
	合 計		3,266,431,200	2,982,051,883	284,379,317	91.29
R 2	一 般	医	2,131,042,498	1,970,237,229	160,805,269	92.45
		支	683,001,240	630,394,132	52,607,108	92.30
		介	234,917,562	210,187,245	24,730,317	89.47
	合 計		3,048,961,300	2,810,818,606	238,142,694	92.19
R 3	一 般	医	2,081,775,354	1,929,116,676	152,658,678	92.67
		支	667,525,347	617,430,521	50,094,826	92.50
		介	229,575,299	205,607,285	23,968,014	89.56
	合 計		2,978,876,000	2,752,154,482	226,721,518	92.39
R 4	一 般	医	1,993,151,226	1,838,283,558	154,867,668	92.23
		支	645,090,686	593,758,307	51,332,379	92.04
		介	220,339,628	195,982,721	24,356,907	88.95
	合 計		2,858,581,540	2,628,024,586	230,556,954	91.93

保険料収納状況（滞納繰越分）

年度	区分	調定額 (円)	収入済額 (円)	収納率 (%)	不納欠損額 (円)	欠損率 (%)	収入未済額 (円)	未納率 (%)		
H 30	一般	医	547,724,432	97,551,522	17.81	128,103,737	23.39	322,069,173	58.80	
		支	170,384,978	30,462,292	17.88	39,767,462	23.34	100,155,224	58.78	
		介	82,574,869	14,260,778	17.27	19,189,674	23.24	49,124,417	59.49	
	退職	医	8,019,352	1,674,560	20.88	2,587,876	32.27	3,756,916	46.85	
		支	2,963,710	521,705	17.60	799,584	26.98	1,642,421	55.42	
		介	2,357,637	461,386	19.57	711,544	30.18	1,184,707	50.25	
	合計	814,024,978	144,932,243	17.81	191,159,877	23.48	477,932,858	58.71		
	R 1	一般	医	505,698,518	93,795,957	18.55	126,581,717	25.03	285,320,844	56.42
			支	158,859,480	29,477,213	18.56	39,611,843	24.93	89,770,424	56.51
介			77,187,640	14,266,287	18.48	18,728,161	24.26	44,193,192	57.26	
退職		医	4,516,960	1,313,783	29.08	2,015,764	44.63	1,187,413	26.29	
		支	1,713,024	412,045	24.06	630,783	36.82	670,196	39.12	
		介	1,378,421	365,319	26.50	551,214	39.99	461,888	33.51	
合計		749,354,043	139,630,604	18.63	188,119,482	25.11	421,603,957	56.26		
R 2		一般	医	470,995,057	94,516,436	20.07	107,565,118	22.84	268,913,503	57.09
			支	148,704,831	29,834,141	20.07	33,924,354	22.81	84,946,336	57.12
	介		71,884,969	14,003,160	19.48	15,943,970	22.18	41,937,839	58.34	
	退職	医	1,212,581	359,602	29.66	722,135	59.55	130,844	10.79	
		支	678,225	332,108	48.97	225,277	33.21	120,840	17.82	
		介	466,588	207,406	44.45	183,716	39.38	75,466	16.17	
	合計	693,942,251	139,252,853	20.07	158,564,570	22.85	396,124,828	57.08		
	R 3	一般	医	422,770,828	79,899,269	18.90	96,318,152	22.78	246,553,407	58.32
			支	134,853,312	25,500,802	18.91	30,630,509	22.71	78,722,001	58.38
介			65,561,534	12,612,200	19.24	14,171,181	21.61	38,778,153	59.15	
退職		医	875,509	195,533	22.33	52,292	5.97	627,684	71.70	
		支	271,936	61,677	22.68	16,034	5.90	194,225	71.42	
		介	229,007	56,481	24.66	11,112	4.85	161,414	70.49	
合計		624,562,126	118,325,962	18.94	141,199,280	22.61	365,036,884	58.45		
R 4		一般	医	397,210,516	73,241,417	18.44	91,583,348	23.06	232,385,751	58.50
			支	127,316,060	23,538,010	18.49	29,169,208	22.91	74,608,842	58.60
	介		62,050,517	11,318,636	18.24	13,797,791	22.24	36,934,090	59.52	
	退職	医	627,984	159,848	25.45	189,086	30.11	279,050	44.44	
		支	194,225	49,978	25.73	57,366	29.54	86,881	44.73	
		介	161,414	40,397	25.03	45,640	28.27	75,377	46.70	
	合計	587,560,716	108,348,286	18.44	134,842,439	22.95	344,369,991	58.61		

# 保 險 財 政

令和4年度決算

(歳入)

(単位：円)

科 目		予 算 現 額	決 算			
			収 入 済 額	構 成 比	増 減 額	
保 險 料	現 年 度 分	2,683,700,000	2,628,024,586	16.4	△ 55,675,414	
	滞 納 繰 越 分	120,100,000	108,348,286	0.7	△ 11,751,714	
	小 計	2,803,800,000	2,736,372,872	17.1	△ 67,427,128	
使 用 料 及 び 手 数 料		2,000,000	1,468,100	0.0	△ 531,900	
県 支 出 金	保 險 給 付 費 等 交 付 金 (普 通 交 付 金)	10,210,400,000	9,839,152,060	61.3	△ 371,247,940	
	特 別 交 付 金	保 險 者 努 力 支 援 分	50,000,000	57,837,000	0.4	7,837,000
		特 別 調 整 交 付 金	35,400,000	39,666,000	0.2	4,266,000
		県 繰 入 金 (2号分)	13,000,000	27,039,000	0.2	14,039,000
		特 定 健 康 診 査 等 負 担 金	31,000,000	32,650,000	0.2	1,650,000
	国 庫 負 担 金 減 額 措 置 対 策 費 補 助 金	44,000,000	45,061,000	0.3	1,061,000	
	小 計	10,383,800,000	10,041,405,060	62.6	△ 342,394,940	
財 産 収 入		400,000	66,809	0.0	△ 333,191	
繰 入 金		1,130,160,000	1,079,617,341	6.7	△ 50,542,659	
繰 越 金		424,540,000	2,160,854,910	13.5	1,736,314,910	
諸 収 入		21,300,000	19,555,989	0.1	△ 1,744,011	
合 計		14,766,000,000	16,039,341,081	100.0	1,273,341,081	

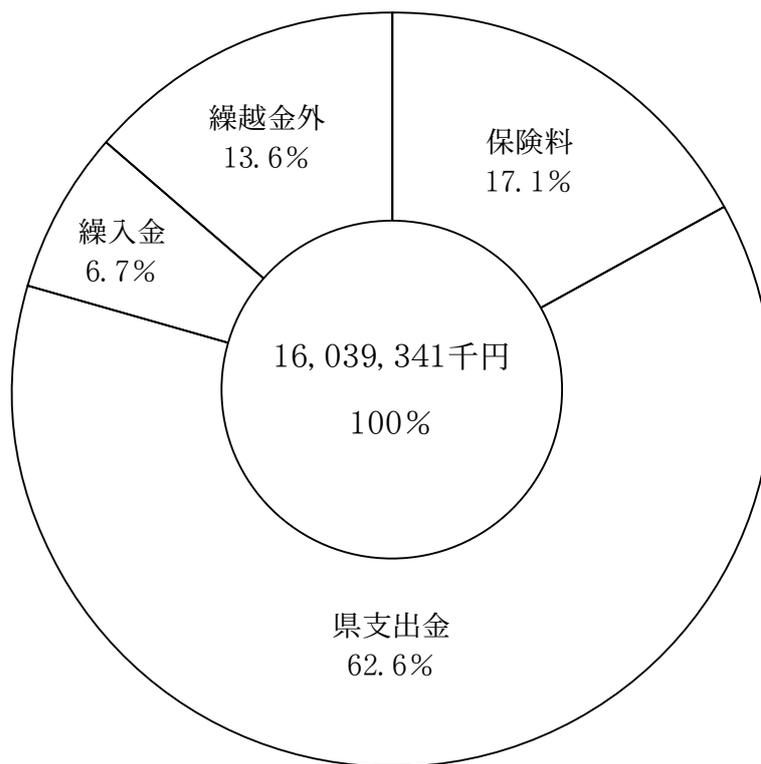
(歳出)

(単位：円)

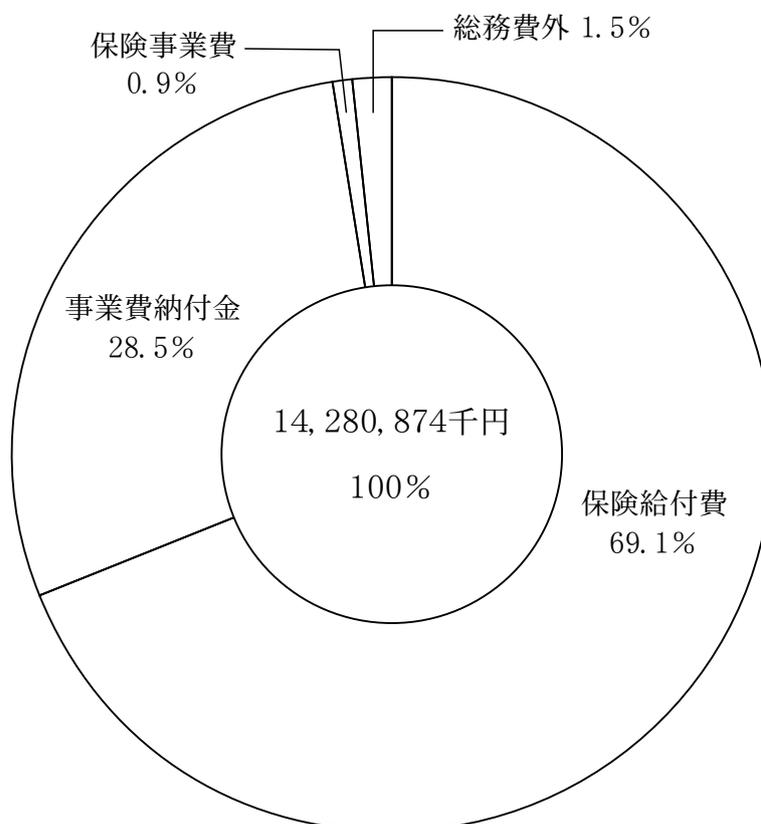
科 目	予 算 現 額	決 算			
		支 出 済 額	構 成 比	不 用 額	
総 務 費	207,060,000	191,362,912	1.3	15,697,088	
保 険 給 付 費	療 養 給 付 費	8,777,600,000	8,451,545,758	59.2	326,054,242
	療 養 費	97,400,000	95,849,418	0.7	1,550,582
	高 額 療 養 費	1,325,000,000	1,241,288,889	8.7	83,711,111
	移 送 費	100,000	0	0.0	100,000
	出 産 育 児 一 時 金	55,540,000	33,540,410	0.2	21,999,590
	葬 祭 費	12,000,000	9,850,000	0.1	2,150,000
	傷 病 手 当 金	3,000,000	2,199,127	0.0	800,873
	審 査 支 払 手 数 料	30,800,000	29,959,727	0.2	840,273
	小 計	10,301,440,000	9,864,233,329	69.1	437,206,671
事 業 費 納 付 金	医 療 給 付 費 分	2,885,000,000	2,884,068,158	20.2	931,842
	後 期 高 齢 者 支 援 金 分	869,000,000	868,979,862	6.1	20,138
	介 護 納 付 金 分	317,000,000	316,652,286	2.2	347,714
	小 計	4,071,000,000	4,069,700,306	28.5	1,299,694
保 健 事 業 費	145,600,000	124,487,390	0.9	21,112,610	
直 診 勘 定 繰 出 金	3,400,000	169,000	0.0	3,231,000	
基 金 等 積 立 金	400,000	70,000	0.0	330,000	
そ の 他 支 出	37,100,000	30,850,790	0.2	6,249,210	
合 計	14,766,000,000	14,280,873,727	100.0	485,126,273	

# グラフで見る決算状況

## 歳入



## 歳出



決算状況  
(歳入)

(単位：千円)

科目		年度	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	
保険料	現年度分		3,071,015	2,982,052	2,810,818	2,752,155	2,628,025	
	滞納繰越分		144,931	139,630	139,253	118,326	108,348	
	小計		3,215,946	3,121,682	2,950,071	2,870,481	2,736,373	
使用料及び手数料			1,908	1,876	1,810	1,483	1,468	
国庫支出金	災害等臨時特例補助金		183	—	20,260	4,887	—	
	国民健康保険制度関係業務準備事業費		—	252	—	—	—	
	社会保障・税番号制度システム整備事業費		—	—	5,742	—	—	
	小計		183	252	26,002	4,887	0	
県支出金	保険給付費等交付金(普通交付金)		10,584,848	10,082,683	9,655,813	10,372,648	9,839,152	
	特別交付金	保険者努力支援分		25,682	39,068	54,319	54,417	57,837
		特別調整交付金		71,847	68,618	45,707	45,542	39,666
		県繰入金(2号分)		30,636	21,738	11,740	51,119	27,039
		特定健康診査等負担金		35,688	37,492	30,468	29,892	32,650
	国庫負担金減額措置対策費補助金		50,203	47,909	43,738	44,160	45,061	
小計		10,798,904	10,297,508	9,841,785	10,597,778	10,041,405		
財産収入			157	157	156	105	67	
繰入金	保険基盤安定繰入金		772,528	754,637	734,357	740,538	742,247	
	未就学児均等割保険料繰入金		—	—	—	—	7,793	
	一般会計繰入金		385,379	351,692	339,913	330,862	329,577	
	小計		1,157,907	1,106,329	1,074,270	1,071,400	1,079,617	
繰越金			3,105,297	2,848,822	2,432,870	2,290,718	2,160,855	
諸収入			22,196	23,820	25,736	21,818	19,556	
合計			18,302,498	17,400,446	16,352,700	16,858,670	16,039,341	

(歳出)

科目		年度	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
総務費			172,217	176,249	183,808	189,723	191,364
保険給付費	療養給付費		9,016,144	8,671,070	8,307,099	8,927,576	8,451,546
	療養費等		119,339	116,981	103,828	97,829	95,849
	高額療養費		1,295,415	1,244,755	1,219,777	1,319,669	1,241,289
	移送費		44	0	22	22	0
	出産育児一時金		45,242	43,970	42,874	28,793	33,540
	葬祭費		11,350	8,500	9,650	9,500	9,850
	傷病手当金		—	—	14	871	2,199
	審査支払手数料		27,751	27,038	24,957	30,123	29,960
小計		10,515,285	10,112,314	9,708,221	10,414,383	9,864,233	
事業費納付金	医療給付費分		3,045,325	3,114,046	2,736,499	2,717,777	2,884,068
	後期高齢者支援金分		930,333	948,618	926,687	901,239	868,980
	介護納付金分		323,456	339,474	335,754	313,538	316,652
	小計		4,299,114	4,402,138	3,998,940	3,932,554	4,069,700
保健事業費			120,889	124,192	109,826	120,801	124,487
直診勘定操出金			0	3,036	383	210	169
基金等積立金			160	160	160	110	70
その他の支出			346,011	149,487	60,644	40,034	30,851
合計			15,453,676	14,967,576	14,061,982	14,697,815	14,280,874
収支差引			2,848,822	2,432,870	2,290,718	2,160,855	1,758,467

決算額被保険者1人当たりの額  
(歳入)

(単位：円)

科目		年度	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	
		被保険者数	33,121人	31,760人	31,225人	30,528人	29,339人	
保険料	現年度分		92,721	93,893	90,018	90,152	89,574	
	滞納繰越分		4,376	4,397	4,460	3,876	3,693	
	小計		97,097	98,290	94,478	94,028	93,267	
使用料及び手数料			58	59	58	49	50	
国庫支出金	災害等臨時特例補助金		6	—	649	160	—	
	国民健康保険制度関係業務準備事業費		—	8	—	—	—	
	社会保障・税番号制度システム整備事業費		—	—	184	—	—	
	小計		6	8	833	160	0	
県支出金	保険給付費等交付金(普通交付金)		319,581	317,465	309,233	339,775	335,361	
	特別交付金	保険者努力支援分		775	1,230	1,740	1,783	1,971
		特別調整交付金		2,169	2,161	1,464	1,492	1,352
		県繰入金(2号分)		925	684	376	1,674	922
		特定健康診査等負担金		1,078	1,181	976	979	1,113
	国庫負担金減額措置対策費補助金		1,516	1,508	1,401	1,447	1,536	
小計		326,044	324,229	315,190	347,150	342,255		
財産収入			5	5	5	3	2	
繰入金	保険基盤安定繰入金		23,324	23,761	23,518	24,258	25,299	
	未就学児均等割保険料繰入金		—	—	—	—	266	
	一般会計繰入金		11,635	11,073	10,886	10,838	11,233	
	小計		34,959	34,834	34,404	35,096	36,798	
繰越金			93,756	89,698	77,914	75,037	73,651	
諸収入			670	750	824	715	667	
合計			552,595	547,873	523,706	552,238	546,690	

(歳出)

科目		年度	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
総務費			5,200	5,549	5,887	6,215	6,523
保険給付費	療養給付費		272,218	273,019	266,040	292,439	288,065
	療養費等		3,603	3,683	3,325	3,205	3,267
	高額療養費		39,112	39,193	39,064	43,228	42,308
	移送費		1	0	1	1	0
	出産育児一時金		1,366	1,384	1,373	943	1,143
	葬祭費		343	268	309	311	336
	傷病手当金		—	—	0	29	75
	審査支払手数料		838	851	799	987	1,021
小計		317,481	318,398	310,911	341,143	336,215	
事業費納付金	医療給付費分		91,945	98,049	87,638	89,026	98,302
	後期高齢者支援金分		28,089	29,868	29,678	29,522	29,619
	介護納付金分		9,766	10,689	10,753	10,271	10,793
	小計		129,800	138,606	128,069	128,819	138,714
保健事業費			3,650	3,910	3,517	3,957	4,243
直診勘定操出金			0	96	12	7	6
基金等積立金			5	5	5	4	2
その他の支出			10,447	4,707	1,942	1,311	1,052
合計			466,583	471,271	450,343	481,456	486,755
収支差引			86,012	76,602	73,363	70,782	59,935

決算額 1世帯当たりの額  
(歳入)

(単位：円)

科目		年度	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	
		被保険者数	20,313世帯	19,722世帯	19,567世帯	19,342世帯	18,933世帯	
保 険 料	現 年 度 分		151,185	151,204	143,651	142,289	138,807	
	滞 納 繰 越 分		7,135	7,081	7,117	6,118	5,723	
	小 計		158,320	158,285	150,768	148,407	144,530	
使 用 料 及 び 手 数 料			94	95	93	77	78	
国 庫 支 出 金	災 害 等 臨 時 特 例 補 助 金		9	—	1,035	253	—	
	国民健康保険制度関係業務準備事業費		—	13	—	—	—	
	社会保障・税番号制度システム整備事業費		—	—	293	—	—	
	小 計		9	13	1,328	253	0	
県 支 出 金	保険給付費等交付金(普通交付金)		521,087	511,240	493,474	536,276	519,683	
	特 別 交 付 金	保 険 者 努 力 支 援 分		1,264	1,981	2,776	2,813	3,055
		特 別 調 整 交 付 金		3,537	3,479	2,336	2,355	2,095
		県 繰 入 金 (2号分)		1,508	1,102	600	2,643	1,428
		特 定 健 康 診 査 等 負 担 金		1,757	1,902	1,557	1,545	1,725
	国庫負担金減額措置対策費補助金		2,471	2,429	2,235	2,283	2,380	
小 計		531,624	522,133	502,978	547,915	530,366		
財 産 収 入			8	8	8	5	4	
繰 入 金	保 険 基 盤 安 定 繰 入 金		38,031	38,264	37,530	38,287	39,204	
	未就学児均等割保険料繰入金		—	—	—	—	412	
	一 般 会 計 繰 入 金		18,972	17,832	17,372	17,106	17,408	
	小 計		57,003	56,096	54,902	55,393	57,024	
繰 越 金			152,872	144,449	124,335	118,432	114,132	
諸 収 入			1,093	1,208	1,315	1,128	1,033	
合 計			901,023	882,287	835,727	871,610	847,167	

(歳出)

科目		年度	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
総 務 費			8,478	8,937	9,394	9,809	10,107
保 険 給 付 費	療 養 給 付 費		443,861	439,665	424,546	461,564	446,392
	療 養 費 等		5,875	5,931	5,306	5,058	5,063
	高 額 療 養 費		83,773	63,115	62,338	68,228	65,562
	移 送 費		2	0	1	1	0
	出 産 育 児 一 時 金		2,227	2,229	2,191	1,489	1,772
	葬 祭 費		559	431	493	491	520
	傷 病 手 当 金		—	—	1	45	116
	審 査 支 払 手 数 料		1,366	1,371	1,275	1,557	1,582
	小 計		517,663	512,742	496,151	538,433	521,007
事 業 費 納 付 金	医 療 給 付 費 分		149,920	157,897	139,853	140,512	152,330
	後 期 高 齢 者 支 援 金 分		45,800	48,099	47,360	46,595	45,898
	介 護 納 付 金 分		15,924	17,213	17,159	16,210	16,725
	小 計		211,644	223,209	204,372	203,317	214,953
保 健 事 業 費			5,951	6,297	5,613	6,246	6,575
直 診 勘 定 操 出 金			0	154	20	11	9
基 金 等 積 立 金			8	8	8	6	4
そ の 他 の 支 出			17,034	7,580	3,099	2,070	1,629
合 計			760,778	758,927	718,657	759,892	754,284
収 支 差 引			140,245	123,360	117,070	111,718	92,883

令和5年度予算状況  
(歳入)

(単位：千円・%)

科 目	本年度当初予算額	比 率	前年度当初予算額	比 較
1 保 険 料	2,830,200	19.4	2,803,800	26,400
1. 一 般 被 保 険 者	2,830,100	19.4	2,803,700	26,400
現 年 度 分 (医 療)	1,884,300	12.9	1,881,300	3,000
現 年 度 分 (後 期)	630,600	4.3	603,900	26,700
現 年 度 分 (介 護)	198,200	1.4	198,500	△ 300
滞 納 繰 越 分 (医 療)	80,000	0.5	85,000	△ 5,000
滞 納 繰 越 分 (後 期)	25,000	0.2	25,000	0
滞 納 繰 越 分 (介 護)	12,000	0.1	10,000	2,000
2. 退 職 被 保 険 者 等	100	0.0	100	0
滞 納 繰 越 分 (医 療)	40	0.0	40	0
滞 納 繰 越 分 (後 期)	40	0.0	40	0
滞 納 繰 越 分 (介 護)	20	0.0	20	0
2 使 用 料 及 び 手 数 料	1,500	0.0	2,000	△ 500
3 県 支 出 金	10,250,600	70.2	10,381,800	△ 131,200
1. 保 険 給 付 費 等 交 付 金	10,206,600	69.9	10,337,800	△ 131,200
2. 国 保 国 庫 負 担 金 減 額 措 置 対 策 費 補 助 金	44,000	0.3	44,000	0
4 財 産 収 入	320	0.0	400	△ 80
5 繰 入 金	1,134,160	7.8	1,130,160	4,000
1. 一 般 会 計 繰 入 金	1,124,160	7.7	1,119,160	5,000
2. 基 金 等 繰 入 金	10,000	0.1	11,000	△ 1,000
6 繰 越 金	361,870	2.5	402,540	△ 40,670
7 諸 収 入	21,350	0.1	21,300	50
1. 延 滞 金 (一 般)	300	0.0	300	0
2. 延 滞 金 (退 職)	10	0.0	10	0
3. 過 料	20	0.0	20	0
4. 第 三 者 納 付 金 (一 般)	15,000	0.1	15,000	0
5. 第 三 者 納 付 金 (退 職)	10	0.0	10	0
6. 返 納 金 (一 般)	5,000	0.0	5,000	0
7. 返 納 金 (退 職)	10	0.0	10	0
8. 雑 入	1,000	0.0	950	50
歳 入 合 計	14,600,000	100.0	14,742,000	△ 142,000

## (歳出)

(単位：千円・%)

科 目	本年度当初予算額	比 率	前年度当初予算額	比 較
1 総 務 費	223,760	1.5	225,960	△ 2,200
1. 一 般 管 理 費	204,120	1.4	206,720	△ 2,600
2. 諸 費	19,300	0.1	18,900	400,
3. 運 営 協 議 会 費	340	0.0	340	0
2 保 険 給 付 費	10,167,640	69.6	10,299,440	△ 131,800
1. 審 査 支 払 手 数 料	30,000	0.2	30,800	△ 800
2. 療 養 諸 費 (一 般)	8,731,000	59.8	8,875,000	△ 144,000
3. 高 額 療 養 費 (一 般)	1,333,000	9.1	1,325,000	8,000
4. 移 送 費	100	0.0	100	0
5. 出 産 育 児 一 時 金	60,040	0.4	55,540	4,500
6. 葬 祭 費	12,000	0.1	12,000	0
7. 傷 病 手 当 金	1,500	0.0	1,000	500
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金	4,063,000	27.9	4,071,000	△ 8,000
1. 医 療 給 付 費 分	2,812,000	19.3	2,885,000	△ 73,000
2. 後 期 高 齢 者 支 援 金 分	937,000	6.4	869,000	68,000
3. 介 護 納 付 金 分	314,000	2.2	317,000	△ 3,000
4 保 健 事 業 費	145,600	1.0	145,600	0
歳 出 合 計	14,600,000	100.0	14,742,000	△ 142,000

## 令和4年度国民健康保険加入者の所得階層状況

所得階層	世帯		被保険者	
	世帯数	割合	人数	割合
総所得金額のない者	3,920 <sup>世帯</sup>	20.63 <sup>%</sup>	4,913 <sup>人</sup>	16.72 <sup>%</sup>
30万円未満	1,185	6.24	1,661	5.65
30万～40万円未満	462	2.43	658	2.24
40万～60万円未満	1,109	5.84	1,604	5.46
60万～80万円未満	1,252	6.59	1,829	6.22
80万～100万円未満	1,164	6.13	1,787	6.08
100万～150万円未満	2,519	13.26	3,959	13.47
150万～200万円未満	1,756	9.24	2,876	9.79
200万～250万円未満	1,289	6.78	2,202	7.49
250万～300万円未満	902	4.75	1,599	5.44
300万～400万円未満	1,139	5.99	2,030	6.91
400万～500万円未満	657	3.46	1,204	4.10
500万～600万円未満	461	2.42	801	2.73
600万～700万円未満	322	1.69	598	2.03
700万円以上	865	4.55	1,668	5.67
合計	19,002	100.00	29,389	100.00

# 大垣市国民健康保険上石津診療所

## 1. 事業の概要

大垣市は、平成18年3月27日に上石津町及び墨俣町と合併しましたが、二重の飛び地という全国的にも珍しい形態となっています。

この合併に伴い、上石津町が運営していた国民健康保険施設上石津診療所を引き継ぎました。

国民健康保険診療所は、一般公的医療機関の開設や進出が期待できない不採算地域、医療機関の整備状況が不十分な地域などで、その地域の国民健康保険被保険者が療養の給付を受けることが困難な地域において、ひとしく医療を受けることができるために、設置、運営されています。

上石津診療所は、地域住民への医療の確保と健康の保持増進を図るため、治療や予防接種の実施をはじめ、各種保健事業への協力を行っています。

また、上石津地域は飛び地であることに加え、高齢化も進んでいるため、サポート体制を充実するため大垣市民病院との病診連携をとり、“安心、安全”かつ“健康”な暮らしの確保を目指しています。

なお、平成30年度からは、医師派遣により派遣医師1人、看護師1人の医療態勢で運営を行っています。

## 2. 施設の概要

施設の名称	大垣市国民健康保険上石津診療所（旧：上石津町国民健康保険上石津診療所）
所在地	大垣市上石津町上原1438番地
構造	鉄骨平屋建
面積	256.94㎡
施設	玄関・待合室・薬局事務室・診察室・処置室・X線室・所長室・休憩室・トイレ
休診日	日曜日及び土曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
診療時間	午後2時から午後5時
職員	看護師1人
医師	派遣契約により、1人勤務

## 3. 事業実績

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年間診療実日数	244日	240日	243日	241日	242日
外来患者数	5,089人	4,408人	4,030人	4,499人	4,057人
1日あたり平均患者数	21人	18人	17人	19人	17人
歳入決算…A	41,612,532円	40,824,670円	36,538,409円	37,260,640円	33,915,520円
Aのうち診療収入	33,982,097円	31,236,517円	29,101,923円	29,214,893円	25,801,820円
歳出決算…B	41,540,817円	40,824,670円	36,538,409円	35,875,007円	33,421,161円
差引額（A－B）	71,715円	0円	0円	1,385,633円	494,359円

令和4年度決算

(歳入)

(単位：円)

科 目		予 算 現 額	決 算		
			収 入 済 額	構 成 比	増 減 額
診 療 収 入	国民健康保険診療報酬	5,200,000	4,884,924	14.4	△ 315,076
	社会保険診療報酬	1,700,000	1,438,088	4.2	△ 261,912
	後期高齢者医療診療報酬	18,400,000	15,479,218	45.7	△ 2,920,782
	その他診療報酬	10,000	400	0.0	△ 9,600
	一部負担金	4,390,000	3,999,190	11.8	△ 390,810
	小 計	29,700,000	25,801,820	76.1	△ 3,898,180
使用料及び手数料		100,000	66,550	0.2	△ 33,450
繰 入 金	一般会計繰入金	1,700,000	0	0.0	△ 1,700,000
	国民健康保険事業会計繰入金	3,400,000	169,000	0.5	△ 3,231,000
	小 計	5,100,000	169,000	0.5	△ 4,931,000
諸 収 入		7,800,000	6,492,517	19.1	△ 1,307,483
繰 越 金		0	1,385,633	4.1	1,385,633
合 計		42,700,000	33,915,520	100.0	△ 8,784,480

(歳出)

(単位：円)

科 目		予 算 現 額	決 算			
			支 出 済 額	構 成 比	不 用 額	
総 務 費		21,850,000	20,233,705	60.5	1,616,295	
医 業 費	医療用機械器具費	1,050,000	1,047,296	3.1	2,704	
	医薬品衛生材料費	医 薬 品	13,800,000	9,915,977	29.7	3,884,023
		衛 生 材 料	406,000	236,589	0.7	169,411
		予防接種用ワクチン	2,394,000	1,249,446	3.8	1,144,554
	医 療 検 査 費	1,200,000	738,148	2.2	461,852	
	小 計	18,850,000	13,187,456	39.5	5,662,544	
予 備 費		2,000,000	0	0.0	2,000,000	
合 計		42,700,000	33,421,161	100.0	9,278,839	

決算状況  
(歳入)

(単位：千円)

科目		年度	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
診療収入	国民健康保険診療報酬		7,429	5,927	5,750	5,240	4,885
	社会保険診療報酬		1,828	1,718	1,514	1,811	1,438
	後期高齢者医療診療報酬		19,519	18,787	17,430	17,773	15,479
	その他診療報酬		1	1	1	1	1
	一部負担金		5,205	4,803	4,407	4,390	3,999
	小計		33,982	31,236	29,102	29,215	25,802
使用料及び手数料			102	117	54	93	66
繰入金	一般会計繰入金		0	41	407	0	0
	国民健康保険事業会計繰入金		0	3,036	383	210	169
	小計		0	3,077	790	210	169
諸収入			7,529	6,323	6,592	7,743	6,492
繰越金			0	72	0	0	1,386
合計			41,613	40,825	36,538	37,261	33,915

(歳出)

(単位：千円)

科目		年度	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
総務費			21,829	23,587	20,226	20,159	20,234
医療費	医療用機械器具費		1,118	1,217	1,252	1,252	1,047
	医薬品衛生材料費	医薬品	15,303	13,653	12,395	11,912	9,916
		衛生材料	552	346	233	245	237
		予防接種用ワクチン	1,785	1,187	1,631	1,478	1,249
	医療検査費		954	835	801	829	738
	小計		19,712	17,238	16,312	15,716	13,187
予備費			0	0	0	0	0
合計			41,541	40,825	36,538	35,875	33,421
収支差引			72	0	0	1,386	494

# 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）A表

（令和4年度）

都道府県名	岐阜県
保険者名	大垣市
都道府県・保険者番号	2 1 - 0 0 2

事業開始年月日	
---------	--

## ○ 一般状況

その他の保険給付	出産育児	葬 祭	傷病手当	出産手当	そ の 他
	408,000円 または 420,000円	50,000円	－円	0円	0円

		本年度末現在	(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者
世 帯 数		18,563				
被 保 険 者 数	総 数	28,488	709	13,056	7,490	551
	退職被保険者等	0	0			
	一般被保険者	28,488	709	13,056	7,490	551

		年度平均	(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者
世 帯 数		18,933				
被 保 険 者 数	総 数	29,339	673	13,571	7,815	550
	退職被保険者等	0	0			
	一般被保険者	29,339	673	13,571	7,815	550

	本年度末現在	年度平均
介護保険第2号被保険者数	8,908	9,127
介護保険第2号世帯数	7,655	7,822

	年度平均
標準負担額の減額状況	610

	本年度末現在	年度平均
特 定 世 帯 数	2,395	2,039
特 定 継 続 世 帯 数	370	367

	本年度中
世帯の継続性を認めた世帯数 (市町村内転居の場合を除く)	5

被保険者 増減内訳	本年度中増	転 入	(再掲) 他県からの転入	社保離脱	生保廃止	出 生	後期高齢者 離 脱	そ の 他	計
		1,273	850				4,225		
	本年度中減	転 出	(再掲) 他県への転出	社保加入	生保開始	死 亡	後期高齢者 加 入	そ の 他	計
		962	661				3,676		

本年度末現在 事務職員数	専 任	兼 任	計
	12	4	16

一部負担割合	法定割合	そ の 他
	1	0

# 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（1）（市町村）

（令和4年度）

## ○ 経理状況

### 1. 収支状況及び資産・負債等の状況

#### [1] 収入状況及び支出状況

都道府県名	岐阜県				
保険者名	大垣市				
都道府県・保険者番号	2	1	-	0	2

収 入				支 出			
科 目	収入額	(再掲) 後期高 齢者支援金等分	(再掲) 介護分	科 目	支出額	(再掲) 後期高 齢者支援金等分	(再掲) 介護分
		円	円			円	円
保 険 料 (税)				総 務 費	191,362,912		
一般被保険者分				療 養 給 付 費	8,451,545,758		
医療給付費分	1,911,524,975			療 養 費	95,849,418		
後期高齢者支援金分	617,296,317	617,296,317		小 計	8,547,395,176		
介護納付金分	207,301,357		207,301,357	高 額 療 養 費	1,239,307,478		
一般被保険者分計	2,736,122,649	617,296,317	207,301,357	高 額 介 護 合 算 療 養 費	1,981,411		
退 職 者 被 保 険 者 分				移 送 費	0		
医療給付費分	159,848			出 産 育 児 諸 費	33,524,450		
後期高齢者支援金分	49,978	49,978		葬 祭 諸 費	9,850,000		
介護納付金分	40,397		40,397	育 児 諸 費	0		
退職被保険者等分計	250,223	49,978	40,397	そ の 他	2,199,127		
計	2,736,372,872	617,346,295	207,341,754	一 般 被 保 険 者 分 計	9,834,257,642		
国 庫 支 出 金	0			退 職 被 保 険 者 等 分 計	0		
都 道 府 県 支 出 金				療 養 給 付 費	0		
保険給付費等交付金(普通交付金)	9,839,152,060			療 養 費	0		
保健給付費等交付金(特別交付金)	57,837,000			小 計	0		
特別調整交付金分	39,666,000			高 額 療 養 費	0		
都道府県繰入金(2号分)	27,039,000			高 額 介 護 合 算 療 養 費	0		
特定健康診査等負担金	32,650,000			移 送 費	0		
保険給付費等交付金(特別交付金)計	157,192,000			退 職 被 保 険 者 等 分 計	0		
財政安定化基金交付金	0			審 査 支 払 手 数 料	29,975,687		
その他	45,061,000			計	9,864,233,329		
計	10,041,405,060			給 付 費			
連 合 会 支 出 金	0			一 般 被 保 険 者 分	2,884,068,158		
一 般 会 計 繰 入 金				退 職 被 保 険 者 等 分	0		
保険基盤安定(保険料(税)軽減分)	475,088,490	109,860,290	36,132,190	医 療 給 付 費 分 計	2,884,068,158		
保険基盤安定(保険者支援分)	267,158,818	60,898,804	19,154,202	支 援 金 等 分 計	868,979,862	868,979,862	
未就学児均等割保険料(税)	7,793,418	1,936,918		一 般 被 保 険 者 分	868,979,862	868,979,862	
職員給与費等	191,037,229			退 職 被 保 険 者 等 分	0	0	
出産育児一時金等	22,349,633			後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分 計	868,979,862	868,979,862	
財政安定化支援事業	33,999,000			介 護 納 付 金 分	316,652,286		316,652,286
その他	82,190,753			計	4,069,700,306	868,979,862	316,652,286
計	1,079,617,341	172,696,012	55,286,392	財 政 安 定 化 基 金 抛 出 金	0		
直 診 勘 定 繰 入 金	0			保 健 事 業 費			
そ の 他 の 収 入	21,090,898			保 健 事 業 費			
				特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	41,516,758		
				健 康 管 理 セ ン タ ー 事 業 費	82,970,632		
				計	124,487,390		
				保 險 給 付 費 等 交 付 金 償 還 金	22,718,614		
				直 診 勘 定 繰 出 金	169,000		
				そ の 他 の 支 出	8,132,176	0	0
小 計 (単年度収入) A	13,878,486,171	790,042,307	262,628,146	小 計 (単年度支出) B	14,280,803,727	868,979,862	316,652,286
				単 年 度 収 支 差 (A-B)	-402,317,556	-78,937,555	-54,024,140

基 金 繰 入 金 C	0			基 金 積 立 金 F	70,000		
繰 越 金 D	2,160,854,910			前 年 度 繰 上 充 用 金 G	0		
市 町 村 債 E	0			公 債 費 H	0		
うち財政安定化基金貸付金	0			うち財政安定化基金償還金	0		
収入合計(A+C+D+E)	16,039,341,081			支 出 合 計 (B+F+G+H)	14,280,873,727		
				収 支 差 引 残 (収入合計-支出合計)	1,758,467,354		
				う ち 次 年 度 へ の 繰 越 金 I	1,758,467,354		
				う ち 基 金 積 立 金 J	0		

#### [2] 基金等保有額及び市町村債の状況

基 金 保 有 額 (前年度末) K	391,870,000	市 町 村 債 残 高	0
基 金 繰 入 金 C	0	う ち 財 政 安 定 化 基 金 貸 付 金 残 高	0
基 金 積 立 金 F	70,000		
収 支 差 引 残 の うち 基 金 積 立 金 J	0		
そ の 他 増 加 額 L	0		
そ の 他 減 少 額 M	0		
基金保有額(K-C+F+J+L-M)	391,940,000		

#### [3] 資産・負債等の状況(年度末現在)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金額(円)	科 目	金額(円)
基 金 保 有 額 a	391,940,000	繰 上 充 用 金 (当年度赤字額) e	0
次 年 度 へ の 繰 越 金 b	1,758,467,354	市 町 村 債 残 高 f	0
貸 付 金 等 c	0	う ち 財 政 安 定 化 基 金 貸 付 金 残 高	0
そ の 他 の 資 産 d	0	そ の 他 の 負 債 g	0
資 産 合 計 (a+b+c+d)	2,150,407,354	負 債 合 計 (e+f+g)	0
		純 資 産 (資産合計-負債合計)	2,150,407,354

# 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（1）（続）（市町村）

（令和4年度）

都道府県名	岐阜県
保険者名	大垣市
都道府県・保険者番号	2 : 1 : - : 0 : 0 : 2

○ 経理状況

2. 保険料（税）収納状況（一般被保険者分）

（円）

		調定額	収納額	還付未済額(別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
保険料 (税)	現年分	2,858,581,540	2,625,058,786	2,965,800	0	233,522,754	0
	滞納繰越分	586,577,093	108,098,063	0	134,550,347	343,928,683	0
	計	3,445,158,633	2,733,156,849	2,965,800	134,550,347	577,451,437	0

3. 保険給付費等支払状況

（円）

		支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額
一般被 保険者 分 費	療養給付費	計	8,433,784,114	8,451,545,758	17,761,644	0
		現年度分(再掲)	8,433,784,114	8,451,545,758	17,761,644	0
	療養費	計	95,708,792	95,849,418	140,626	0
		現年度分(再掲)	95,708,792	95,849,418	140,626	0
	高額療養費		1,237,971,901	1,239,307,478	1,335,577	0
	高額介護合算療養費		1,981,411	1,981,411	0	0
	移送費		0	0	0	0
その他の保険給付費			45,720,267	45,573,577	0	146,690

4. 市町村標準保険料（税）率

医療給付費分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
7.69	0.00	31,790	21,922

後期高齢者支援金分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.54	0.00	10,202	7,035

介護納付金分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.32	0.00	11,826	6,002

# 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（2）

（令和4年度）

都 道 府 県 名	岐阜県
保 険 者 名	大垣市
都道府県・保険者番号	2 : 1 : - : 0 : 0 : 2

## 4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均	(1)	(2)
一賦課の別	均一賦課	不均一賦課 [    ]

保険料 の別 保険税	(1)	(2)	保険料(税) 賦課方式	(1) 4方式	(2) 3方式	(3) 2方式	(4) その他			保険料(税) 徴収回数	回 10
	料	税						符 号	増減額		
保険料(税) 算定額	保険料(税) 軽減額 (低所得者分)	保険料(税) 軽減額 (未就学児分)	災 害 等 に よる減免額	災 害 等 に よる減免額	そ の 他 の 減 免 額	そ の 他 の 減 免 額	賦課限度額 を超える額			増減額	保険料(税) 調定額
千円 2,558,419	千円 330,597	千円 5,361	千円 3,920	千円 3,920	千円 4,060	千円 4,060	千円 168,486	1増・②減	千円 52,844	千円 1,993,151	
保険料(税)算定額内訳						料 ( 税 ) 率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割				
千円 1,419,384	千円 0	千円 773,956	千円 365,079	% 7.00	% 0.00	円 25,700	円 20,000				
55.48%	0.00%	30.25%	14.27%								
課税対象額		課税対象 世帯数	保険料(税) 軽減世帯数 (低所得者分)	保険料(税) 軽減世帯数 (未就学児分)	災 害 等 に よる 減免世帯数	そ の 他 の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数	賦課限度額		
千円 20,276,917	千円 0	19,237	10,806	484	29	151	257	30,115	千円 650		
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 (基礎控除)		② 課税総所得金額 (各種控除)		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤ その他		
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等			② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額				③ その他			

# 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（3）

（令和4年度）

都道府県名	岐阜県
保険者名	大垣市
都道府県・保険者番号	2 : 1 : - : 0 : 0 : 2

## 5. 保険料（税）（後期高齢者支援金分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均	(1)	(2)
一賦課の別	均一賦課	不均一賦課 [    ]

保険料 の別 保険税	(1)	(2)	保険料(税) 賦課方式		(1)	(2)	(3)	(4)	保険料(税) 徴収回数	回 10
	料	税	4方式	3方式	4方式	3方式	2方式	その他		
保険料(税) 算定額	保険料(税) 軽減額 (低所得者分)	保険料(税) 軽減額 (未就学児分)	災害等に よる減免額	その他の 減免額	賦課限度額 を超える額	符 号	増減額	保険料(税) 調定額		
千円 834,308	千円 110,362	千円 1,773	千円 1,270	千円 1,338	千円 56,447	1増・②減	千円 18,027	千円 645,091		
保険料(税)算定額内訳					料 ( 税 ) 率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割			
千円 454,203	千円 0	千円 255,978	千円 124,127	% 2.24	% 0.00	円 8,500	円 6,800			
54.44%	0.00%	30.68%	14.88%							
課税対象額		課税対象	保険料(税) 軽減世帯数 (低所得者分)	保険料(税) 軽減世帯数 (未就学児分)	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数	賦課限度額	
所得割	資産割	世帯数								千円 200
千円 20,276,917	千円 0	19,237	10,806	484	29	151	293	30,115		
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 (基礎控除)		② 課税総所得金額 (各種控除)		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤ その他	
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等			② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額			③ その他			

# 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（4）

（令和4年度）

都道府県名	岐阜県
保険者名	大垣市
都道府県・保険者番号	2 : 1 : - : 0 : 0 : 2

## 6. 保険料（税）（介護納付金分）賦課徴収状況（介護保険第2号被保険者分）

均一・不均	(1)	(2)
一賦課の別	均一賦課	不均一賦課 [    ]

保険料の別 保険税	(1)	(2)	保険料(税) 賦課方式	(1) 4方式	(2) 3方式	(3) 2方式	(4) その他	保険料(税) 徴収回数	回 10
	料	税							
保険料(税) 算定額	保険料(税) 軽減額 (低所得者分)	保険料(税) 軽減額 (未就学児分)	災害等に よる減免額	その他の 減免額	賦課限度額 を超える額	符 号	増減額	保険料(税) 調定額	
千円 282,903	千円 36,393	千円 0	千円 762	千円 171	千円 19,144	1増・②減	千円 6,093	千円 220,340	
保険料(税)算定額内訳					料(税)率				
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 153,763	千円 0	千円 86,862	千円 42,278	%	%	円	円		
54.36%	0.00%	30.70%	14.94%	1.90	0.00	9,300	5,300		
課税対象額		課税対象 世帯数	保険料(税) 軽減世帯数 (低所得者分)	保険料(税) 軽減世帯数 (未就学児分)	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数	賦課限度額
千円 8,092,782	千円 0	7,977	4,215	0	20	13	127	9,340	千円 170
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 (基礎控除)		② 課税総所得金額 (各種控除)		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤ その他
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等			② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額			③ その他		

# 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（1）

（令和4年度）

○ 保険給付状況

1. 医療給付の状況

都道府県名	岐阜県
保険者名	大垣市
都道府県・保険者番号	2 : 1 : - : 0 : 0 : 2

(1) 全体

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	494,727件	11,469,870,894円	8,433,300,054円	2,433,365,630円	603,205,210円
食事療養・生活療養(再掲)	5,858	185,709,709	98,156,080	85,481,919	2,071,710
療養費等	50		484,060	-484,060	0
療養費	412	4,571,408	3,339,677	1,148,557	83,174
補装具	525	15,862,575	11,743,315	4,119,260	0
柔道整復師	13,081	95,235,143	70,263,744	18,270,701	6,700,698
アンマ・マッサージ	183	6,224,590	4,506,707	1,100,947	616,936
ハリ・キウウ	177	3,919,268	2,914,614	-292,758	1,297,412
その他の	1	4,201,050	2,940,735	1,260,315	0
小計	14,379	130,014,034	95,708,792	25,607,022	8,698,220
海外療養費(再掲)	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	509,156	11,599,884,928	8,529,492,906	2,458,488,592	611,903,430

(2) 前期高齢者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	304,841件	6,674,149,283円	5,076,529,366円	1,389,244,103円	208,375,814円
食事療養・生活療養(再掲)	2,907	69,536,319	33,044,859	35,571,060	920,400
療養費等	40		418,510	-418,510	0
療養費	7,918	69,549,468	53,266,747	12,819,165	3,463,556
海外療養費(再掲)	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	312,799	6,743,698,751	5,130,214,623	1,401,644,758	211,839,370

(3) 70歳以上一般分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	188,061件	4,246,209,119円	3,382,247,333円	717,850,772円	146,111,014円
食事療養・生活療養(再掲)	1,853	43,717,405	20,254,095	22,893,290	570,020
療養費等	40		418,510	-418,510	0
療養費	4,876	45,858,878	36,686,582	8,899,796	272,500
海外療養費(再掲)	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	192,977	4,292,067,997	3,419,352,425	726,332,058	146,383,514

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	13,112件	246,415,312円	172,202,371円	72,031,506円	2,181,435円
食事療養・生活療養(再掲)	91	803,172	273,902	497,070	32,200
療養費等	0		0	0	0
療養費	271	1,886,161	1,320,286	565,875	0
海外療養費(再掲)	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	13,383	248,301,473	173,522,657	72,597,381	2,181,435

(5) 未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	10,901件	160,572,536円	128,070,966円	3,497,548円	29,004,022円
食事療養(再掲)	92	752,736	215,126	368,590	169,020
療養費等	0		0	0	0
療養費	39	533,037	426,425	-47,335	153,947
海外療養費(再掲)	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	10,940	161,105,573	128,497,391	3,450,213	29,157,969

# 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（2）

（令和4年度）

都道府県名	岐阜県
保険者名	大垣市
都道府県・保険者番号	2 : 1 : - : 0 : 0 : 2

## 2. 高額療養費の状況

		合 算 分		単 独 分			他法併用分	合 計	現物給付分 (再掲)	
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分				その他
総 数	件 数	1,517	9,328	2,860	1,343	2,773	3,851	1,096	22,768	9,689
	高額療養費 (円)	57,804,132	91,332,296	254,105,967	144,773,810	441,261,606	112,139,136	136,554,954	1,237,971,901	971,876,851
(再掲) 期 高齢者分	件 数	953	8,737	759	549	1,929	3,630	586	17,143	
	高額療養費 (円)	23,286,668	71,680,020	73,374,034	47,186,812	289,176,131	103,554,027	31,611,765	639,869,457	
(再掲) 70歳以上 一般分	件 数	645	8,554	129	333	1,380	3,453	457	14,951	
	高額療養費 (円)	7,744,649	64,528,534	8,401,860	25,349,552	165,417,590	93,410,489	20,104,982	384,957,656	
(再掲) 70歳以上 現役並み 所得者分	件 数	52	65	23	4	50	16	15	225	
	高額療養費 (円)	1,056,907	1,424,776	2,820,310	504,533	8,482,247	2,399,041	310,470	16,998,284	
(再掲) 未就学児分	件 数	14	11	3	0	30	2	21	81	
	高額療養費 (円)	517,273	479,951	272,712	0	2,550,241	16,124	2,763,949	6,600,250	
長期高額特定疾病該当者数								85人		

## 3. 高額介護合算療養費の状況

件 数 (件)	61
給付額 (円)	1,981,411

## 4. その他の保険給付の状況

	出産育児給付	葬 祭 給 付	傷病手当金	出産手当金	その他任意給付	計
件 数 (件)	80	197	101	0	0	378
給付額 (円)	33,540,000	9,850,000	2,199,127	0	0	45,589,127

# 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（3）

（令和4年度）

都道府県名	岐阜県
保険者名	大垣市
都道府県・保険者番号	2 1 - 0 0 2

## 5. 療養の給付等内訳

### (1) 全体

		件数	日数	費用額
診療費	入院	6,251件	104,142日	3,843,201,544円
	入院外	274,624	430,625	5,025,957,773
	歯科	80,907	121,403	972,244,960
	小計	361,782	656,170	9,841,404,277
調剤	131,234	(154,267枚)	1,269,418,758	
食事療養・生活療養	(5,858)	(282,469回)	185,709,709	
訪問看護	1,711	15,358	173,338,150	
合計	494,727	671,528	11,469,870,894	

### (2) 前期高齢者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	3,091件	40,203日	2,103,820,320円
	入院外	172,091	272,830	3,110,259,686
	歯科	47,575	72,075	566,764,120
	小計	222,757	385,108	5,780,844,126
調剤	81,519	(94,587枚)	764,507,808	
食事療養・生活療養	(2,907)	(104,042回)	69,536,319	
訪問看護	565	5,101	59,261,030	
合計	304,841	390,209	6,674,149,283	

### (3) 70歳以上一般分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	1,959件	25,364日	1,347,145,380円
	入院外	107,104	173,349	1,990,740,226
	歯科	28,272	43,108	341,759,970
	小計	137,335	241,821	3,679,645,576
調剤	50,313	(58,601枚)	479,078,698	
食事療養・生活療養	(1,853)	(65,178回)	43,717,405	
訪問看護	413	3,795	43,767,440	
合計	188,061	245,616	4,246,209,119	

### (4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	103件	635日	57,002,180円
	入院外	7,370	11,290	129,421,390
	歯科	2,086	3,202	24,695,880
	小計	9,559	15,127	211,119,450
調剤	3,533	(4,038枚)	32,895,960	
食事療養・生活療養	(91)	(1,365回)	803,172	
訪問看護	20	139	1,596,730	
合計	13,112	15,266	246,415,312	

### (5) 未就学児分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	138件	828日	57,219,410円
	入院外	5,936	8,865	70,398,960
	歯科	1,462	1,805	14,040,950
	小計	7,536	11,498	141,659,320
調剤	3,343	(4,821枚)	16,112,700	
食事療養	(92)	(1,191回)	752,736	
訪問看護	22	162	2,047,780	
合計	10,901	11,660	160,572,536	

# 国民健康保険退職者医療事業状況報告書(退職者医療事業年報)E表(1)(市町村) 退職者医療にかかる一般状況・経理状況

(令和4年度)

都道府県名	岐阜県
保険者名	大垣市
都道府県・保険者番号	2   1   -   0   0   2

○ 一般状況

		本年度末現在	
			(再掲) 未就学児
世帯数	単独世帯	0	/
	混合世帯	0	/
退職被保険者等数	退職被保険者	0	/
	被扶養者	0	0
	計	0	0

		年度平均	
			(再掲) 未就学児
世帯数	単独世帯	0	/
	混合世帯	0	/
退職被保険者等数	退職被保険者	0	/
	被扶養者	0	0
	計	0	0

○ 経理状況

1. 収入状況及び支出状況

収入		支出		
科目	収入額(円)	科目	支出額(円)	
保険料(税) 医療給付費分	159,848	医療給付費	療養給付費	0
療養給付費等交付金(普通交付金)	0		療養費	0
その他の収入	0		小計	0
合計	159,848		高額療養費	0
			高額介護合算療養費	0
			移送費	0
		計	0	
		国民健康保険事業費納付金(医療給付費分)	0	
		その他の支出	0	
		前年度繰上充用金	0	
		合計	0	

2. 保険料(税)収納状況

(円)

	調定額	収納額	還付未済額(別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
現年分	0	0	0	0	0	0
滞納繰越分	983,323	250,223	0	292,092	441,008	0
計	983,323	250,223	0	292,092	441,008	0

3. 医療給付支払状況

(円)

	支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額
療養給付費	計	0	0	0	0
	現年度分(再掲)	0	0	0	0
療養費	計	0	0	0	0
	現年度分(再掲)	0	0	0	0
高額療養費	0	0	0	0	0
高額介護合算療養費	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0

# 国民健康保険退職者医療事業状況報告書(退職者医療事業年報) E表(2)

(令和4年度)

都道府県名	岐阜県
保険者名	大垣市
都道府県・保険者番号	2 1 - 0 0 2

## 4. 保険料(税)(医療給付費分) 賦課徴収状況

均一・不均	(1)	(2)
一賦課の別	均一賦課	不均一賦課 [   ]

保険料(税)算定額	保険料(税)軽減額(低所得者分)	保険料(税)軽減額(未就学児者分)	災害等による減免額	その他の減免額	賦課限度額を超える額	符号	増減額	保険料(税)調定額
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	1増・②減	千円 0	千円 0
保険料(税)算定額内訳					/			
所得割	資産割	均等割	平等割					
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0					
0.00%	0.00%	0.00%	0.00%					
課税対象額		課税対象 世帯数	保険料(税) 軽減世帯数 (低所得者分)	保険料(税) 軽減世帯数 (未就学児分)	災害等による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数
所得割	資産割							
千円 0	千円 0	0	0	0	0	0	0	

# 国民健康保険退職者医療事業状況報告書(退職者医療事業年報) E表(3)

(令和4年度)

都道府県名	岐阜県
保険者名	大垣市
都道府県・保険者番号	2 : 1 : - : 0 : 0 : 2

## 5. 保険料(税)(後期高齢者支援金分) 賦課徴収状況

均一・不均	(1)	(2)
一賦課の別	均一賦課	不均一賦課 [    ]

保険料(税)算定額	保険料(税)軽減額(低所得者分)	保険料(税)軽減額(未就学児者分)	災害等による減免額	その他の減免額	賦課限度額を超える額	符 号	増減額	保険料(税)調定額
千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
0	0	0	0	0	0	1増・②減	0	0
保険料(税)算定額内訳					/			
所得割	資産割	均等割	平等割					
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0					
0.00%	0.00%	0.00%	0.00%					
課税対象額		課税対象 世帯数	保険料(税) 軽減世帯数 (低所得者分)	保険料(税) 軽減世帯数 (未就学児分)	災害等による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数
所得割	資産割		千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0
0	0	0	0	0	0	0	0	

# 国民健康保険退職者医療事業状況報告書(退職者医療事業年報) F表(1) 退職者医療にかかる医療給付状況

(令和4年度)

○ 保険給付状況

1. 医療給付の状況

都道府県名	岐阜県
保険者名	大垣市
都道府県・保険者番号	2 1 - 0 0 2

(1) 全体

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	0件	0円	0円	0円	0円
食事療養(再掲)	0	0	0	0	0
食事療養	0		0	0	0
療養費等	診療費	0	0	0	0
	補装具	0	0	0	0
	柔道整復師	0	0	0	0
	アンマ・マッサージ	0	0	0	0
	ハリ・キュウ	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0
	海外療養費(再掲)	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

(2) 未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	0件	0円	0円	0円	0円
食事療養(再掲)	0	0	0	0	0
食事療養	0		0	0	0
療養費等	療養費	0	0	0	0
	海外療養費(再掲)	0	0	0	0
	移送費	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

2. 高額療養費の状況

		合算分		単独分				他法併用分	合計	現物給付分(再掲)
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分	その他			
総数	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高額療養費(円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(再掲) 未就学児分	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	
	高額療養費(円)	0	0	0	0	0	0	0	0	
長期高額特定疾病該当者数								0人		

3. 高額介護合算療養費の状況

件数(件)	0
給付額(円)	0

# 国民健康保険退職者医療事業状況報告書(退職者医療事業年報) F表(2) 退職者医療にかかる医療給付状況

(令和4年度)

都道府県名	岐阜県
保険者名	大垣市
都道府県・保険者番号	2 1 - 0 0 2

## 4. 療養の給付等内訳

### (1) 全体

		退職被保険者分			被扶養者分		
		件数	日数	費用額	件数	日数	費用額
診療費	入院	0件	0日	0円	0件	0日	0円
	入院外	0	0	0	0	0	0
	歯科	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0
調剤		0	( 0枚)	0	0	( 0枚)	0
食事療養		( 0 )	( 0回)	0	( 0 )	( 0回)	0
訪問看護		0	0	0	0	0	0
合計		0	0	0	0	0	0

### (2) 未就学児分再掲

		被扶養者分		
		件数	日数	費用額
診療費	入院	0件	0日	0円
	入院外	0	0	0
	歯科	0	0	0
	小計	0	0	0
調剤		0	( 0枚)	0
食事療養		( 0 )	( 0回)	0
訪問看護		0	0	0
合計		0	0	0

# 大垣市国民健康保険条例

〔昭和35年 9月 1日〕  
〔条例 第 14 号〕

改正	昭和36年10月17日	条例第15号	改正	平成4年3月26日	条例第10号
	昭和37年3月26日	条例第13号		平成4年6月24日	条例第19号
	昭和37年10月30日	条例第28号		平成5年3月26日	条例第10号
	昭和38年11月11日	条例第14号		平成5年6月30日	条例第21号
	昭和38年12月20日	条例第19号		平成6年6月24日	条例第15号
	昭和40年6月19日	条例第13号		平成6年12月26日	条例第34号
	昭和41年10月25日	条例第20号		平成7年3月30日	条例第10号
	昭和42年7月1日	条例第20号		平成7年6月19日	条例第22号
	昭和42年8月25日	条例第38号		平成8年6月25日	条例第15号
	昭和42年12月25日	条例第55号		平成9年6月25日	条例第18号
	昭和43年3月30日	条例第8号		平成9年8月29日	条例第20号
	昭和43年6月20日	条例第15号		平成10年3月27日	条例第14号
	昭和43年12月26日	条例第29号		平成10年6月23日	条例第28号
	昭和44年6月16日	条例第14号		平成10年9月18日	条例第32号
	昭和45年5月14日	条例第14号		平成11年3月31日	条例第10号
	昭和45年7月20日	条例第15号		平成11年6月25日	条例第17号
	昭和46年3月25日	条例第13号		平成12年3月28日	条例第15号
	昭和46年5月20日	条例第18号		平成12年3月31日	条例第21号
	昭和47年3月30日	条例第13号		平成13年6月20日	条例第22号
	昭和47年6月23日	条例第26号		平成14年9月24日	条例第26号
	昭和48年7月7日	条例第22号		平成15年3月28日	条例第13号
	昭和48年12月26日	条例第35号		平成16年3月24日	条例第10号
	昭和49年6月24日	条例第20号		平成17年3月22日	条例第13号
	昭和49年10月29日	条例第38号		平成17年6月22日	条例第17号
	昭和50年3月26日	条例第2号		平成17年12月15日	条例第118号
	昭和50年7月25日	条例第17号		平成18年3月22日	条例第19号
	昭和51年3月29日	条例第13号		平成18年3月31日	条例第27号
	昭和51年7月1日	条例第26号		平成18年6月22日	条例第34号
	昭和52年3月28日	条例第13号		平成18年9月21日	条例第44号
	昭和52年5月16日	条例第21号		平成18年12月22日	条例第58号
	昭和52年9月29日	条例第26号		平成19年3月16日	条例第21号
	昭和53年3月27日	条例第6号		平成20年3月25日	条例第20号
	昭和53年6月20日	条例第19号		平成20年12月19日	条例第41号
	昭和54年3月20日	条例第7号		平成21年3月25日	条例第14号
	昭和54年6月27日	条例第17号		平成21年9月28日	条例第34号
	昭和54年9月17日	条例第19号		平成22年3月31日	条例第9号
	昭和55年3月24日	条例第8号		平成22年9月24日	条例第21号
	昭和55年7月7日	条例第17号		平成23年3月31日	条例第18号
	昭和56年3月20日	条例第9号		平成24年3月26日	条例第2号
	昭和56年6月22日	条例第20号		平成25年3月22日	条例第13号
	昭和57年3月19日	条例第15号		平成25年3月22日	条例第17号
	昭和57年6月25日	条例第29号		平成25年9月20日	条例第24号
	昭和57年12月24日	条例第40号		平成26年3月20日	条例第9号
	昭和58年6月24日	条例第10号		平成26年12月22日	条例第36号
	昭和59年6月29日	条例第13号		平成27年3月20日	条例第17号
	昭和59年9月25日	条例第19号		平成27年9月29日	条例第33号
	昭和60年6月20日	条例第15号		平成28年3月24日	条例第13号
	昭和61年3月25日	条例第10号		平成29年3月28日	条例第9号
	昭和61年6月25日	条例第22号		平成30年3月27日	条例第11号
	昭和61年12月23日	条例第39号		平成31年3月25日	条例第7号
	昭和62年6月25日	条例第18号	令和	2年3月19日	条例第11号
	昭和62年12月24日	条例第31号	令和	2年5月8日	条例第17号
	昭和63年6月29日	条例第15号	令和	2年12月18日	条例第27号
	平成元年3月27日	条例第13号	令和	3年3月17日	条例第7号
	平成元年6月22日	条例第20号	令和	3年12月17日	条例第20号
	平成2年3月26日	条例第13号	令和	4年3月28日	条例第11号
	平成3年3月25日	条例第13号	令和	5年3月24日	条例第31号
	平成3年6月25日	条例第19号			

# 目 次

第 1 章	総 則 (第 1 条) .....	61
第 2 章	国民健康保険運営協議会 (第 2 条・第 3 条) .....	61
第 3 章	削除 .....	61
第 4 章	保険給付 (第 5 条～第 7 条の 2) .....	61
第 5 章	保健事業 (第 8 条～第 1 0 条) .....	62
第 6 章	保 険 料 (第 1 1 条～第 2 6 条の 3) .....	62
第 7 章	罰 則 (第 2 7 条～第 3 0 条) .....	74
第 8 章	雑 則 (第 3 1 条) .....	75
附 則	.....	75

## 第 1 章 総 則

(本市が行う国民健康保険の事務)

第 1 条 本市が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほかこの条例の定めるところによる。

## 第 2 章 国民健康保険運営協議会

(国民健康保険運営協議会の委員の定数)

第 2 条 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。)第 11 条第 2 項の規定により設置する国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- |                       |     |
|-----------------------|-----|
| (1) 被保険者を代表する委員       | 4 人 |
| (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 | 4 人 |
| (3) 公益を代表する委員         | 4 人 |
| (4) 被用者保険等保険者を代表する委員  | 1 人 |

(規則への委任)

第 3 条 前条に定めるもののほか協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

## 第 3 章 削除

第 4 条 削除

## 第 4 章 保 険 給 付

(一部負担金)

第 5 条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

- |  |          |
|--|----------|
| (1) 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日の翌日以後であって、70 歳に達する日の属する月以前である場合 | 1 0 分の 3 |
| (2) 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である場合                         | 1 0 分の 2 |
| (3) 70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く。)                 | 1 0 分の 2 |
| (4) 法第 42 条第 1 項第 4 号の規定が適用される者である場合                       | 1 0 分の 3 |

2 被保険者は、往診又は歯科訪問診療の給付を受ける場合において、当該往診又は歯科訪問診療が「診療報酬の算定方法」(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)別表第 1 第 2 章第 2 部第 1 節の往診料の項注 4 又は別表第 2 第 2 章第 2 部の歯科訪問診療料の項注 8 の規定に該当するものであるときは、当該往診又は歯科訪問診療の給付に要する費用のうち当該往診又は歯科訪問診療がこれらの規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、前項の規定にかかわらず、一部負担金を支払うことを要しない。

第 6 条 削除

(出産育児一時金及び葬祭費)

第 7 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として48万8,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。

2 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として5万円を支給する。  
(他の法令による給付との調整)

第 7 条の 2 出産育児一時金又は葬祭費の支給は、同一の出産又は死亡に関し、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定によって、これらに相当する給付を受けることができる場合は、この限度において、行わない。

## 第 5 章 保 健 事 業

(保健事業)

第 8 条 本市は、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康教育
- (2) 健康相談
- (3) 健康診査
- (4) 国民健康保険診療所の設置
- (5) その他被保険者の健康の保持増進のために必要な事業

第 9 条 前条に定めるもののほか保健事業に関して必要な事項は、別に定める。

第10条 被保険者でない者に第8条の保健事業を利用させる場合における利用料については、別に定める。

## 第 6 章 保 險 料

第11条 削除

(保険料の賦課)

第12条 保険料は、被保険者の属する世帯の世帯主(以下「世帯主」という。)から徴収する。

(保険料の賦課額)

第12条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「令」という。)第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等賦課額(同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)並びに介護納付金賦課被保険者(同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(同項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)の合算額とする。

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

第12条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者

等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第21条及び第21条の3の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第26条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

（1）当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）

（2）当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をい

う。以下同じ。)に係るものを除く。)の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額

(3) 当該年度における第26条第1項の規定による基礎賦課額の減免の額の総額

(一般被保険者に係る基礎賦課額)

第13条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)の合計額とする。

第14条 削除

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第15条 第13条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第21条第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第21条において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第17条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額を算定する場合には、同法第313条第9項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。

#### 第16条 削除

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第17条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 基礎賦課総額の100分の50に相当する額を基礎控除後の総所得金額等(令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額)

第17条の2 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額)とする。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第17条の3 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第17条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

#### 第17条の4 削除

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定)

第17条の5 第17条の2の被保険者均等割額は、第17条の規定により算定した額と同額とする。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定)

第17条の5の2 第17条の2の世帯別平等割額は、第1号から第3号までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第1号から第3号までに定める額とする。

- (1) 第2号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第17条第1項第3号アに定めるところにより算定した額
- (2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）第17条第1項第3号イに定めるところにより算定した額
- (3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）第17条第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

（基礎賦課限度額）

第17条の6 第13条又は第17条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の基礎賦課額と第17条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第20条及び第21条において同じ。）は、65万円を超えることができない。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第17条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第21条及び第21条の3の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第26条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

- (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であつて、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。）
- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
  - ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額
  - イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。）の額
- (3) 当該年度における第26条第1項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の減免の額の総額

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額）

第17条の6の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）の合計額とする。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第17条の6の4 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第17条の6の6の所得割の保険料率を乗じて算定する。

第17条の6の5 削除

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第17条の6の6 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の50に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
- (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第17条の6の7 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額)とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第17条の6の8 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第17条の6の6の所得割の保険料率を乗じて算定する。

第17条の6の9 削除

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定)

第17条の6の10 第17条の6の7の被保険者均等割額は、第17条の6の6の規定により算定した額と同額とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定)

第17条の6の11 第17条の6の7の世帯別平等割額は、第1号から第3号までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第1号から第3号までに定める額とする。

- (1) 第2号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第17条の6の6第1項第3号アに定めるところにより算定した額

(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）第17条の6の6第1項第3号イに定めるところにより算定した額

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）第17条の6の6第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第17条の6の12 第17条の6の3又は第17条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第17条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第17条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第20条及び第21条第1項において同じ。）は、20万円を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)

第17条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第21条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第26条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）

(2) 当該年度における次に掲げる合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(3) 当該年度における第26条第1項の規定による介護納付金賦課額の減免の額の総額

(介護納付金賦課額)

第17条の8 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

(介護納付金賦課額の所得割額の算定)

第17条の9 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第17条の11の所得割の保険料率を乗じて算定する。

第17条の10 削除

(介護納付金賦課額の保険料率)

第17条の11 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数
  - (2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
  - (3) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数等を勘案して算定した数で除して得た額
- 2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

（介護納付金賦課限度額）

第17条の12 第17条の8の賦課額は、17万円を超えることができない。

（賦課期日）

第18条 保険料の賦課期日は、4月1日とする。

（普通徴収に係る保険料の納期）

第19条 普通徴収に係る保険料の納期は、次のとおりとする。

第1期	5月1日から同月31日まで
第2期	6月1日から同月30日まで
第3期	7月1日から同月31日まで
第4期	8月1日から同月31日まで
第5期	9月1日から同月30日まで
第6期	10月1日から同月31日まで
第7期	11月1日から同月30日まで
第8期	12月1日から同月25日まで
第9期	1月1日から1月31日まで
第10期	2月1日から2月末日まで

- 2 前項の各納期の期限が民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日又は土曜日に該当するときは、同項の規定にかかわらず、これらの日の翌日をその期限とみなす。

（賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合）

第20条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第13条、第17条の2、第17条の6の3若しくは第17条の6の7の額（被保険者数が増加若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）、第17条の8の額又は第21条第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当し

たことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第13条、第17条の2、第17条の6の3若しくは第17条の6の7の額、第17条の8の額又は第21条第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第21条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第17条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には65万円)とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金

等控除額の控除を受けた者（年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額 110 万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第 3 号において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあつては、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に 10 分の 7 を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に 10 分の 7 を乗じて得た額

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、同号に定まる金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額）に 29 万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に 10 分の 5 を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に 10 分の 5 を乗じて得た額

- (3) 第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額）に 53 万 5,000 円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前 2 号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に 10 分の 2 を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に 10 分の 2 を乗じて得た額

- 2 第 17 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項各号ア及びイに規定する額の決定について準用する。この場合において、第 17 条第 2 項及び第 3 項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

- 3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 13 条又は第 17 条の 2」とあるのは「第 17 条の 6 の 3 又は第 17 条の 6 の 7」と、「65 万円」とあるのは「22 万円」と、前項中「第 17 条」とあるのは「第 17 条の 6 の 6」と読み替えるものとする。

- 4 第 1 項及び第 2 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 13 条又は第 17 条の 2」とあるのは「第 17 条の 8」と、「65 万円」とあるのは「17 万円」と、第 2 項中「第 17 条」とある

のは「第 17 条の 11」と読み替えるものとする。

(特例対象被保険者等の特例)

第 2 1 条の 2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第 15 条第 1 項及び前条第 1 項の規定の適用については、第 15 条第 1 項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。第 2 項において同じ。）」と、「所得の金額（同法）」とあるのは「所得の金額（地方税法）」と、前条第 1 項第 1 号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。）」と、「ついでに、同法」とあるのは「ついでに、地方税法」とする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第 2 1 条の 3 当該年度において、その世帯に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第 17 条又は第 17 条の 5 の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額にそれぞれ 10 分の 5 を乗じて得た額（第 17 条第 2 項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第 4 項に掲げる場合を除く。）。

2 第 17 条第 3 項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第 17 条第 3 項の規定中「第 1 項」とあるのは「前項」と、「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 17 条又は第 17 条の 5」とあるのは「第 17 条の 6 の 6 又は第 17 条の 6 の 10」と、「第 17 条第 2 項」とあるのは「第 17 条の 6 の 6 第 2 項」と、前項中「第 17 条第 3 項」とあるのは「第 17 条の 6 の 6 第 3 項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第 21 条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第 17 条又は第 17 条の 5 の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第 21 条第 1 項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第 17 条第 2 項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額にそれぞれ 10 分の 5 を乗じて得た額（第 17 条第 2 項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）

5 第 17 条第 3 項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第 17 条第 3 項の規定中「第 1 項」とあるのは「前項」と、「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

6 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 4 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 17 条又は第 17 条の 5」とあるのは「第 17 条の 6 の 6 又は第 17 条の 6 の 10」と、「第 17 条第 2 項」とあるのは「第 17 条の 6 の 6 第 2 項」と、前項中「第 17 条第 3 項」とあるのは「第 17 条の 6 の 6 第 3 項」と読み替えるものとする。

(保険料の端数処理)

第21条の4 保険料の賦課額に100円未満の端数があるときは、その全額を切り捨てる。

(保険料の額の通知)

第22条 保険料の額が定まったときは、市長は、速やかに、これを世帯主に通知しなければならない。その額に変更があったときも、また同様とする。

(保険料の督促手数料)

第23条 保険料の督促手数料は、督促状1通について100円とする。

(延滞金)

第24条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

2 市長は、納付義務者が納期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合は、前項の延滞金を減免することができる。

(徴収猶予)

第25条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期限を限って徴収猶予することができる。

(1) 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれらに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。

(2) 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。

(3) 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。

(4) 前3号に掲げる事由に類する理由があったとき。

2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名、住所及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)

(2) 納期限及び保険料の額

(3) 徴収猶予を必要とする理由

(保険料の減免)

第26条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

(1) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者

(2) 次のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)の属する世帯の納付義務者

ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者

イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者

(ア) 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。

(イ) 船員保険法の規定による被保険者

(ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員

(エ) 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

(オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限前までに次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が適当であると認めるときは、納期限までに申請書を提出することを要しない。

(1) 氏名、住所及び個人番号

(2) 納期限及び保険料の額

(3) 減免を受けようとする理由

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちに、その旨を市長に申告しなければならない。

(保険料に関する申告)

第26条の2 保険料の納付義務者は、4月15日まで（保険料の賦課期日後に納付義務が発生した者は、当該納付義務が発生した日から15日以内）に、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書が市長に提出されている場合又は当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし書に規定する者（同項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りでない。

(特例対象被保険者等に係る届出)

第26条の3 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名、住所及び個人番号

(2) 特例対象被保険者等の氏名

(3) 離職年月日

(4) 離職理由

2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

## 第 7 章 罰 則

(過 料)

第27条 市長は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められて

これに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科することができる。

第28条 市長は、世帯主又は世帯主であった者が正当な理由なしに法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科することができる。

第29条 市長は、偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免がれた者に対し、その徴収を免がれた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科することができる。

第30条 前3条の過料の額は、情状により市長が定める。

2 前3条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日を経過した日とする。

## 第 8 章 雑 則

(委 任)

第31条 この条例施行について必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、保険給付及び保険料の賦課徴収については、昭和35年12月31日まで行わない。

(賦課期日の特例)

2 昭和35年度分の保険料の賦課期日については、第18条の規定にかかわらず「1月1日」とする。

(納期の特例)

3 昭和35年度分の保険料の納期については、第19条の規定にかかわらず次のとおりとする。

第1期 1月1日から同月31日まで

第2期 2月1日から同月28日まで

4 合併に伴う不破郡赤坂町の被保険者にかかる昭和42年9月1日以前の保険料については、合併前の赤坂町国民健康保険税賦課徴収条例（昭和29年条例第43号）の規定の例による。

5 合併に伴う昭和42年9月1日以前に行なわれた療養の給付にかかる一部負担金の割合及び療養にかかる療養費の額については合併前の例による。

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

6 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得（以下「公的年金等所得」という。）について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第21条の規定の適用については、同条第1項第1号中「第314条の2第1項に規定する総所得金額（）」とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとし、）」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(延滞金の割合の特例)

7 当分の間、第24条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項の規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（平成22年度以降の保険料の減免の特例）

8 当分の間、平成22年度以降の第26条第1項第2号による保険料の減免については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

9 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に感染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

10 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

11 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。  
（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

12 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第10項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

13 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

14 前項の規定により本市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

# 大垣市国民健康保険条例施行規則

〔昭和35年12月10日〕  
規則第14号

改正	昭和37年	3月5日	規則第1号	改正	平成13年	7月1日	規則第38号
	昭和37年	5月19日	規則第9号		平成13年	8月8日	規則第40号
	昭和38年	6月5日	規則第3号		平成14年	3月1日	規則第2号
	昭和45年	8月5日	規則第12号		平成17年	7月1日	規則第51号
	昭和48年	12月26日	規則第34号		平成18年	4月1日	規則第39号
	昭和48年	12月28日	規則第35号		平成18年	12月28日	規則第81号
	昭和49年	6月24日	規則第20号		平成19年	3月30日	規則第14号
	昭和50年	4月1日	規則第16号		平成19年	12月20日	規則第71号
	昭和50年	7月25日	規則第38号		平成20年	3月28日	規則第17号
	昭和51年	4月1日	規則第15号		平成20年	10月10日	規則第60号
	昭和51年	7月1日	規則第23号		平成20年	12月19日	規則第62号
	昭和52年	4月1日	規則第14号		平成21年	7月31日	規則第51号
	昭和52年	5月16日	規則第17号		平成22年	3月31日	規則第26号
	昭和53年	3月31日	規則第17号		平成24年	11月30日	規則第74号
	昭和53年	10月5日	規則第37号		平成25年	4月1日	規則第36号
	昭和54年	7月2日	規則第20号		平成25年	12月27日	規則第58号
	昭和55年	5月19日	規則第21号		平成26年	12月22日	規則第67号
	昭和58年	5月11日	規則第21号		平成27年	12月28日	規則第76号
	昭和58年	7月28日	規則第23号		平成28年	3月31日	規則第27号
	昭和61年	7月30日	規則第22号		平成29年	3月31日	規則第16号
	昭和62年	11月25日	規則第31号		平成29年	3月31日	規則第18号
	昭和63年	3月17日	規則第6号		平成29年	8月31日	規則第35号
	平成元年	1月19日	規則第3号		平成30年	8月31日	規則第46号
	平成3年	3月25日	規則第17号		平成31年	3月31日	規則第55号
	平成5年	3月30日	規則第27号		平成31年	4月26日	規則第67号
	平成6年	9月27日	規則第35号		令和2年	3月31日	規則第23号
	平成6年	12月26日	規則第46号		令和2年	5月8日	規則第57号
	平成8年	1月19日	規則第1号		令和2年	12月18日	規則第74号
	平成9年	3月10日	規則第8号		令和3年	3月8日	規則第6号
	平成11年	7月1日	規則第41号		令和3年	12月17日	規則第54号
	平成12年	8月21日	規則第54号		令和4年	3月31日	規則第30号
	平成13年	3月30日	規則第17号				

(目 的)

第 1 条 大垣市国民健康保険条例（昭和 35 年条例第 14 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(資格の取得等に係る届出)

第 2 条 国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省第 53 号。以下「省令」という。）第 2 条第 1 項、第 3 条、第 8 条から第 12 条まで及び第 13 条第 1 項の届書は、国民健康保険異動届（第 1 号様式）によるものとする。

第 3 条 省令第 5 条の 4 の届書は、介護保険適用除外（該当・非該当）届書（第 1 号様式の 2）によるものとする。

第 4 条 省令第 5 条の 8 第 1 項及び第 2 項の届書は、特別の事情（発生）届書（第 1 様式の 3）によるものとする。

第 5 条 省令第 5 条第 1 項及び第 2 項の届書並びに省令第 7 条第 1 項（省令第 7 条の 3 において準用する場合を含む。）及び第 7 条の 4 第 4 項の申請書は、国民健康保険被保険者証届（申請）書（第 1 号様式の 4）によるものとする。

2 省令第 5 条第 1 項の規定による届書には、当該届出に係る被保険者の在学証明書等を添付し、又は提示しなければならない。

(国民健康保険賦課台帳)

第 6 条 国民健康保険賦課台帳（第 1 号様式の 5）は、世帯ごとに作成しなければならない。

第 7 条 削除

(被保険者証の無効公告)

第 8 条 市の交付した被保険者証が無効となったときは、市長は、その旨を公告するものとする。

(基準収入額の適用の申請)

第 8 条の 2 省令第 24 条の 3 の申請書は、国民健康保険基準収入額適用申請書（第 1 号様式の 6）によるものとする。

(療養費の支給申請)

第 9 条 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）第 54 条の規定により療養給付費にかえて療養費の支給を受けようとするときは、省令第 27 条の規定により療養費支給申請書（第 2 号様式）に療養費明細書（療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和 51 年厚生省令第 36 号）に定める様式）を添えて市長に提出しなければならない。

(特別療養費の支給申請)

第 9 条の 2 法第 54 条の 3 の規定により特別療養費の支給を受けようとするときは、省令第 27 条の 5 の規定により特別療養費支給申請書（第 2 号様式の 2）を市長に提出しなければならない。

(標準負担額の減額に係る認定等)

第 9 条の 3 省令第 26 条の 3 第 2 項、省令第 26 条の 6 の 4 第 2 項、省令第 27 条の 14 の 2 第 2 項、省令第 27 条の 14 の 4 第 2 項又は省令第 27 条の 14 の 5 第 2 項の申請書は、大垣市国民健康保険／限度額適用／標準負担額減額／限度額適用・標準負担額減額／認定証交付申請書（第 2 号様式の 3）によるものとする。

(標準負担額減額に関する特例)

第 9 条の 4 省令第 26 条の 3 第 2 項又は第 26 条の 6 の 4 第 2 項の減額認定証を保険医療機関に提出しなかったために減額しない標準負担額を支払った場合において、減額認定証を提出しなかったことがやむを得ないものと認めるときは、当該食事療養又は生活療養について支払った標準負担額から標準負担額の減額があったならば支払うべき標準負担額を控除した額に相当する額を入院時食事療養費又は入院時生活療養費として支給する。

2 被保険者の属する世帯の世帯主は、前項の規定による給付を受けようとするときは、国民健康保険／食事療養／生活療養／標準負担額減額差額支給申請書（第 3 号様式）を市長に提出しなければならない。

（移送費の支給申請）

第 9 条の 5 被保険者の属する世帯の世帯主は、法第 54 条の 4 の規定により移送費の支給を受けようとするときは、国民健康保険移送費支給申請書（第 4 号様式）を市長に提出しなければならない。

（特別療養給付の申請）

第 9 条の 6 省令第 28 条第 1 項の特別療養給付申請書は、国民健康保険特別療養給付申請書（第 4 号様式の 2）によるものとする。

2 省令第 28 条第 9 項の届書は、特別の事情（発生）届書によるものとする。

（特定疾病に係る保険者の認定）

第 9 条の 7 省令第 27 条の 13 第 1 項の特定疾病認定申請書は、国民健康保険特定疾病療養受療証交付申請書（第 4 号様式の 3）によるものとする。

（出産育児一時金及び葬祭費の支給申請等）

第 10 条 被保険者の属する世帯の世帯主は、条例第 7 条の規定による出産育児一時金及び葬祭費の支給を受けようとする場合は、出産育児一時金支給申請書（第 5 号様式）又は葬祭費支給申請書（第 6 号様式）に被保険者証を添えて市長に提出しなければならない。

2 条例第 7 条第 1 項に規定する出産育児一時金は、健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 36 条ただし書に規定する出産であると認められるときは、1 万 2,000 円を加算する。

（高額療養費の支給申請）

第 10 条の 2 法第 57 条の 2 の規定により月間の高額療養費の支給を受けようとするときは、省令第 27 条の 16 の規定により高額療養費支給申請書（第 6 号様式の 2）を市長に提出しなければならない。

（年間の高額療養費の支給申請）

第 10 条の 3 法第 57 条の 2 の規定により年間の高額療養費の支給を受けようとするときは、省令第 27 条の 17 の 2 の規定により国民健康保険高額療養費（外来年間合算）支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書（第 6 号様式の 3）を市長に提出しなければならない。

（高額介護合算療養費の支給申請）

第 10 条の 4 法第 57 条の 3 の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとするときは、省令第 27 条の 26 の規定により高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書（第 6 号様式の 4）を市長に提出しなければならない。

（第三者の行為による被害の届出）

第 10 条の 5 省令第 32 条の 6 の規定による届出は、第三者の行為による診療開始届（第 6 号様

式の5)によるものとする。

(第1期分から第3期分までにおける保険料の賦課額)

第11条 保険料の第1期分から第3期分までについては、地方税法(昭和25年法律第226号)第706条の2及び第706条の3の規定を準用して算定した額を徴収する。

(前年度保険料とみなす決定)

第12条 前条の規定により保険料を算出する場合において納付義務者の前年度保険料額が転入その他の理由により当該年度の保険料の決定の基準として用いることが著しく適正を欠くと認められる場合においては前年度の賦課額を年間額に算定した額をもって前年度の保険料額とみなす。

第13条 削除

(保険料額の通知)

第14条 条例第22条の規定による保険料の額の通知は、保険料納入通知書・領収書・納付済通知書(第7号様式又は第8号様式)、保険料納入通知書(口座振替用)(第9号様式又は第9号様式の2)又は保険料変更(決定)通知書(第9号様式の3)による。

(保険料の猶予及び減免の申請)

第15条 条例第25条及び第26条の規定による保険料の猶予又は減免を受けようとする者は、それぞれ申請書(第10号様式又は第11号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出があったときは、申請の内容を調査し、速やかに、猶予又は減免の可否を決定し、その旨を納付義務者に通知(第12号様式若しくは第12号様式の2又は第13号様式若しくは第13号様式の2)するものとする。

(特例対象被保険者等に係る届出)

第15条の2 条例第26条の3の規定による特例対象被保険者等に係る届出は、特例対象被保険者等に係る届書(第13号様式の3)による。

(保険料の過納又は誤納)

第16条 納付義務者の過納又は誤納にかかる保険料その他の徴収金を還付するときは、その旨を過誤納金還付・充当通知書(第14号様式)によって当該納付義務者に通知するものとする。

2 納付義務者は、既納の保険料その他の徴収金のうち過納又は誤納にかかるものがあることを発見したときにおいて、その過納にかかる徴収金の還付を受けようとするときは、過誤納金還付申請書(第15号様式)を市長に提出しなければならない。

(賦課洩れにかかる保険料)

第17条 賦課洩れにかかる保険料については、賦課すべき当該年度につきその金額を直ちに賦課徴収する。

(保険料の督促)

第18条 保険料納付の督促は、督促状(第16号様式)による。

(保険医療機関等の未払一部負担金の請求)

第19条 法第42条第2項の規定による保険医療機関等の請求は、一部負担金請求書(第17号様式)による。

(一部負担金の減免及び徴収猶予)

第20条 法第44条第1項の規定により一部負担金の減免又は徴収猶予を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主は、国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予申請書(第19号様式)

を市町に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、申請の内容を調査し、速やかに減免又は徴収猶予の可否を決定し、その旨を国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予承認・不承認決定通知書（第 20 号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（保険料に関する申告）

第 20 条の 2 条例第 26 条の 2 の申告書は、国民健康保険所得申告書（第 20 号様式の 2）によるものとする。

#### 第 21 条 削除

（社会保険の資格異動証明）

第 22 条 他の社会保険への資格の取得又は喪失に伴う届出書を市長に提出する場合は、社会保険異動証明書（第 23 号様式）を添付しなければならない。

（書類の送達）

第 23 条 保険料納入通知書兼領収書・納付済通知書、保険料納入通知書（口座振替用）、督促状及び滞納処分に関する書類は、郵送又は使送により送達する。

（書類の公告）

第 24 条 前条の規定によって書類の送達を受けるべき者がその住所及び居所において当該書類の受取を拒んだ場合、又はその者の住所及び居所が不明である場合において当該書類の要旨の公告は市の掲示場に掲示してこれを行う。

（徴収吏員の職務の委任）

第 25 条 市長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 3 第 3 項の規定により準用される地方税法の規定による徴収吏員の相当する事務を市職員に委任する。

- 2 徴収吏員は、その職務を行う場合においては、徴収吏員証（第 24 号様式）を携帯しなければならない。

（その他）

第 26 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和 36 年 1 月 1 日から施行する。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給申請等）

- 2 被保険者の属する世帯の世帯主は、条例附則第 9 項の規定による新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給を受けようとする場合は、大垣市国民健康保険傷病手当金支給申請書（附則第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、支給要件に該当しているかを審査し、適当と認めるときは支給を決定し、大垣市国民健康保険傷病手当金支給決定通知書（附則第 2 号様式）により当該申請書に通知するものとする。

# 大垣市国民健康保険運営協議会規則

〔昭和35年12月10日〕  
規則 第 15 号

改正 昭和57年 1月18日 規則第 2号  
平成 8年 1月19日 規則第 2号  
平成17年12月15日 規則第135号

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、大垣市国民健康保険条例（昭和35年条例第14号）第3条に基づき、大垣市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 一部負担金の負担割合に関する事項。
- (2) 保険料に関する事項。
- (3) 保険給付の種類及び内容の変更に関する事項。
- (4) 保健事業の実施大綱の策定に関する事項。
- (5) 国民健康保険診療所に関する事項。
- (6) その他市長が必要と認める事項。

(委員の委嘱及び辞職)

第 3 条 協議会の委員は、市長が委嘱する。

2 委員が辞職しようとするときは、市長の承認を得なければならない。

(協議会の招集)

第 4 条 会長は、協議会を招集し、その議長となる。

(会議及び議事)

第 5 条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書 記)

第 6 条 協議会に書記を置き市の職員のうちから市長が命ずる。

2 書記は、協議会の庶務に従事する。

(会 議 録)

第 7 条 会議録には、議事の経過及びその結果を記載するものとする。

2 会議録には、議長及び議長が指名する2人の委員が署名しなければならない。

附 則 (略)

# 大垣市国民健康保険診療所設置条例

〔平成17年12月15日〕  
〔 条 例 第 47 号 〕

改正 平成18年 6月22日 条例第35号  
平成20年 3月25日 条例第20号  
平成20年 3月25日 条例第21号

## (設 置)

第 1 条 大垣市国民健康保険の被保険者に対し、療養の給付を行うため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第82条第1項及び大垣市国民健康保険条例（昭和35年条例第14号）第8条第4号の規定により国民健康保険診療所（以下「診療所」という。）を設置する。

## (名称及び位置)

第 2 条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 大垣市国民健康保険上石津診療所  
位 置 大垣市上石津町上原 1438 番地

## (診 療)

第 3 条 診療所は、大垣市国民健康保険の被保険者に対し次の診療等を行うものとする。ただし、法第6条各号に該当する者及び他の市町村の国民健康保険の被保険者並びにその他の者に対しても診療等を行うことができる。

- (1) 診 療
- (2) 健康診断及び健康相談
- (3) 療養の指導及び相談
- (4) 薬剤又は治療材料の投与及び支給
- (5) 処置、手術その他の治療

## (使 用 料)

第 4 条 診療所において診療等を受けた者（次項に規定する者を除く。）から徴収する使用料等の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定により厚生労働大臣が定める額とする。

2 診療所において労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による保険給付としての診療等を受けた者から徴収する使用料の額は、厚生労働省が別に定める労災診療費算定基準による。

## (手 数 料)

第 5 条 診療所において書類の交付を受ける者から徴収する手数料の額は、市長が別に定める。

## (減 免)

第 6 条 市長は、特別の理由があると認めた者に対しては、前2条に規定する使用料及び手数料を減免することができる。

## (損害賠償)

第 7 条 患者その他付添人又は来訪者が診療所の設備その他の物件を汚損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、賠償の義務を免除し、又は賠償の額を減額することができる。

## (委 任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (略)

# 大垣市国民健康保険診療所設置条例施行規則

〔平成17年12月15日〕  
規則 第 82 号

改正 平成25年12月27日 規則第71号  
平成30年 3月30日 規則第19号  
平成31年 3月25日 規則第35号

## (趣 旨)

第 1 条 この規則は、大垣市国民健康保険診療所設置条例（平成17年条例第47号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定める。

## (診療日及び診療時間)

第 2 条 国民健康保険診療所の診療日及び診療時間は、次の各号のいずれかに該当する日を除き、午後2時から午後5時までとする。ただし、急患その他やむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで（前号に掲げる日を除く。）
- (4) 前3号に掲げる日のほか市長が定める日

## (手 数 料)

第 3 条 条例第5条の規定による手数料の額は、次の各号に掲げる書類ごとにそれぞれ当該各号に定める額とする。ただし、これによりがたいものは、別に定める。

- (1) 普通診断書 1通につき1,100円
- (2) 死亡診断書及び死体検案書 1通につき1,100円
- (3) 証明書 1通につき 550円
- (4) 介護保険主治医意見書
  - ア 新規の場合 1通につき5,500円
  - イ 継続の場合 1通につき4,400円
- (5) 次に掲げる診断書又は証明書
  - ア 生命保険診断書 1通につき2,750円
  - イ 死亡調査診断書 1通につき2,750円
  - ウ 自動車損害賠償責任保険に関する診断書又は証明書 各1通につき2,750円
  - エ 傷害又は交通事故に関する診断書 1通につき2,750円

## (減 免)

第 4 条 条例第6条の規定による使用料及び手数料の減免を受けようとする者は、その理由を記載した申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

附 則 (略)

# 国 民 年 金

# 国民年金事業の沿革

昭和34年	4月	国民年金法成立同16日公布
	5月	厚生省に年金局設置 都道府県に国民年金課設置
	7月	厚生課援護内で事務開始
	11月	国民年金法施行 福祉年金支給開始（34年11月分から支給）
昭和35年	3月	福祉年金第1回支払いはじまる
昭和36年	10月	法改正
	11月	通算年金通則法制定
昭和37年	4月	法改正
	5月	抛出年金支給
	7月	社会保険庁発足
昭和38年	7月	法改正（障害福祉年金等の額及び母子、準母子福祉年金の支給要件の改定）
昭和39年	4月	死亡一時金支給開始
	5月	法改正（障がい・母子・準母子年金の支給要件改定）
昭和40年	5月	法改正（障がい年金の支給要件及び母子・準母子年金額の改定）
昭和41年	6月	法改正（保険料2倍、給付額2.5倍に引き上げ並びに老齢年金の繰り上げ、繰り下げ支給の導入）
昭和42年	1月	抛出及び福祉年金額引き上げ
昭和43年	1月	福祉年金額引き上げ
	10月	福祉年金額引き上げ
昭和44年	10月	福祉年金額引き上げ
	12月	法改正（保険料1.5倍、給付額1.6倍に引き上げ）
昭和45年	1月	国民年金法施行10周年大会開催
	7月	法改正（抛出年金額引き上げ）
	10月	法改正（付加年金制度の導入、福祉年金額引き上げ）
昭和46年	5月	抛出制老齢年金給付開始
	10月	法改正（福祉年金支給制限等の大幅緩和等）
	11月	法改正（福祉年金額引き上げ）
昭和47年	7月	障がい及び母子年金額引き上げ
	10月	福祉年金額引き上げ
昭和48年	9月	法改正（再開5年年金、老齢特別給付金創設、スライド制導入）
昭和49年	1月	抛出年金額引き上げ
	5月	法改正（母子及び準母子福祉年金支給要件改正）
昭和50年	1月	法改正（保険料1,100円に引き上げ）
	2月	5年年金支給開始
	9月	抛出年金額21.8%引き上げ
	10月	福祉年金額引き上げ
昭和51年	4月	法改正（保険料1,400円に引き上げ）

	9月	拠出年金額引き上げ
	10月	障がい・遺児年金に通算制度導入、福祉年金額引き上げ
昭和52年	4月	法改正（保険料2,200円に引き上げ）
	7月	法改正（スライド時期前年より2か月繰上実施、拠出年金額9.4%引き上げ）
	8月	福祉年金額11.1%引き上げ
昭和53年	4月	法改正（保険料2,730円に引き上げ）
	7月	拠出年金額6.7%引き上げ、特例納付制度実施（53.7.1～55.6.30）
	8月	福祉年金額10%引き上げ
昭和54年	4月	法改正（保険料3,300円に引き上げ）
	7月	拠出年金額3.4%引き上げ
	8月	福祉年金額20.7%引き上げ
昭和55年	4月	法改正（保険料3,770円に引き上げ） 保険料納付方法を3か月納付から2か月納付に変更
昭和56年	7月	スライド実施時期の繰上及び年金額7.8%引き上げ
昭和57年	8月	スライドの特例実施と時期の繰上（4%）
	12月	福祉年金額2%引き上げ
昭和60年	4月	法改正（保険料6,740円に引き上げ）
昭和61年	4月	国民年金法改正、基礎年金が導入される 法改正（保険料7,100円に引き上げ）
昭和62年	4月	保険料7,400円に引き上げ 拠出年金額0.6%引き上げ 口座振替制度の実施
	10月	国民年金業務に関する事務指導監査の実施
昭和63年	2月	老齢年金（旧法）の支払期日変更（偶数月の年6回とする）
	4月	保険料7,700円に引き上げ 拠出年金額0.1%引き上げ 国民健康保険・国民年金保険料徴収嘱託員の設置
平成元年	4月	保険料8,000円に引き上げ
	5月	国民年金業務に関する事務指導監査の実施
平成2年	4月	保険料8,400円に引き上げ 年金給付額2.3%引き上げ（完全自動物価スライド制初の適用） 基礎年金の支払月年4回から年6回（偶数月）に改められる。各年金の支払日が支払月の15日になる
	6月	保険料免除基準一部改正
平成3年	4月	保険料9,000円に引き上げ 年金給付3.1%引き上げ
	6月	保険料免除基準一部改正
	8月	国民年金業務に関する事務指導監査の実施
平成4年	4月	保険料9,700円に引き上げ 年金給付3.3%引き上げ
	6月	保険料免除基準一部改正（一般・学生）

	1 1 月	街頭年金相談所開設 農業祭街頭年金キャンペーン
平成 5 年	4 月	保険料 10,500 円に引き上げ 年金給付 1.6%引き上げ
	6 月	保険料免除基準一部改正（一般・学生）
	8 月	国民年金業務に関する事務指導監査の実施
	1 1 月	街頭年金相談所開設 「スイング'93 西濃」年金キャンペーン
平成 6 年	4 月	保険料 11,100 円に引き上げ 年金給付 1.3%引き上げ
	6 月	保険料免除基準一部改正（一般・学生）
	1 1 月	国民年金法等の一部改正 1. 年金額の引き上げ（10 月から） 2. 遺族基礎年金等の子の年齢の延長（7 年 4 月から） 3. 遺族基礎年金等における生計維持の認定基準の引き上げ（11 月 9 日から） 4. 20 歳前の障がいによる障害基礎年金の所得制限の改善（7 年 8 月から） 5. 障がい等級に 3 年以上該当しなかった場合の取り扱いの改善（11 月 9 日から） 6. 障害基礎年金等の支給の特例（11 月 9 日から） 7. 障害基礎年金等の特例措置の期限延長（11 月 9 日から） 8. 高齢任意加入の特例（7 年 4 月から） 9. 第 3 号被保険者の届け出の特例（7 年 4 月から 9 年 3 月） 10. 保険料の改定（7 年 4 月から） 11. 短期在留外国人への脱退一時金の支給（7 年 4 月から） 12. 死亡一時金の改善（11 月 9 日から） 13. 年金教育資金貸付け制度の創設（11 月 9 日から）
		優良地区納付組織長官表彰
		街頭年金相談所開設 「スイング'94 西濃」年金キャンペーン
平成 7 年	2 月	優良地区納付組織及び職員表彰
	4 月	保険料 11,700 円に引き上げ 年金給付 0.7%引き上げ
	6 月	保険料免除基準一部改正（一般・学生）
	8 月	国民年金業務に関する事務指導監査の実施
	1 1 月	市町村広報コンクール表彰、リーフレットの部、特選 街頭年金相談所開設 「スイング'95 西濃」年金キャンペーン
平成 8 年	2 月	優良地区納付組織長官表彰、優良地区納付組織及び職員表彰 国民年金健康保養センター「グリーンハイツ養老」竣工
	4 月	保険料 12,300 円に引き上げ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令の施行（平成 8 年 3 月 27 日公布、平成 8 年 4 月 1 日施行）

		年金給付額は前年の全国消費者物価指数が0.1%下落したことに伴い、平成7年度と同額に据え置き（特例措置）
	6月	保険料免除基準一部改正（一般・学生）
	11月	街頭年金相談所開設 「スイング'96西濃」年金キャンペーン
平成9年	1月	基礎年金番号導入
	2月	優良地区納付組織長官表彰及び職員表彰
	3月	年金相談所開設 第1回市民の健康広場 国民年金委員、国民年金保険料納付組合の廃止
	4月	保険料12,800円に引き上げ 国民年金嘱託員1人設置
	5月	会計監査の実施
	7月	保険料免除基準一部改正（一般・学生） 国民年金嘱託員1人増員し、計2名とする
	9月	国民年金業務に関する事務指導監査の実施
	10月	市町村広報コンクール表彰、リーフレットの部、入選 年金相談所開設 第2回市民の健康広場
	11月	街頭年金相談所開設 1. 岐阜経済大学学園祭において年金PR 2. 「スイング'97西濃」年金キャンペーン
平成10年	1月	国民年金法等一部改正 ・現況届に係る市町村長による生存証明の廃止（特別支給の老齢厚生年金受給者の65歳到達による老齢基礎年金及び老齢厚生年金の裁定請求書は証明が必要） 国民年金嘱託員1人増員し、計3名とする
	2月	県下14市主幹課長会議（大垣市）
	3月	国民年金徴収員廃止
	4月	保険料13,300円に引き上げ 年金給付1.8%引き上げ 国民年金嘱託員1人増員し、計4名とする
	6月	年金受給者に対する年金の支払通知書及び振込通知書の簡略化（平成10年6月送付分から1年間分をまとめて通知）
	7月	保険料免除基準一部改正（一般・学生）
	10月	収納支援システム導入 年金相談所開設 第3回市民の健康広場
	11月	街頭年金相談所開設 1. 「スイング'98西濃」年金キャンペーン 2. 岐阜経済大学学園祭において年金PR
平成11年	4月	保険料13,300円に据え置き（特例措置）

		年金給付 0.6%引き上げ
		保険料免除基準一部改正（学生）
		大垣市国民年金嘱託員に関する要綱の一部改正。国民年金嘱託員から国民年金指導員に名称変更
		国民年金指導員 2 人増員し、計 6 名とする
7 月		保険料免除基準一部改正（一般・学生）
		地方分権一括法公布
		印紙納付の廃止（平成 14 年 4 月から）
		第 3 号被保険者に係る届出の事業主経由（平成 14 年 4 月から）
		機関委任事務の法定受託事務化（平成 12 年 4 月から）
		国民年金指導員 1 人退職
9 月		国民年金業務に関する事務指導監査の実施
10 月		年金相談所開設
		第 4 回市民の健康広場
11 月		街頭年金相談所開設
		1. 「スィンク'99 西濃」年金キャンペーン
		2. 岐阜経済大学学園祭において年金 P R
		市町村広報コンクール表彰、リーフレットの部、入選
平成 12 年	3 月	国民年金法等の一部改正
		1. 学生納付特例制度の創設（平成 12 年 4 月実施）
		2. 国民年金保険料の半額免除制度の導入（平成 14 年 4 月実施）
		3. 基礎年金の国庫負担の割合を 3 分の 1 から 2 分の 1 へ引き上げ（平成 16 年までに実施）
		国民年金指導員 1 人退職
4 月		保険料 13,300 円に据え置き
		平成 11 年の消費者物価指数が 0.3%の下落となったが、年金給付額は平成 11 年度と同額に据え置き（特例措置）
		国民年金指導員 2 人補充し、計 6 名とする
		学生納付特例制度実施
6 月		国民年金法等の一部改正
		1. 繰り上げ減額率、繰り下げ増額率の改正（昭和 16 年 4 月 2 日以降の生まれの方が対象）
		2. 20 歳前障害基礎年金等の所得制限の緩和（平成 12 年 8 月から）
10 月		街頭年金相談所開設
		「ウエルカム 21 東西・とーざいフェスティバル」年金キャンペーン
		年金相談所開設
		第 5 回市民の健康広場
11 月		街頭年金相談所開設
		岐阜経済大学学園祭において年金 P R
平成 13 年	4 月	保険料 13,300 円に据え置き
		平成 12 年の消費者物価指数が 0.7%の下落となったが、年金給付額は平成 12 年度と同額に据え置き（特例措置）

	7月	国民年金法等の一部改正 20歳前障害基礎年金等の所得制限の緩和（平成13年8月から）
	10月	年金相談所開設 第6回市民の健康広場
	11月	街頭年金相談所開設 1. 「スインク西濃」年金キャンペーン 2. 岐阜経済大学学園祭において年金PR
平成14年	4月	保険料13,300円に据え置き 平成13年の消費者物価指数が0.7%の下落となったが、年金給付額は平成13年度と同額に据え置き（特例措置） 印紙納付の廃止（保険料は国へ直接納付） 第3号被保険者に係る届出の事業主経由 半額免除制度の創設 大垣市国民年金指導員に関する要綱の廃止（国民年金指導員の廃止）
	9月	大垣市国民年金印紙購入基金条例の廃止
	10月	年金相談所開設 第7回市民の健康広場
平成15年	4月	保険料13,300円に据え置き 年金給付0.9%引き下げ
	10月	年金相談所開設 第8回市民の健康広場
	11月	街頭年金相談所開設 岐阜経済大学学園祭において年金PR
平成16年	4月	保険料13,300円に据え置き 年金給付0.3%引き下げ
	10月	国民年金法等の一部改正 保険料未納者の所得情報提供及び社会保険料控除の適正化 年金相談所開設 第9回市民の健康広場
平成17年	1月	成人式における「社会保険庁長官名、メッセージ広報」の実施について
	4月	国民年金法等の一部改正 1. マクロ経済スライドによる給付水準の調整 2. 年金給付額の据え置き 3. 保険料13,580円に引き上げ 4. 保険料口座振替割引制度の拡充 5. 若年者納付猶予制度の創設 6. 保険料免除申請等の申請期間の拡大 7. 学生納付特例制度の対象校の拡大 8. 特別障害給付金制度の創設
	7月	国民年金法等の一部改正 保険料の全額免除申請及び若年者納付猶予申請に係る手続の簡素化
	10月	第10回市民の健康広場

	1 1 月	国民年金法等の一部改正 多段階免除（4分の1及び4分の3）の創設（18年7月実施）
	3 月	国民年金法等の一部改正 学生納付特例制度の対象となる教育施設の整備 養老郡上石津町、安八郡墨俣町と合併
平成18年	4 月	保険料 13,860 円に引き上げ 障害基礎年金と老齢厚生年金等の併給調整の緩和
	7 月	多段階免除制度（4分の3、4分の1免除）の実施 全額免除及び若年者納付猶予の継続免除要請の受付処理の整備 委任による免除等の要請の取扱い 年金相談の時間延長
	1 0 月	第 11 回市民の健康広場
平成19年	4 月	保険料 14,100 円に引き上げ 国民年金法の一部改正 1. 離婚等における厚生年金の分割制度 2. 70歳以上の方の会社勤務における老齢厚生年金の全額または一部の支給停止
	6 月	「年金記録確認第三者委員会」の設置
	7 月	年金記録の確認に係る市町村への支援等について
	1 0 月	郵政民営化法等の施行に伴う老齢福祉年金の一部変更 特別障害給付金の一部変更 第 12 回市民の健康広場
	1 2 月	「ねんきん特別便」の発送（平成19年12月17日から） 国民年金施行規則の一部改正
	3 月	クレジットカード支払いの取扱い開始
平成20年	4 月	保険料 14,410 円に引き上げ 国民年金法等の一部改正 1. 任意加入被保険者の保険料納付の口座振替の原則化 2. 学生納付特例事務法人及び保険料納付確認団体の指定等の権限 3. 学生納付特例申請の手続きの簡素化 4. 離婚時の第3号被保険者期間における厚生年金の分割制度
	5 月	社会保険事務所等の窓口における年金保険料等の現金領収の廃止
	1 0 月	第 13 回市民の健康広場
平成21年	4 月	保険料 14,660 円に引き上げ 「ねんきん定期便」の発送 基礎年金の国庫負担割合を現行の3分の1から2分の1へ引き上げ
	1 0 月	国民年金収納事務の民間委託開始 個人住民税の公的年金からの特別徴収制度はじまる 第 14 回市民の健康広場
平成22年	1 月	社会保険庁を廃止し、公的年金業務の運営を担う組織として日本年金機構が発足（9ブロック本部・47事務センター・312年金事務所〈旧社会保険事務所〉）
	4 月	保険料 15,100 円に引き上げ

	10月	第15回市民の健康広場
平成23年	4月	保険料 15,020 円に引き下げ
	10月	第16回市民の健康広場
平成24年	4月	保険料 14,980 円に引き下げ
	10月	年金確保支援法「後納制度」の施行（3年間の時限措置）
		第17回市民の健康広場
平成25年	4月	保険料 15,040 円に引き上げ
	10月	第18回市民の健康広場
平成26年	4月	保険料 15,250 円に引き上げ
		保険料の2年前納制度（口座振替）の導入
		免除制度に係る遡及期間の見直し（2年遡及）
	10月	第19回市民の健康広場
平成27年	4月	保険料 15,590 円に引き上げ
	9月	年金確保支援法「後納制度」終了
	10月	5年後納制度の施行（3年間の時限措置）
		第20回市民の健康広場
平成28年	4月	保険料 16,260 円に引き上げ
	7月	納付猶予制度の対象年齢を30歳未満から50歳未満に拡大（平成37年6月30日までの時限措置）
	10月	第21回市民の健康広場
平成29年	4月	保険料 16,490 円に引き上げ
	8月	年金受給資格期間25年から10年に短縮
	10月	第22回市民の健康広場
平成30年	3月	届書への個人番号の記載開始
	4月	保険料 16,340 円に引き下げ
	9月	保険料5年後納制度終了
	10月	第23回市民の健康広場
平成31年	4月	国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除制度の開始
		保険料 16,410 円に引き上げ
	10月	年金生活者支援給付金の支給に関する法律の施行
		第24回市民の健康広場
令和2年	4月	保険料 16,540 円に引き上げ
	5月	国民年金保険料免除の臨時特例措置の受付開始
令和3年	4月	保険料 16,610 円に引き上げ
令和4年	4月	国民年金手帳の交付廃止及び基礎年金番号通知書の交付開始
		保険料 16,590 円に引き下げ
	5月	マイナポータルからの国民年金手続きの電子申請受付開始
令和5年	2月	国民年金保険料のスマートフォンアプリでの納付開始
	4月	保険料 16,520 円に引き下げ

# 年 金 財 政 等

## 国民年金事務費予算

(歳 入)

(単位：千円)

		民生費委託金	雑 入	計
H30	本年度予算額	31,240	—	31,240
	前年度予算額	30,440	—	30,440
	比 較	800	—	800
R 1	本年度予算額	29,940	—	29,940
	前年度予算額	31,240	—	31,240
	比 較	△ 1,300	—	△ 1,300
R 2	本年度予算額	27,000	—	27,000
	前年度予算額	29,940	—	29,940
	比 較	△ 2,940	—	△ 2,940
R 3	本年度予算額	27,450	—	27,450
	前年度予算額	27,000	—	27,000
	比 較	450	—	450
R 4	本年度予算額	26,890	—	26,890
	前年度予算額	27,450	—	27,450
	比 較	△ 560	—	△ 560

(歳 出)

		人 件 費	物 件 費	計
H30	本年度予算額	18,419	12,821	31,240
	前年度予算額	18,700	11,732	30,432
	比 較	281	1,089	808
R 1	本年度予算額	20,410	9,530	29,940
	前年度予算額	18,419	12,821	31,240
	比 較	1,991	△ 3,291	△ 1,300
R 2	本年度予算額	18,890	8,110	27,000
	前年度予算額	20,410	9,530	29,940
	比 較	△ 1,520	△ 1,420	2,940
R 3	本年度予算額	18,890	8,560	27,450
	前年度予算額	18,890	8,110	27,000
	比 較	0	450	450
R 4	本年度予算額	18,540	8,350	26,890
	前年度予算額	18,890	8,560	27,450
	比 較	△ 350	△ 210	△ 560

国民年金事務費決算

(単位：円)

年 度		H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	
基礎年金等事務費	歳入額	交付金(A)	24,438,767	22,986,232	25,001,021	25,637,462	24,769,350
		手数料(B)	0	0	0	0	0
		計(C)	24,438,767	22,986,232	25,001,021	25,637,462	24,769,350
	歳出額	人件費	20,691,023	20,892,156	20,829,428	20,277,803	21,815,532
		物件費	8,300,354	6,981,744	6,920,681	7,372,262	6,818,992
		計(D)	28,991,377	27,873,900	27,750,109	27,650,065	28,634,524
	交付率(%) A/(D-B)		84.3%	82.5%	90.1%	92.7%	86.5%
特別障害給付金	歳入額	交付金(E)	16,034	20,920	21,328	18,662	18,431
	歳出額	人件費	2,255	1,803	21,688	19,467	18,182
		物件費	22,150	20,080	2,507	1,790	1,209
		計(F)	24,405	21,883	24,195	21,437	19,391
	交付率(%) E/F		65.7%	95.6%	88.2%	87.1%	95.0%
協力・連携費	歳入額	交付金(G)	3,126,904	2,860,196	3,023,167	3,335,118	2,849,607
	歳出額	人件費	1,290,271	2,247,467	2,476,389	2,723,522	2,481,248
		物件費	1,847,789	1,281,819	616,234	625,130	396,386
		計(H)	3,138,060	3,529,286	3,092,623	3,348,652	2,877,634
	交付率(%) G/H		99.6%	81.0%	97.8%	99.6%	86.2%
支援給付金事務費 年金生活者	歳入額(I)	423,000	1,176,601	505,940	903,059	804,678	
	歳出額(J)	423,935	1,176,601	506,269	906,967	811,321	
	交付率(%) I/J		99.8%	100.0%	99.9%	99.6%	99.2%
合計	歳入額(K)	28,004,705	27,043,949	28,551,456	29,894,481	28,442,066	
	歳出額(L)	32,577,777	32,601,670	31,373,196	31,927,121	32,342,870	
	交付率(%) K/L		86.0%	83.0%	91.0%	93.6%	87.9%

# 被 保 險 者 数

## 被保険者の資格取得・喪失状況

年度	被保険者 総数	第1号 被保険者	任意加入 被保険者	第3号 被保険者	取 得	適用漏れ	20 歳 到達者	第2号か らの移行	外国から の転入	その他	計
H30	(250) 28,761	(236) 16,656	(0) 186	(14) 11,919	5,899	1,334	1,075	2,203	356	931	5,899
R 1	(227) 28,414	(215) 16,609	(0) 202	(12) 11,603	6,533	1,737	1,324	2,254	438	780	6,533
R 2	(186) 28,053	(176) 16,555	(0) 209	(10) 11,289	6,095	1,497	1,368	2,337	266	627	6,095
R 3	(190) 27,213	(183) 16,147	(0) 222	(7) 10,844	5,449	1,249	1,302	2,152	98	648	5,449
R 4	(166) 26,357	(161) 15,843	(0) 231	(5) 10,283	6,174	1,354	1,351	2,225	697	547	6,174

( ) 内は居所未登録者数

## 付加保険料加入者被保険者数

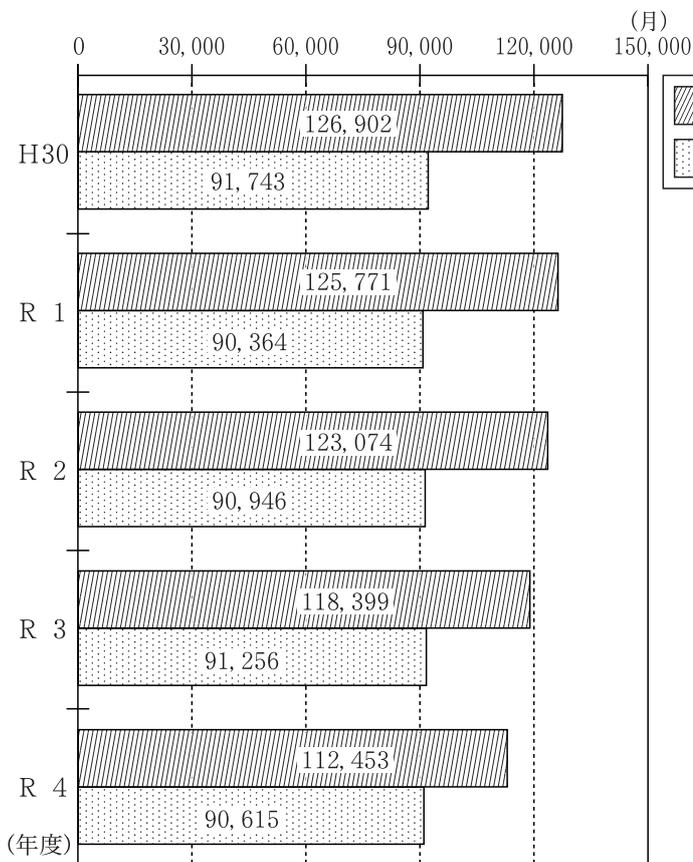
年 度	強 制	任 意	総 数	加入率(%)	高 齢 任 意 加 入 被 保 険 者 数	
					総 数	加入率(%)
H30	5	660	665	6.5	147	
R 1	8	677	685	6.7	166	
R 2	8	674	682	6.8	175	
R 3	6	730	736	7.7	189	
R 4	6	723	729	7.9	190	

# 保 險 料

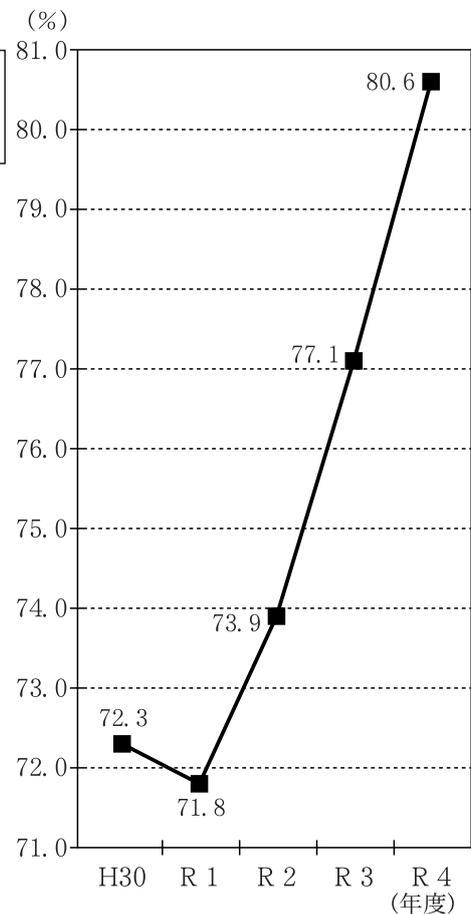
## 収 納 状 況

年 度	納付対象者数 (人)	納付対象月数 (月)		収 納 率 (%) B/A
		A	B	
H30	10,401	126,902	91,743	72.3
R 1	10,435	125,771	90,364	71.8
R 2	10,141	123,074	90,946	73.9
R 3	9,737	118,399	91,256	77.1
R 4	9,301	112,453	90,615	80.6

収納対象・実施月数の推移



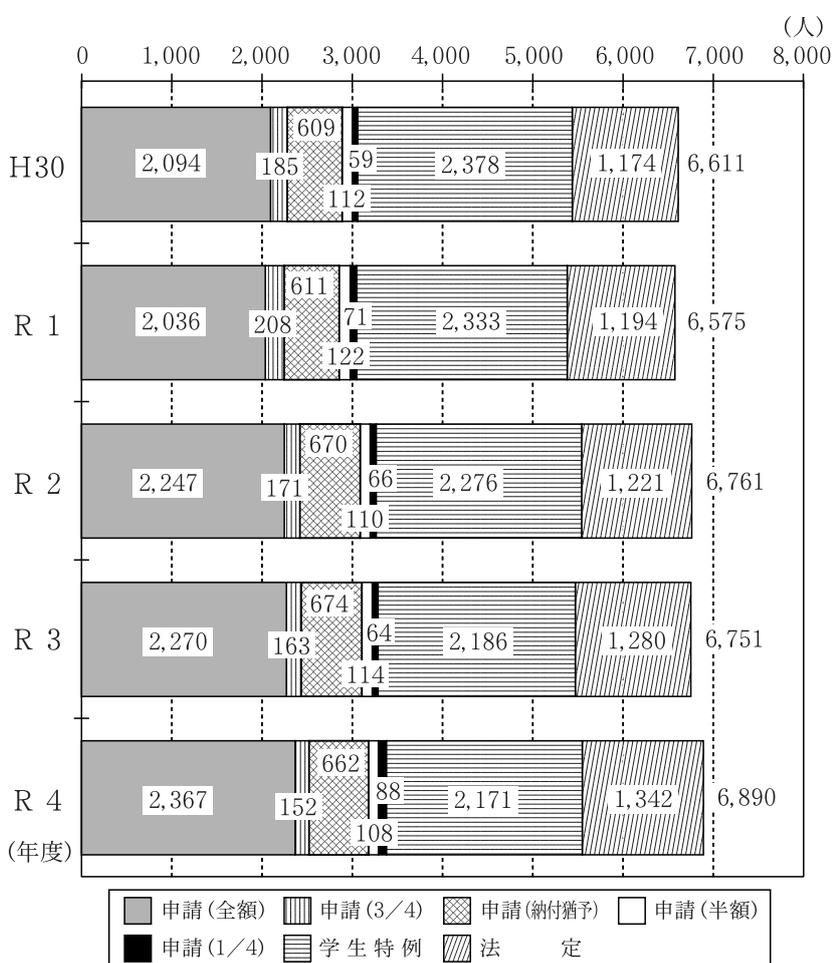
収納率の推移



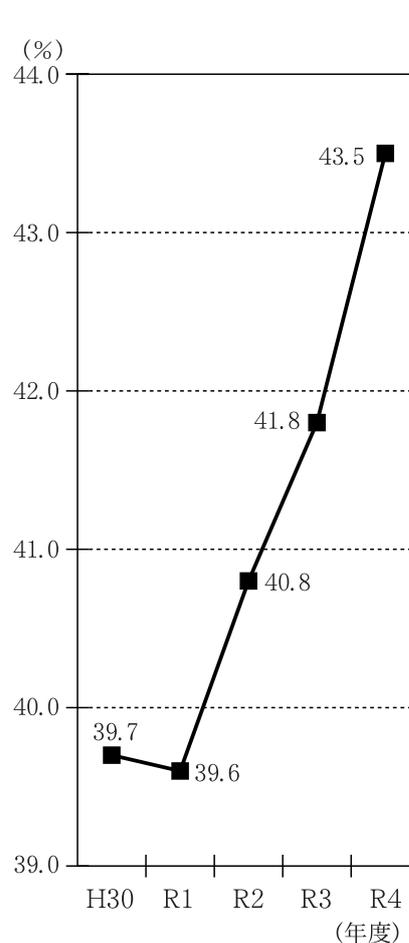
## 保険料免除者状況

年度	第1号強制 被保険者数 (人)	免 除 者 数 (人)								免除率 (%)
		申 請 免 除					学生特例	法定免除	計	
		全 額	3/4免除	納付猶予	半 額	1/4免除				
H30	16,656	2,094	185	609	112	59	2,378	1,174	6,611	39.7
R 1	16,609	2,036	208	611	122	71	2,333	1,194	6,575	39.6
R 2	16,555	2,247	171	670	110	66	2,276	1,221	6,761	40.8
R 3	16,147	2,270	163	674	114	64	2,186	1,280	6,751	41.8
R 4	15,843	2,367	152	662	108	88	2,171	1,342	6,890	43.5

### 免除者数の推移



### 免除率の推移



## 国民年金受給権者給付状況

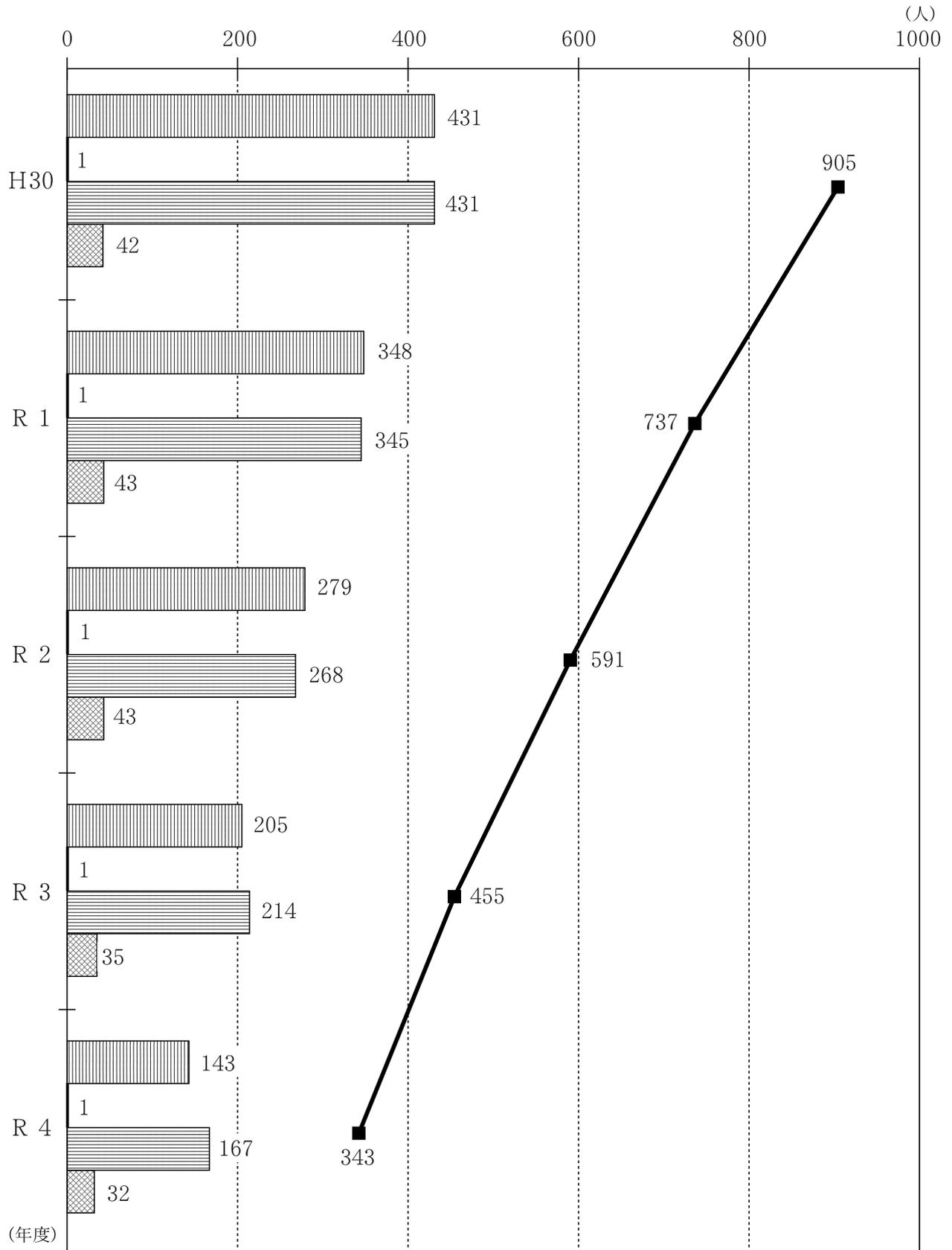
### 旧 制 度

年 度	老 齢 年 金		五 年 年 金	
	人 数 (人)	金 額 (円)	人 数 (人)	金 額 (円)
H30	431	204,917,694	1	403,000
R 1	348	164,655,666	1	403,400
R 2	279	132,189,392	1	404,200
R 3	205	97,604,212	1	403,800
R 4	143	67,654,068	1	402,200

年 度	通 算 老 齢 年 金		障 害 年 金	
	人 数 (人)	金 額 (円)	人 数 (人)	金 額 (円)
H30	431	87,650,044	42	37,406,400
R 1	345	71,608,029	43	38,029,875
R 2	268	55,129,191	43	38,107,875
R 3	214	45,059,258	35	31,040,775
R 4	167	35,119,211	32	28,778,600

年 度	合 計	
	人 数 (人)	金 額 (円)
H30	905	330,377,138
R 1	737	247,696,970
R 2	591	225,830,658
R 3	455	174,108,045
R 4	343	131,954,079

# 旧制度（拠出）受給者数

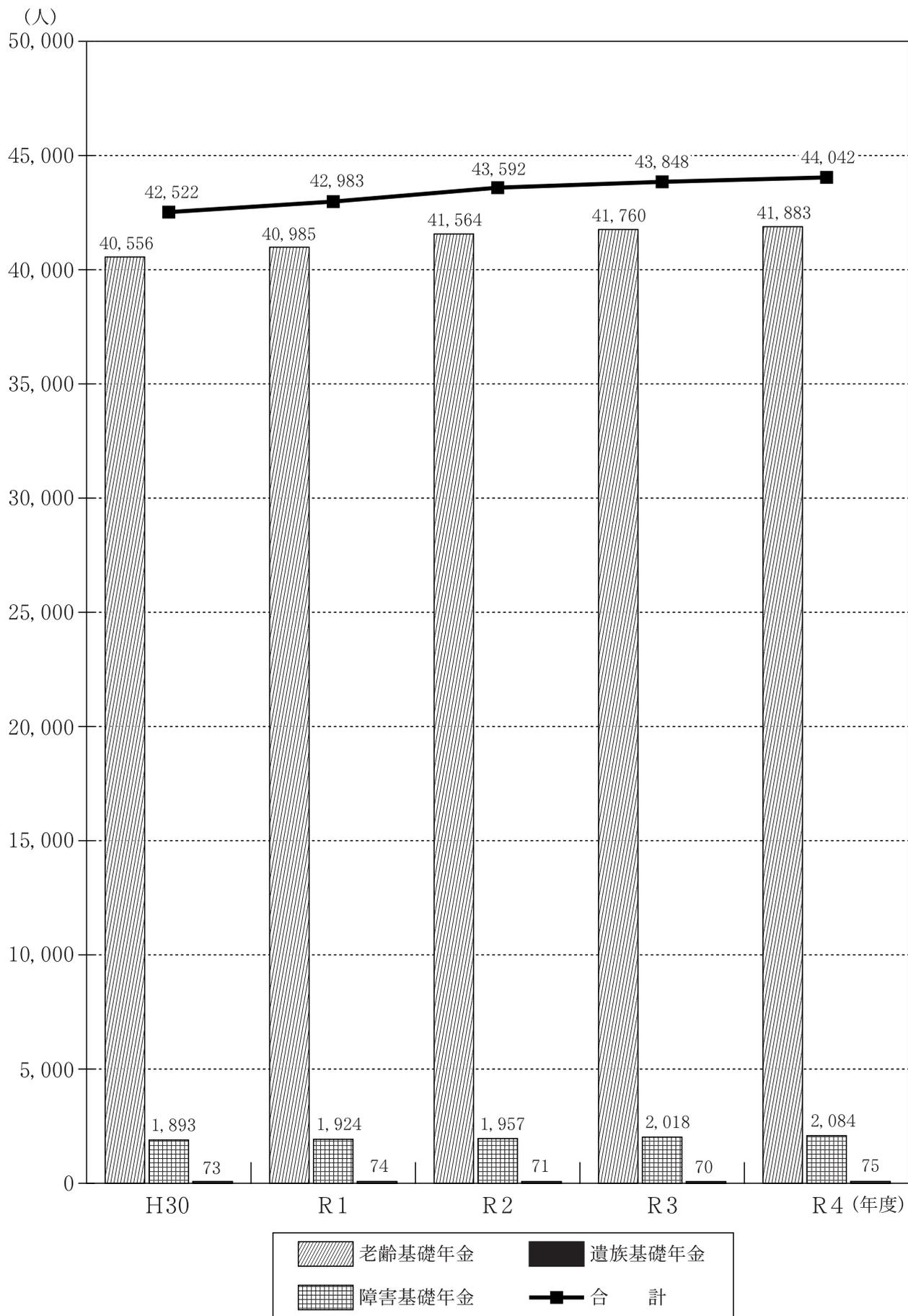


## 基 礎 年 金

年 度	老 齡 基 礎 年 金		障 害 基 礎 年 金			
			抛 出		法 第 3 0 条 の 4 附 則 第 25 条 ( 福 祉 )	
	人 数 ( 人 )	金 額 ( 円 )	人 数 ( 人 )	金 額 ( 円 )	人 数 ( 人 )	金 額 ( 円 )
H 30	40, 556	26, 976, 244, 691	597	505, 950, 575	1, 296	1, 142, 492, 075
R 1	40, 985	27, 335, 708, 992	610	516, 967, 725	1, 314	1, 157, 540, 850
R 2	41, 564	27, 839, 557, 963	614	519, 832, 000	1, 343	1, 179, 726, 500
R 3	41, 760	28, 022, 364, 278	636	537, 484, 275	1, 382	1, 209, 232, 700
R 4	41, 883	28, 051, 371, 631	664	556, 872, 950	1, 420	1, 235, 136, 550

年 度	遺 族 基 礎 年 金				合 計	
	抛 出		法 第 3 7 条 附 則 第 28 条 ( 福 祉 )			
	人 数 ( 人 )	金 額 ( 円 )	人 数 ( 人 )	金 額 ( 円 )	人 数 ( 人 )	金 額 ( 円 )
H 30	73	52, 047, 904	0	0	42, 522	28, 170, 784, 670
R 1	74	53, 788, 000	0	0	42, 983	29, 064, 005, 567
R 2	71	53, 049, 697	0	0	43, 592	29, 592, 166, 160
R 3	70	51, 809, 204	0	0	43, 848	29, 820, 890, 457
R 4	75	55, 684, 196	0	0	44, 042	29, 899, 065, 327

# 基礎年金受給者数



事業の概要

国民健康保険・国民年金

令和4年度の事業実績

大垣市